

2020年2月25日

東京地方裁判所民事第13部 御中

意見書2

大阪市立大学 人権問題研究センター／都市経営研究科

教授 阿久澤 麻理子

(阿久澤麻理子)



貴庁係属 平成28年(ワ)第12785号事件及び同事件に併合された同種事件(損害賠償請求事件)について、追加意見書を提出いたします。これは、阿久澤の意見書(甲 127)に対して、被告が準備書面(9)において行った反論をふまえて、更に意見を申し述べるものです。

目次

1. 前意見書(甲 127)の主旨の再確認

部落の地名の拡散が、差別「する側」の心理と行動に与える負の影響

2. 被告準備書面(9)での反論に対して

(1)「部落の地名」を手がかりに差別が行われることについて

(2) 戸籍について:

(3) 「一般社団法人 部落解放・人権研究所役員」であることについて

1. 前意見書(甲 127)の主旨の再確認——部落の地名の拡散が、差別「する側」の心理と行動に与える負の影響

何よりも強調しなければならないのは、私が提出した先の意見書の主旨である。それは、被告らが「部落の地名」リスト、すなわち「全国部落調査」データを拡散したことが、いかに人びとの心理や行動に負の影響を与え、部落差別を助長・誘発するか、という点である。

差別とは、「する側」の問題であって、「される側」に本質的な理由を求めるべきものではない。例えば、女性だから、障害があるから...という理由で差別が正当化されることはない。女性だから、障害があるから...といって、偏見を発動させ、相手を見下す言葉を投げかけたり、不当な扱いを行ったりすること、すなわち、差別「する側」の行為が問題なのである。

そこで、先の意見書でも、被告らの行為が、いかに人びとの心理や行動に負の影響を与え、差別を助長・誘発

するのかを明らかにするため、大学生のレポート(甲 127 p.4~8)や中学校で起きた事象(同 p.18)を取り上げ、若者がインターネット上の「部落の地名」リストから影響を受け、無自覚のうちに身近な誰かを「部落出身者かどうか」判定しようとしたり、身近な人からきいた部落に対する差別的な評価を、リスト上の部落(地名)に結び付けている状況を重大な問題として報告した。

しかし被告らは、先の意見書の最も重要な上記の主旨には一切触れず、むしろ差別の理由は原告側にあるかのように——「探偵や興信所が関心を持つとしたら、単に部落の住民か出身者かではなく解放同盟の関係者かということになる」(被告準備書面 9 p.11)——述べたり、「被差別部落出身者」という法律上の身分ではなく社会的・学術的にも定義が定まっていないから、原告には当事者適格がないなどと主張をしている。

だが、本裁判は、「部落出身者とは何か」という定義や、出身者の認定をいかに行うべきかについて、争っているものではない。地名の拡散という被告らの行為が、いかに差別「する側」の心理と行為に影響を与え、部落差別を助長・誘発するのかが問題なのであるから、その点を先の意見書に記したのである。

なお、差別とは、「する側」の問題だという認識は国際的に共有されている。日本も締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」「障害者の権利に関する条約」において、差別とは「人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」であると記されている。

また、日本と同じ、アジア太平洋地域の身近な例として、オーストラリア、ヴィクトリア州の機会均等法(Equal Opportunity Act 2010)をあげておきたい。これは同州の反差別法であり、個人の属性・特性(attributes)を理由とした、不利な扱いやハラスメントを禁じ、さらに保護されるべき属性・特性として、年齢、性別、ジェンダー・アイデンティティ、障がい、キャリア、組合活動への参加など 18 項目をあげ、同州の機会均等人権委員会は、これらに基づく差別を救済の対象としている。興味深いことに、同法には、属性に基づく差別には「その属性・特質を有する、あるいは有していたとみなされた人びとが受ける差別」も含まれること(discrimination on the basis of an attribute includes discrimination on the basis that a person is presumed to have that attribute or to have had it at any time)<sup>1</sup>、さらに「これらの属性を持つ人に関わったことを理由に受ける差別」(関連差別)も含まれることが記されている。差別は「される側」が、その属性・特性を有しているかどうかを証明してから、救済される問題ではない。あくまで、「する側」が問題なのである。

---

<sup>1</sup>ヴィクトリア州の機会均等法(Equal Opportunity Act 2010)第二部「差別の定義」の 7. 2(d)  
[http://www.legislation.vic.gov.au/domino/Web\\_Notes/LDMS/LTObject\\_Store/ltobjst9.nsf/DDE300B846EED9C7CA257616000A3571/875B6C33CB8D96BFCA257EB300218423/\\$FILE/10-16aa020%20authorised.pdf](http://www.legislation.vic.gov.au/domino/Web_Notes/LDMS/LTObject_Store/ltobjst9.nsf/DDE300B846EED9C7CA257616000A3571/875B6C33CB8D96BFCA257EB300218423/$FILE/10-16aa020%20authorised.pdf)  
(2020.1.31 アクセス)

## 2. 被告準備書面(9)での反論に対して

### (1)「部落の地名」を手がかりに差別が行われることについて

阿久澤が「近代化・都市化によって人の移動が進み、ある人が部落出身者かどうかを系譜的に判断することが難しくなると、居住地・本籍地・出生地等が「部落の地名」と重なるかによって、属地的に識別しようとする心理が強まる」と述べたことに対し、被告が「系譜的なものを属地的に識別するようなことは誤りだとはっきり断じるべきであるのに、阿久澤麻理子は誤りを正すどころか、誤りに便乗している」とか「証拠を示していない」(被告準備書面 9, p.3)と反論したことについて

すでに述べたとおり、部落出身とは何か、その定義が裁判で問われているのではない。「部落の地名の拡散が、差別を助長・誘発する(人権侵害を引き起こす)」ことが問題なのである。にもかかわらず、被告らは、「部落出身とはなにか」ということにこだわり、原告は『被差別部落出身者』であると自称しているとか、「原告部落解放同盟が勝手に部落民や部落差別の概念を捏造し、差別を作り出している」とまで言っている(被告準備書面 9 p.17)。差別という、本来は「する側」の問題であることを、「される側」に転嫁しているのであるが、それは被告らが示現舎の出版物で日頃から主張している、同和対策事業に対する批判に、本裁判を結び付けたいためであろう(被告らは、部落出身者は客観的に区別できないのに「優遇されてきた」という強い「不当」感を出版物において表明している)。だが、本裁判は同和対策事業の是非を問う裁判でもない。

ところで、差別は「する側」の問題である、と冒頭で述べたが、それは変化する社会状況の下で、部落出身者を特定する手段を「作り変えて」きたのは、差別「する側」だからである。世代交代が進み、近代化や都市化、さらに戦争や自然災害になどによって大規模な人の移動が起こると、「ある人」が、封建時代の被差別身分とつながるかどうかを、第三者が判定するのは困難となる。もちろん、人の移動が少ない地方の例などもあるが、一般論としてはこのように言うことができる。また、戸籍等の公開制限などによっても、人のルーツ(先祖の暮らしていた土地)を特定し、そこが部落かどうかを判断することが困難になった。

このように系譜的な判定が難しくなると、身元調査はいきおい属地的な判断に依存せざるを得なくなる。その人(及びその人の父母・祖父母などの親族)の住所や本籍地、出生地<sup>2</sup>が「部落の地名」と重なるかどうかで、部落出身者かどうかを判定しようとするのである。地名を部落の判断基準にするのは、封建時代に身分的区別が明確化され、様々な統制が進められるとともに(なお、封建時代の被差別民に対する統制と政策については、本意見書のp.6に記した書籍に詳しく記されている)、そうした人びとが皮多村として集落を形成していた場合が相当数存在し、それらと近現代における部落が、一定重なるからである。

<sup>2</sup> 被告は、「少なくとも出生地は多くの場合病院や産院であって社会通念上の出身地とは無関係」(被告準備書面 9 p.4)と反論しているが、白井千晶(静岡大学人文社会学部)による「出生の社会史」解説によると 1955(昭和 30 年)では、自宅での出生が 82.4%を占めた(<http://shirai.life.cocan.jp/html/shakaishi.html>)。

### 例 1—結婚相手の住所が部落かどうかを調べようとする事例

例えば、結婚に関わっては、自分や子どもの結婚相手の住所が「部落ではないか」と自治体に問い合わせるケースは、これまでも繰り返し『全国のあいつぐ差別事件』に報告されており、2015年度版から2019年度版に限ってみると、地名を手がかりにしようとした事例が10件ある(資料1「2015～19一覧」、資料2「2016年版」、資料3「2017年版」、資料4「2018年版」、資料5「2019年版」)。「住所が部落だから」とは、何とも不正確な判定基準であるが、部落を排除したい者にとっては、リスク回避の幅は広くて構わないのである。なお、本資料は、各地で起きた差別事件のなかから「事実関係が比較的明瞭かつ典型的と思われる事例を紹介」<sup>3</sup>しているものにすぎないので、実際に起きた事象の一部にすぎないことを書き添えておく。

なお、前意見書(甲 127)に記したように、最近もなお、行政書士等が第三者の戸籍等を不正に取得し、興信所や調査会社に横流しする事件が起きているから、系譜を遡ることも、いまだに行われていることである。だが、不正取得が露見する「リスク」もあり、それが一定の歯止めにはなってきた。

だが、インターネットがこうした状況にも変化をもたらし始めている。というのも、『全国のあいつぐ差別事件』では、2019年版(資料5)で初めて、「結婚相手の居住地の部落の所在をインターネットで調べてから」自治体に問い合わせたというケースが2件報告されているからである。一つは、子どもの結婚相手の出身地に複数の部落があることをネットで知った親が、それがどこかを自治体に問い合わせたケースである(2018年6月、京都府南丹市)。もう一つは、親が子どもの結婚相手の住所をネットで調べ、部落だとわかったことから結婚に反対し、子どもが自治体に相談したケース(2018年12月、東海)であった。とくに後者の事例には注意が必要である。というのも、戸籍を遡るなどの行為をせずに、さらにはインターネット上に拡散された「被差別部落の所在地」情報と相手方の居住地・出身地などの地名情報のみを参照した上で、差別に及ぶというケースが出現し始めているからである。

### 例 2—「同和地区に暮らしていること」によって受ける差別

属地的判断がいかに不正確なものであったとしても、それが基準とされ、差別が行われることは、大阪府が2000年に行った「同和問題の解決に向けた実態等調査」でも明らかになっている。この調査の一部として実施された「同和地区内意識調査」(同和地区住民が対象)では、「自分を『同和地区出身者』であると思いますか」ときいており、回答者7418人のうちの50.6%が「そう思う」、34.8%が「そうは思わない」と回答しているが<sup>4</sup>、被差別体験の有無を問われると、自分を同和地区出身者だと思わないと答えた者(n=2624)も、その17.7%が「差別を受けたことがある」と答えていた(これに対して、自分を同和地区出身者だと思える者では、「差別を受けたことがある」のは38.3%であった。n=3713)<sup>5</sup>。

<sup>3</sup> 各年度版の前書きには同様の記述がある。

<sup>4</sup> ちなみに、「そう思わない」者は、その理由として、自分の出生地が同和地区ではないこと(67.2%)や、親・親せきの出生地が同和地区ではないこと(24.5%)をあげた割合が高い(複数回答)。

<sup>5</sup> 奥田均(2007)『みなされる差別』解放出版社 p.23。なお、原データは大阪府(2001)『同和問題の解決に向けた

「復刻版 全国部落調査」の公表は運動と人権施策の成果を失わせる悪質な行為

さらに、ここでもう一つ強調しなければならないのは、部落差別をなくそうとする運動によって、過去帳の閲覧禁止措置などを含む仏教教団の取り組みが進み、戸籍等の開示制限、身元調査を規制する自治体条例の成立<sup>6</sup>や、本人通知制度<sup>7</sup>などの施策の実施が進んできた結果、人の系譜に関わる情報を第三者が取得することが難しくなったという点である。だが、部落出身者かどうかの系譜的判定が難しくなると、今度は属地的判断への依存が強まることは、前述のとおりである。そこで、被告らが行っている「復刻版 全国部落調査」の公開は、地名(土地)を根拠とする部落差別の横行を容易にし、従来からの部落差別をなくそうとする様々な運動の成果を失わせるきわめて悪質な行為であることを再度指摘しておきたい。

また、部落への転入／部落からの転出という人の移動は、同和対策事業による環境改善や、教育・労働・福祉等の施策の成果という側面もある。つまり人権運動と人権施策の成果として、ある人やその祖先の出身地を簡単には判断できなくなったのであって、被差別身分との系譜的なつながりを証明できなければ、「部落民や部落差別の概念を捏造し、差別を作り出している」(被告準備書面 9, p.17) などと言う被告の論理は、原因と結果が逆転している。

以上から言えるのは、部落に対する忌避意識が変わらず社会の底流に存在し続ける中で、部落出身者かどうかの判定方法は、社会の変化や制度の変化と共に、変化してきたという点である。また、身元調査を規制する施策の実施が進む一方で、不正確な基準に頼ってもなお部落出身者を忌避しようとする者がいる、ということである。

阿久澤が「部落差別は封建時代の身分制度に由来する差別であり、封建時代においては人(身分)=職能=土地(居住地)は一致していた」と書いたことを「明白な誤り」とし、以下を反論したことについて

- ① 「部落差別は封建時代の身分制度に由来する差別」について、“阿久澤が証拠を示していない”(被告準備書面 9, p.2)
- ② 呉市、大阪市西成区のように、“封建制度の身分制度とは無関係”の部落もあるから、本件で「部落差別」と言われているものは、“もはや封建時代の身分制度とは無関係”(被告準備書面 9, p.2)
- ③ 『滋賀の部落』で取り上げている例のとおり、藍染屋は部落ばかりでなく、一般農村にもあり、後者は賤民扱いを受けていなかったもので、職能によって、“特定の場所に居住地が固定されているわけではない”(被告準備書面 9, p.2-3)

実態等調査 同和地区内意識調査集計表』p.64-65

<sup>6</sup> たとえば、熊本県・福岡県・香川県・徳島県が部落差別調査を規制する条例を制定している。

<sup>7</sup> 住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人の代理人や第三者(国・地方公共団体の機関を除く)に交付した場合に、証明書交付の事実を本人に通知する制度。

- ① 「部落差別が封建時代の身分制度に由来する」ことについては、1965年の同和対策審議会答申にも明記されている上、その後の部落史研究によってさらに明らかにされ、現在、学界の定説となっている。もちろん、被差別身分というものが近世のどの時期にはっきりと決められた、というようなものではなく、「戦国大名の一部のあいだで、ごくわずかこういう身分設定の動きがみえはじめ...十七世紀のはじめにしたいに整えられ...十七世紀の中葉の前後からそれが、法制的にも公的なものとして確立されていた」(原田 1973)<sup>8</sup> と考えられる。その後の研究によって、中世の被差別民との連続性が「ある」とわかる部落も相当数あるが、そうした中世に存在していた被差別民衆の一部を核として、近世に入って幕府や各藩の下で、被差別身分として、その権利・義務関係が固定化してゆき、コミュニティの固定化が進んでいったと考えられる。

なお、近年の研究成果を正確に踏まえた部落史の概説本には、寺木伸明・黒川みどり(2016)『入門 被差別部落の歴史』解放出版社がある。部落差別が前近代社会に存在した身分制度に由来することを明記し、かつ封建時代における被差別身分に対する統制、政策等についても書かれている。

- ② 被差別部落が、明治期以降に都市化の中で拡大したり、新たに成立した事例があるからといって、それらは被告らのいうように、「封建時代の身分制度とは無関係」ではない。まず、被告があげた2例のうち、大阪市西成区の部落は、かつて穢多身分の人びとが大阪市南西部に定着して形成した渡辺村がもとになり、のちに移住者を包摂しながら広がりA地区となったところである。福原(1986)<sup>9</sup>は、A地区には諸地方の部落から多くの流入者があり、大正期後半からその居住地が、地区を越えてさらに周辺にひろがっていたこと、また、と畜場が建設されたことが地区の拡大の背景にあったことを、内務省社会局の統計や「協調会資料」等を基に明らかにしている。

また、もう一例の呉市のB部落は、明治になって、海軍鎮守府が開かれて食肉の需要が生まれ、と畜技術を持った人びとが、他地域の部落から移り住んで形成された。したがって、いずれの例も、近世の歴史との連続性の上に、部落の拡大や形成が始まったものである。決して「封建時代の身分制度とは無関係」ではない。

なお、被告は堺市の部落を「全国的に見て典型的な例」ではないと記しているが(被告準備書面9, p.5)、呉市・大阪市西成区の2例こそ「全国的に見て典型的な例」でなく、全国の部落の中では少数事例である。少数事例をもって、全体の特徴であるかのように記すのは、不誠実である。

<sup>8</sup> 原田伴彦(2013)『被差別部落の歴史』明石書店 p.79 (1973年に刊行された同書の復刻版)

<sup>9</sup> 福原宏(1986)「都市部落住民の労働＝生活過程」杉原他編『大正／大阪／スラム もうひとつの日本近代史』新評論 pp.95-159

- ③ 藍染を行う紺屋は一般農村の中にもあったが、被差別身分の村とされていた C 村では、藍染だけでなく、藍玉（藍染の原料）も作っており、それが一般農村の紺屋とは異なった。『滋賀の部落』（乙 16）に、藍玉づくりは「牛馬の骨を焼いた灰なども使用しなければならなかったことで、賤民の仕事とされた」と記されており、C 村は一般農村の藍染屋とは異なっていた。しかしどこにも、被告らのように、C 村が「特定の場所に居住地が固定されているわけではない」とか、C 村の人びとが、自由に移動できたと結論づけられる記述はない。

なお、なぜか被告準備書面 9 の p.2において、被告は「土農工商」という言葉を持ち出し、阿久澤が「古い学説を盲信したままの可能性が高い」と述べているが、私は土農工商という言葉は、前意見書で一度も使用していない。「書いていない」ことを、「書いている」かのように言うのは、何とも不誠実である。

## （2）戸籍について：

阿久澤が、「除籍簿を閲覧すれば抹消した事実自体が見えるので、部落出身かどうかは「一目瞭然」であった」（甲 127, p.20）と書いたことに対して、「京都産業大学教授の灘本昌久が、戸籍に身分を識別できる記載はほとんどなかったと書いている」（被告準備書面 9, p.4）と反論していることについて

これについては、家族法の専門家である二宮周平（立命館大学法学部教授）の文章を下記に引用する。1924年に司法省が、戸籍の謄本・抄本の作製の際に、「えた」「新平民」の文字を謄写してはならず、その名称を職権で抹消することができるという通達を出し、1938年には族称欄の文字をすべて謄写しないという通達が出した点に、注意されたい。つまり、壬申戸籍の一部には、族称欄に旧身分がわかるような記載があったため、その後、それを職権で抹消することができるようになった。したがって、被告らのように「戸籍にはそうした記載がない」ことになる。だが、華族・士族・平民という族称はそのまま謄写される一方で、「元えた」などの文字は抹消され、謄本・抄本の族称欄が空白のままになるから、これが、逆に被差別部落の出身であることを明らかにしたのである。

二宮周平(2006)『新版 戸籍と人権』解放出版社 P.79～80

日本で初めて社会的に個人のプライバシー保護を論じたのは部落解放運動だったと思います。戦前の戸籍には被差別部落出身者であることがわかる記載がありました。…中略…これを最初に訴えたのが、1923年の第2回全国水平社大会で、戸籍簿・身元調査などの改正を要求する決議がなされました。1871年の壬申戸籍以来、戸籍には族称を記載することになっており、1898年戸籍でも、族称欄が設けられていました。ところで1871年8月に、「えた」「非人」の名称は廃止されたのですが、実際には、「元えた」「新平民」などと記載する例が多く、1875年に、族称としては、華族・士族・平民と記載すべきだという布告が出されました。しかし、法律的には差別的名称を記載できないはずなのに、そ

の後の戸籍でも、このような記載をするケースがありました。戸籍法施行から50年近く、これが放置されてきたのです。差別の根深さを示すものといえます。

全国水平社の陳情に応じて、帝国議会で衆議院議員から「因習打破に関する建議案」が提出されるなどの経過を経て、1924年、司法省は、謄本・抄本の作製のときに、「えた」「新平民」の文字を謄写してはならず、その名称を職権で抹消することができるという通達を出しました(1924[大正13]年7月23日民甲9916号民事局長回答)。…中略…

しかし、これで戸籍上の差別がなくなったわけではありません。たとえば、華族・士族・平民という族称はそのまま謄写されているのですから、謄本・抄本の族称欄が空白のまま交付されることは、逆に被差別部落の出身であることを明らかにします。族称欄の文字については、すべてを謄写しないという通達が出されたのは、1938年のことでした。また除籍簿の閲覧が可能であれば、いくら差別的な族称が職権で抹消されていても、朱線で抹消しているという事実自体が目に見えるのですから、被差別部落出身であることは、一目瞭然です。1927年の第6回全国水平社大会で、「差別的旧戸籍破棄」の要求決議が出されたのは、当然でした。(資料6)

### (3) 「一般社団法人 部落解放・人権研究所役員」であることについて

阿久澤が、一般社団法人 部落解放・人権研究所の役員を引き受けたことをもって、「本件の利害関係者」だと断定していることについて(p.1)

被告らは「阿久澤麻理子は原告解放同盟の関係団体である一般社団法人部落解放人権研究所(ママ)の役員である。従って、研究者である以前に、本件の利害関係者である」と述べ、被告らの思い込みに基づき、あたかも阿久澤の意見書が専門性を欠くかのように印象づけようとしていることは、悪質である。以下に事実を記す。

- ① 阿久澤の意見書は2018年5月10日付で作成し、同月28日に東京地方裁判所民事第13部に提出された。一方、阿久澤が部落解放・人権研究所の理事として承認されたのは、2019年度総会(2019年6月20日実施)であり、意見書の作成から、一年以上が経過している。阿久澤が理事就任を依頼されたのは、本件に関する意見書の執筆をきっかけに、部落差別に関わる研究に、以前にもまして深くコミットするようになったためであって、「関係者(理事)だから、意見書を書いた」かのようにいうのは、時系列からみてもまったく逆である。
- ② 部落解放・人権研究所は、部落差別をはじめ、多様な人権課題について、調査・研究、教育・啓発活動を行う内閣府認可の一般社団法人であり、研究機関である。現在は6研究部門を持ち(部落史の調査研究、性差別構造の調査研究、人権教育・啓発の調査研究、差別禁止法の調査研究、社会的排除の調査研

究、部落差別の調査研究)、成果は、書籍・研究紀要、公開講座等により公開されている。2010年7月には、文科省より科学研究費助成事業(科研費)に申請できる研究機関に指定され、これまで5つの研究課題が採択されている。参考までに、科学研究費助成事業について、文科省サイトを引用しておきたい。

科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピアレビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

文部科学省ウェブサイトより[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/main5\\_a5.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)

- ③ 阿久澤は、研究者として、研究機関である部落・解放人権研究所の理事を引き受けたものであり、大学の許可を得ていることも付記する。

以上

資料1 「2015～19一覧」 (『あいつぐ差別事件』に報告された、部落の地名を手がかりにした結婚差別の事例)

2015年度版	年月	都道府県等	市町村	概要		備考
	該当なし					
2016年度版	2015.9	奈良県	御所市、桜井市	<p>総談・子どもの結婚を理由に、行政に同和地区問い合わせ(2件)</p>	<p>県内の各市役所に、縁談を理由に、同和地区の問い合わせ電話が相次ぎかかると、内容は①縁談の關係で「御所市〇〇は同和地区か」教えてほしい ②子どもが結婚するので不安。桜井市内のどこに同和地区があるのか知りたいので教えてほしい。</p>	
	2015.7	京都府	福知山市	結婚を理由に行政に同和地区問い合わせ	<p>子どもの結婚を理由に、福知山に部落があるか、具体的地名をあげて「そういうところもそうなんだろうかと」と電話で問い合わせ。</p>	
2017年度版	2016.8	京都府		結婚を理由に、自分の本籍地が部落かどうかの問い合わせ	<p>格式の高い家の相手と結婚するので、自分の本籍を言うので部落かどうかを教えてくださいと、部落解放同盟京都府連に電話で問い合わせ。</p>	
	2016.11	奈良県	桜井市	行政に同和地区問い合わせ(親せき女性の交際相手の住所)	<p>親せき女性の交際相手の住所が、部落かどうかを調べたいという問い合わせを、市役所人権施策課を訪問して行う。</p>	
	2016.6	兵庫県	市川町	結婚を理由に行政に同和地区問い合わせ	<p>親せき女性の結婚相手が部落出身かどうか知りたいので、町に対象地区があるかどうか問い合わせ。たつの市在住者が、市川町役場を訪問して行う。</p>	
2018年度版	2016	徳島	徳島市	約帯による結婚差別	<p>徳島市の部落出身女性が、市内在住男性との結婚にあたり、約帯を用意するよう言われ、部落出身を明かすことを余儀なくされ、親・親族の反対を受けて結婚を断念。</p>	「約帯」(いわゆる身上帯)による差別としか理がわからないが、少なくとも名前、生年月日、住所は書くものであるから、カウントした。
	2017	熊本	A市	結婚を理由に行政に同和地区問い合わせ	<p>子どもの結婚を理由に、A市の〇〇に部落があるかどうか知りたい、と、電話で問い合わせ。</p>	〇〇(一定のエリアをさすと思われる)に部落があるかどうか、という問い合わせ。
2019年度版	2018.12	東海		婚約者住所を部落かどうかネット検索し、結婚に反対	<p>娘の婚約者の住所を父がネット検索し、同和地区とわかったため結婚に反対。</p>	
	2018.6	京都	南丹市	娘の結婚を理由に、ネット検索した上で、行政に同和地区問い合わせ	<p>娘の交際相手が南丹市出身、ネットで調べると部落が3か所あるとわかったため、同和地区がどこにあるか市役所を訪問して問い合わせ</p>	

2015年9月29日 10月16日 奈良

縁談理由で御所市に、子ども結婚で桜井市に同和地区問い合わせ

〔解放新聞奈良県版〕2016年2月10日付

# 相次ぐ同和地区問い合わせ事象 市役所に堂々と所在を尋ねる

昨年8月に橿原市内で不動産業者による同和地区問い合わせ事象が発生したことを報じたが(本紙1029号)、その後県内の各市役所に同和地区の問い合わせ事象があいついで発生した。いずれも職員が「質問内容は差別につながるので一切答えられない」と伝えた。

対応した職員は「なぜそのようなことを聞かれるのか」と尋ねると女性は「縁談の関係でちよこつと内緒でおしえてほしい」と返答した。

## 縁談理由で御所市に

んなこと聞いたらあかんやろけど、御所市〇〇は同和地区ですか」と同市民に女性の声で「問い合わせがあった。

## 子の結婚で桜井市に

昨年10月16日、60歳代の女性が桜井市人権施策課を訪れ、「市内のどこ

どこに同和地区があるか知りたいのでおしえてほしい」と用件を伝えた。職員が理由を尋ねると女性は「子どもが結婚する。不安なのでわかるやろ」と答えた。返答に対して職員が「手が同和地区出身だったら反対するというのは結婚差別であるし、部落差別である」と伝えたがさらに女性は「市役所で教えてくれないのならどこへ行けばおしえてくれるのか」と迫った。

京都 二〇一五年七月一七日

## 福知山市部落問い合わせ事件

(京都府通関)

二〇一五年七月一七日、福知山市に部落問い合わせの電話があった。四〇代という男性による電話で、子どもの結婚を理由にした問い合わせであった。「福知山市では、部落出身ということではじめがありますか?」「ちなみに、福知山市に部落地域はあるんでしょうか?」「〇〇〇とか△△とか、福知山に部落があると思うのですが、そういったところもそうなんですか?」などと問い、職員が「差別につながりますのでお答えできません。なぜ、知りたいと思われるのですか?」と問うと「子どもが結婚するのですが、相手もそうかもしれないので」と発言。職員が「そこに住んでいるということで、偏見の目で見られるということは、差別につながります。あなたも、いま住んでいる所で偏見の目でみられたらいやだと思います」とたたすと、「私は、そこを注意して住んでいますので大丈夫です。やはり、子どもに部落の方の血が流れるというようなことになってきますので、それが気になります。」「私は四〇代ですが、昔、

学校でいじめもありましたし、部落に住んでいる子もいじめられていました。その子は服がぼろぼろだったり、育ちがよくなかったりして、やっぱり周りとは違っていました」と発言した。職員が電話を転送して録音しようとしている間に電話は切れた。しかし、やりとりのなかで職員が「昔と今では経済状態も変わってきていますし、身なりで判断することもできません」と発言したことは非常に不適切なものであった。

## 全国のあいつぐ差別事件 二〇一六年度版

2016年11月15日 初版第1刷発行  
編集・発行 部落解放・人権政策確立要求  
中央実行委員会  
東京都中央区入船1-7-1  
TEL03(6280)3360  
大阪府港区渡輪4-1-37 HRCビル3階  
TEL06(6581)8720  
発売元 株式会社 解放出版  
大阪府港区渡輪4-1-37 HRCビル3階  
http://www.kaihou-s.com  
振替 00900-4-75417 TEL06(6581)8542  
東京営業所 TEL03(5213)4771  
東京都千代田区神田神保町2-23 アセント神保町3階  
印刷 株式会社 解橋高印刷

ISBN978-4-7592-1476-5/NDC361.86 191P 21cm  
定価はカバーに表示

京都 二〇一六年八月三日

京都府連事務所に部落問い合わせ電話

(京都府連調べ)

二〇一六年八月三日、京都府連事務所に部落かどうかを問い合わせる電話が入った。女性からかかってきたもので、「結婚をするので、自分の本籍を言うので部落かどうかを教えてほしい。相手の家が格式が高くて…。調べてほしい」というもの。名前は名乗ったものの、住所を聞くと「教えてくれるのかどうか」。「教えられない」と返すと「それならいい」と言い、論じている途中で電話を切った。

奈良 二〇一六年二月四日

桜井市役所での同和地区問い合わせ

(奈良県連調べ)

二〇一六年二月四日、桜井市内在住という女性が桜井

の市在住Aが来訪し、窓口職員が対応した。

A 「姪が結婚するので市川町に対象地区があるか教えてもらえますか？」

職員「お答えできません」

職員はすぐに上司である住民税務課長に連絡。課長がAを別室に案内する。住民税務課長と教育課長が対応する。

A 「実は私の姪が結婚したいということで彼氏を連れてくるというのです。彼の名前も住所もわからないのですが、B高校の近くと聞いて見に行き、高校の理事長とも話をしてきました。O寺に寄った後、役場が近くにありましたので、対象地区があるか教えてもらえるかと思ってきました。」

本人は「相生の方から来たA」と自己紹介をおこなう。

A 「役場の入り口に『人権文化の誇れるまち』の看板があるということは対象地区があるということですね？」

職員「行政としてそれにはお答えできません。対象地区かどうかを知ってどうされるおつもりですか？」

A 「教えてもらえたら今後の対応について気をつけたいと思っていました」

職員「気をつけるとはどういうことですか？」

市役所人権施策課を訪れ、以下のような内容で同和地区の問い合わせをした。

「親戚の女性が箕面市に住む男性と付き合っており、住所地が同和地区かどうか調べたい。男性は現在、ゴミ収集の仕事に就いており、彼女の親も心配している」という内容であった。

対応した職員は、身元の問い合わせの是非や同和地区にどのようなイメージを持っているのか、結婚は本人の意思の問題であること、どこへ行つても同和地区を問い合わせしても教えてくれないなど、約四〇分にわたって話したが、住所や名前を聞き出すことができずに女性は帰っていった。

兵庫 二〇一六年六月六日

市川町役場での同和地区問い合わせ

(兵庫県連調べ)

二〇一六年六月六日、市川町役場住民税課窓口にて、たつ

A 「姪の親も私も気にはしていないのですが、他の親戚たちが気にされることを言わないように心の準備が要りますので」

職員「あなたがこうして調査をされていることが、自分でどういうことをしているのか理解していますか？対象地区かどうかを調べるといことは差別をしていることなんです。差別意識がなければ調べるとい行為はしませんから。」

A 「差別をされ、ひどい目にあっている人を見てきますから。幸せになつてほしいと願っているだけです」

職員「(姪の結婚相手に)会う前に出身地を調査されたのはなぜですか？」

A 「市川高校の近くと聞いていたので、理事長さんと出会ってお話を聞き、山沿いと聞いていたので土砂災害の危険がないかを確認し、O寺を見てここでお世話になるのかなと思つて見してきました。役場が近くにあるので寄つてみると、『人権文化の誇れるまち』の看板があるので対象地区があるんだろうと思い、聞いてみたら教えてくれるかと思ひ尋ねました」

職員「ということは、もし彼が対象地区の人なら、反対を

されるということですか？」

A 「いいえ。ですから姪の親も私にはしていませんが、周りの人から差別されたり、ひどい目に遭わないように願うてのことです。」

職員「あなたは姪の彼氏の身元を調査しました。これを彼が知ったら、どんな思いをしますか？」

A 「それは誰にも言いません。私の心に蓋をしておきます。」

職員「あなたの姪が知ったらそれよりもっと傷つきますよ。どう思いますか？」

A 「私が今日ここに来たことはなかったことにします。誰にも言いません。」

職員「身元調査は差別ですよ。認識されていますか。」

A 「差別は知っています。私の近くにも対象地区があります。差別されていたことも知っていました。昔は、あつちの道は狭いから通るな、とか聞いていました。しかし、わたしは普通に接してきました。付き合いもしてきました。」

職員「付き合いをしているから差別していないとは関係ありませんよ。」

A 「あなた方は行政だから差別はいけないというが、あ

差別をすることになってしまうでしょう。何が差別かを理解されていますか？」

A 「心に蓋をしてもう何もしませんが。」

職員「心に蓋をしてもう何もしませんが。蓋をすればあなたは何も変わりませんよ。」

A 「じゃあどうしたらいいんですか？」

職員「心を開いて人権の研修を積んでください。地域で研修会がされているでしょう。差別が何かを理解して人権意識を高めてください。町としてもそちらの教育委員会と連携して人権問題に取り組んでいきたいと思しますので、住所とお名前を教えてくださいませんか？」

A 「教えられません。」

職員「教えていただけませんか？」

A 「教えられません。わかりました。もう差別をしません。差別しないように気持ちを持って行きますのでこれで失礼します。」

職員がAの車のナンバーを控えていたことで、Aは「相手の方」と住所を偽っていたが、後日、たつの市在住であることが判明した。(本人が名乗ったAという名は本名だった)

その後、市川町、市川町教育委員会、たつの市、たつの

あなたには差別心はないですか？」

職員「差別心はありますよ。だから人権感覚を持つように努力しています。」

A 「そうですね。みんな持っているでしょう。あんな大きな看板があるということは差別がいつばいあるということでしょう。」

職員「差別がいつばいあるから大きくしているわけじゃありません。人権文化の誇れる町をアピールしているからです。」

その後、以下のやりとりが続く。

職員「対象地区かどうか調べるということは、差別意識があるのではないですか？」

A 「自分自身の中に差別意識があつたことを認めます。結局自分の身を守る気持ちで問い合わせをしました。」

職員「市川町役場で問い合わせをしたことを姪に話す事ができますか？」

A 「姪の結婚相手の男性の立場、気持ちに立てていませんでした。ひどいことをしたと反省しています。」

話し合いの最後は次のようなやり取りとなった。

職員「心に蓋をするとおっしゃいましたが、それでは問題が解決したことになりません。心を閉じてしまえば、また、

市教育委員会、部落解放同盟市川町協議会、たつの市民主化推進協議会と今後の対応について協議をおこなった。

全国のあいつく差別事件 二〇一七年度版

2017年10月20日 初版第1刷発行  
 編集・発行 部落解放・人権政策確立要求  
 中央実行委員会  
 東京都中央区入船1-7-1  
 TEL03(6280)3360  
 大阪市港区渡輪4-1-37 HRCビル3階  
 TEL06(6581)8720

発売元 解 放 出 版 社  
 大阪市港区渡輪4-1-37 HRCビル3階  
 http://www.kaihou-s.com  
 編集 09900-4-75417 TEL06(6581)8542  
 東京営業所 TEL03(5213)4771  
 東京都千代田区神田神保町2-23 アセント神保町3階  
 印刷 併福島印刷

ISBN978-4-7592-1477-2/NDC361.86 231P 21cm  
 定価はカバーに表示

徳島 二〇一六年

徳島市での結婚差別事件

(徳島県運副)

徳島市では、二〇一六年、被差別部落出身の女性が徳島市在住の男性と結婚するにあたり、家族から釣書を用意するように言われ、被差別部落出身であることを明かすことを余儀なくされ、親をはじめとする親族に反対され結婚を断念するという結婚差別事件が発生している。「釣書」が結婚差別を助長する大きな原因であることが証明された差別事件ととらえ、被差別部落出身者にとって多大な不利益を被ることを改めて問いかけなければならない事件であり、これまで解放運動が取り組んできた「釣書」廃止運動を強化しなければなりません。この事件については、差別を受けた女性から徳島県運に報告・相談があり発覚した事案であり、本人から徳島法務局、県運からは徳島県・徳島市に連絡をし差別意識の払拭に取り組んでいるところである。女性は「同和地区学習会」で部落差別について学んだ世代であり、部落差別の現状を放置することはできないとの意識で自ら立ち上がり県運に報告してくれた。学習会での学

びがなければ表面に出ていたかは疑問が残るところである。被差別の立場としての部落問題学習の必要性が浮き彫りにされたともいえるのではないかと。結婚差別については表面に出てくるのは氷山の一角であり、結婚を諦めざるを得ない状況もある。部落差別解消推進法に明記があるように相談体制を充実し結婚差別の根絶に向けた取り組みを強化しなければならない。

熊本 二〇一七年八月

A市役所へ部落間い合わせ

(熊本県運副)

二〇一七年八月、A市役所に「〇〇に同和地区があるか詳しく知りたい。」という電話がかかってきた。子どもの結婚相手の出身がもしかしたら部落ではないかと心配になり役所に問い合わせの電話を行ったというもの。

全国のあいつく差別事件 二〇一八年度版

2018年11月20日 初版第1刷発行  
 編集・発行 部落解放・人権政策確立要求  
 中央実行委員会  
 東京都中央区入船1-7-1  
 TEL03(6280)3360  
 大阪府港区波除4-1-37 HRCビル3階  
 TEL06(6581)8720  
 発売元 株式会社 解放出版  
 大阪府港区波除4-1-37 HRCビル3階  
<http://www.kathou-s.com>  
 振替 00900-4-75417 TEL06(6581)8542  
 東京営業所 TEL03(6213)4771  
 東京都千代田区神田神保町2-23 アセント神保町3階  
 印刷 併福島印刷  
 ISBN978-4-7592-1478-9/NDC361.86 181P 21cm  
 定価はカバーに表示

【東海】二〇一八年二月

父親が婚約者の住所をネット検索、女性が結婚に反対される

(中央本部調べ)

東海地方の二〇代女性が両親に結婚差別を受けた。二〇一八年二月の年末、女性が両親に婚約者を紹介し、家族はお祝いムードであった。しかし、父親が婚約者の住所をネット検索したら同和地区であることが分かり、猛反対をはじめた。女性は地元自治体に相談し事件が発覚した。

【長野】二〇一八年四月二十六日

須坂市役所市民環境部市民課に同和地区問い合わせ電話

(長野県連調べ)

二〇一八年四月二十六日一六時二〇分頃、須坂市役所市民環境部市民課に、女性(氏名・住所等不明)から同和地区に関する電話による照会があり、市民課の職員が対応した。内容は以下の通り。

相手：こんな時代なのであるかわからないが、須坂市の部落の情報について市で発行される証明書等で反映される書類はあるのか。

職員：同和地区について問い合わせをしていただいてもお答えできない。

相手：実は結婚の予定があり、自分がそれらの地区に該当しているのではないかと考え問い合わせした。

職員：そうした差別的な情報が記載されている証明書等は市民課の他、市全体でもない。

相手：両親も亡くなっていて、状況を確認することができない。どうにか確認できないかということで電話した。申し訳なかった。

【長野】二〇一八年四月二日

佐久市役所浅科支所市民係に部落問い合わせ電話

(長野県連調べ)

二〇一八年四月二日午後五時から五時五〇分に、市外の女性から佐久市役所浅科支所市民係に部落問い合わせ電話があった。浅科村出身の夫と結婚する際、自分の父母が被差別部落出身者でないことを地元で確認し、結婚し、県外に住んでいたが、県内に住むようになってから姓(氏)で(被差別)部落出身と言われることがあり、自分の夫の先祖が被差別部落出身なのかどうか調べたい。子どもが結婚する際に、差別を受けるかもしれないので確認をしたいという内容。

電話を受けた職員が、対応マニュアルに則り、問い合わせをする行為自体が人権侵害になることを伝え、人権問題についての相談については、法務局、県、隣保館等の専門の相談機関を伝えた。

【京都】二〇一八年六月三日

ネットで調べ南丹市へ問い合わせ

(京都府連調べ)

二〇一八年六月三日、南丹市役所を訪れ、娘の交際相手部落出身かどうかを尋ねる事件が発生した。東京から訪れた六〇代と思われる夫婦が「娘が付き合っている人が南丹の人で、ネットで調べると南丹市に地区が三つあると書かれていたので、市役所に行ってみたら教えてくれるのではと思って来た」というものであった。市民環境課長と人権政策課長が対応し、啓発をおこなったが、名前や連絡先は答えなかった。

全国のあいつく差別事件 二〇一九年度版

2019年11月10日 初版第1刷発行

編集・発行 部落解放・人権政策確立要求  
中央実行委員会  
東京都中央区入船1-7-1 〒104-0042  
TEL 03(6280)3360  
大阪府港区波除4-1-37 HRCビル3階 〒552-0001  
TEL 06(6581)8720

発売元 株式会社解放出版社  
大阪府港区波除4-1-37 HRCビル3階 〒552-0001  
TEL 06(6581)8542 FAX 06(6581)8552  
東京事務所  
東京都文京区本郷1-28-36 鳳明ビル102A 〒113-0033  
TEL 03(5213)4771 FAX 03(5213)4777  
振替 00900-4-75417 HP <http://www.kaihou-s.com/>

印刷 株式会社福島印刷

ISBN978-4-7592-1479-6/NDC361.86 199P 21cm

定価はカバーに表示しています。番丁・乱丁はおとりかえいたします。

### 族称欄と闘う

日本で初めて社会的に個人のブライバシ어의保護を論じたのは、部落解放運動だったと思います。戦前の戸籍には被差別部落出身であることがわかる記載がありました。どういう出自かということは、個人のブライバシーに属することです。その出自によって社会的に差別されることがあるならば、それに関する情報は最大限に保護されなければなりません。

これを最初に訴えたのが1923年の第2回全国水平社大会で、戸籍簿・身元調査などの改正を要求する決議がなされました。1871年の壬申戸籍以来、戸籍には族称を記載することになっており、1898年戸籍でも、族称欄が設けられていました。ところで1871年8月に、「えた」「非人」の名称は廃止されたのですが、実際には、「元えた」「新平民」などと記載する例が多く、1875年に、族称としては、華族・士族・平民と記載すべきだという布告が出されました。しかし、法律的には差別的名称を記載できないはずなのに、その後の戸籍でも、このような記載をするケースがありました。戸籍法施行から50年近く、これが放置されてきたのです。差別の根深さを示すものだと思います。

全国水平社の陳情に応えて、帝国議会で衆議院議員から「因習打破に関する建議案」が提出されるなどの過程を経て、1924年、司法省は、謄本・抄本の作製のときに、「えた」「新平民」の文字を謄写してはならず、その名称を職権で抹消することができるという通達を出しました（1924〔大正13〕年7月23日民甲9916号民事局長回答）。このことは、他のブライバシー事項にも影響を与えました。刑務所において出生または死亡した者について、刑務所の名称および届出人・報告者の官職名（1926〔大正15〕年11月26日民8120号民事局長通牒）、「私

生子」という文字（1942〔昭和17〕年2月18日民甲90号民事局長通牒、私生子という名称自体が廃止されたことにもないます）などの謄写も禁止されました。部落差別をなくす運動は個人のブライバシー保護と結びついていたのです。

しかし、これで戸籍上の差別がなくなっただけではありません。たとえば、華族・士族・平民という族称はそのまま謄写されているのですから、謄本・抄本の族称欄が空白のまま交付されることは、逆に被差別部落の出身であることを明らかにします。族称欄の文字については、すべて謄写しないという通達が出されたのは、1938年のことでした。また除籍簿の閲覧が可能であれば、いくら差別的な族称が職権で抹消されていても、朱線で抹消しているという事実自体が目に見えるのですから、被差別部落出身であることは、一目瞭然です。1927年の第6回全国水平社大会で、「差別的旧戸籍破棄」の要求決議が出されたのは、当然でした。すべての戸籍を新たに改製し直すか、除籍簿や戸籍簿の閲覧を禁止しなければ、ブライバシーは守れません。

#### 閲覧制度と関う

第二次大戦後も戸籍公開の原則は維持されました。改製原戸籍（戸籍の改革によって改製された元の戸籍をいいます）の保存期間は50年とされましたが、1967年に80年に延長されました。こうして明治時代の改製原戸籍や除籍簿が保存されていきましたから、それを閲覧して被差別部落の出身かどうか、身元調査をする例が後を絶ちませんでした。そのため、法務省は、各地方法務局に対して、まず申戸籍の閲覧禁止の強化と回収・保管の措置をとるよう指示しました（1968〔昭和43〕年3月29日民甲777号民事局長通達）。続いて除籍簿の閲覧請求などが差別的対象になつたおそれがあると認められるときには、そ

の請求に応じなくてよいくらいという通達も出しました（1974〔昭和49〕年2月15日民二1126号民事局長回答）。

しかし、なお結婚や就職の際の身元調査として、現在の戸籍を閲覧する例はなくなりません。そこで1974年以降、関西の市町村を中心に、差別行為が戸籍の公開によって誘発されたり、助長されたりしないように、本人・親族以外の第三者に対する公開を制限する「戸籍公開制限実施要綱」が作られるようになります。その結果、戸籍謄本の交付を拒否された者が、不服申立てをし、裁判でこうした制限の是非が問われるという事態も生じました。裁判では、このような制限は戸籍公開の原則に反するとして、違法だと判断されましたが（和歌山家裁田辺支部1974〔昭和49〕年3月27日審判・家庭裁判月報27巻2号88頁、神戸家裁1975〔昭和50〕年1月22日審判・同27巻7号75頁など）、自治体は人権保障の見地から、制限要綱をそのまま実施しました。もはや公開の原則は維持できなくなっていたのです。

#### 1976年の法改正と関連点

##### 法改正の内容

以上のような経過をたどって、1976年に、戸籍公開の原則を維持しつつ、個人のブライバシーを守ることを目的として、戸籍法の改正がなされました。それは、

- ① 閲覧制度の廃止（ただし、法律で定められた者が職務上閲覧する必要がある場合は、これを例外的に認める）
  - ② 戸籍謄本・抄本・記載事項証明書、除籍謄本・抄本・記載事項証明書の交付の規制
- です。

著者紹介

二宮周平 (にのみや・しゅうへい)

1951年生まれ。大阪大学大学院法学研究科博士課程修了。現在、立命館大学法科大学院教授、法学博士。家族法専攻。

著書に、「事実婚の現代的課題」(日本評論社)、「家族法(第2版)」(新世社)、「離婚判例ガイド(第2版)」(共著、有斐閣)、「事実婚の判例総合解説」(信山社、近刊)など。

ヒューマンライツベシック

新版 戸籍と人権

2006年2月20日 初版第1刷発行  
2006年12月20日 初版第2刷発行

著者 二宮周平

発行 (社) 部落解放・人権研究所

大阪市浪速区久保吉1-6-12  
TEL06(6568)1306 FAX06(6568)0714

発売元 (株) 解放出版社

大阪市浪速区久保吉1-6-12  
TEL06(6561)5273 FAX06(6568)7166  
東京営業所 東京都千代田区神田神保町1-9 稲垣ビル8F  
TEL03(3291)7586 FAX03(3293)1706

印刷 朝日N P Cコーポレーション  
装丁 藤本良成

ISBN4-7592-8401-X NDC320 106p 21cm

乱丁・落丁おとろかえします。定価はカバーに表示しています。

70 いるからです。第二に、前にもふれたように、河原者は中世前期から一貫して皮革業（履畜業）に従事しており、かつ『七十一番職人歌合』に「系た」として出ていて皮革職人として描かれているからです\*44。

京都・奈良をはじめとして近畿地方を中心に、河原者に対してきつい差別があったことはすでに見てきたとおりです。ただし、筆者は、こうした差別は、「賤民」身分に対するような身分差別ではなく、職人としての皮革業者に対する、ケガレ観念に基づく職業差別的な性格が強かったのではないかと考えています。

\*44 ただし、中世の職人は手工業者だけではなく下町・金町・田原などの下級士族・在庁官人などもさす言葉であって、普通家業の相伝を共通原理としており、柳打すら職人であったことに留意しておかなくてはならない。

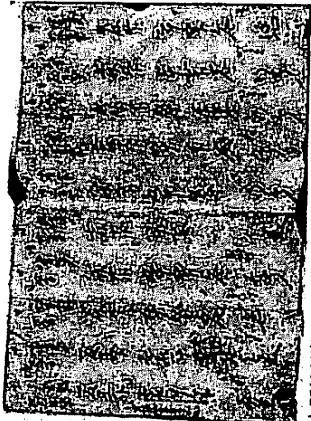
#### 第4章◎近世社会と皮多／長吏身分（近世部落）の成立

豊臣政権・初期徳川政権の民衆支配とかわた／長吏

天正三年（一五八五）四月、紀伊国太田城に籠っていた雑賀衆は、秀吉軍による水攻めによりついに降伏しました。その後、秀吉は四国・九州を平定し、天正一八年（一五九〇）には後北条氏を滅ぼし、伊達氏を投降させ、天下を統一しました。秀吉は、天正一〇年（一五八二）六月に明智光秀を破った直後、山城国を檢地して以来、全国各地で檢地を強行しました（太閤檢地という）。この檢地により地域による差はあったとしても、基本的には兵農分離と町在の分離（町人と百姓の分離）が進みました。太閤檢地帳には、各請人の肩書として「かわた」（全国的にみられます）「かわや」（伊勢地方で多くみられます）「かわら物」「細工」「長利」\*1などが記載されています。

天正一六年（一五八八）七月には、一揆防止のための武装解除と百姓の耕作強制を目的に刀狩令が発せられ、天正一九年（一五九二）には朝鮮侵略を視野に入れた身分令、その翌年、六十六方國人私令が出され、百姓・町人の身分的区分が進みました。

\*1 「ちやうり」「てうり」。長吏のこと。関東地方でみられる『藤沢一〇三』。



太閤検地帳にみられる「かわた」[かわたの屋敷]の記載（河内国丹北郡更池村検地帳）

さらに戦国時代から織豊時代にかけて各地で城下町の建設が行われ、それとともに商工業者が町に集められ、村に住む百姓（村に残った商工業者もいた）と区別されるようになっていきました。

徳川政権のもとでも、幕府領・大名領・寺社領を問わず、ほぼ同様の民衆支配政策が採用されるときも、キリシタンの禁圧を契機に宗門改<sup>しんもん</sup>が行われるようになり、これがしだいに人別改<sup>にんべつ</sup>の意味も有するようになり、町・村単位

で宗門人別改帳（戸籍簿に相当する）が作成されるようになりました。皮多<sup>かわた</sup>／長吏<sup>ながし</sup>身分<sup>ぶんぶん</sup>の人びとやその他の被差別身分の人びとは、帳面の末尾に記載されたり、町人・百姓とは別の帳簿に記載されたりしました。こうして江戸前期（一七世紀初〜末）までに、地域的なちがいや時間的偏差をともないながらも、百姓・町人・皮多／長吏などの被差別身分を含む近世身分制度が成立したのです。

ところで、近世の百姓については、領主が彼らの住む地域を村として地域把握をし、村高を確定して年貢や百姓役を課すことにより百姓身分として把握したのであ

\*2 「織多」身分のこと。西日本では、皮多、皮田、草田、東日本では長吏と称することが多かったため、このように表記する。

り、町人は同じく彼らの住む地域を町として地域把握をし、所持地＝屋敷地に対して地<sup>ち</sup>子<sup>し</sup>を取り、一定の役を課すことにより町人身分として把握したのです<sup>〔溪谷一九九三〕</sup>。筆者は、皮多／長吏（近世部落）についても、同様の支配原理がはたらき、主として特に生皮を扱った皮革職人が居住していた地域を皮多／長吏村として地域把握し、彼らに皮革の上納・掃除役・行刑役などの役を課すことにより（すでに河原者が掃除役・行刑役を負っていた地域もありましたが）、その住民を被差別身分としての皮多／長吏身分として把握したのではないかと考えています。そのため、太閤検地時に河内国丹北郡更池村にかわたのように一八石以上の持高を有する農民であっても<sup>〔森一九七五、皮多村（かわたの屋敷）の住人として皮多身分とされるというようなことが生じたのでしょう。また、たとえば紀伊国那賀郡井坂皮田村のように、近世初頭の慶長六年（一六〇二）の時点で一九四石余の村高を有する地区であっても、そこが一般村ではなく「皮田村」（皮多村）として地域把握されると、その住民はすべて百姓身分ではなく皮多身分として把握されるというようなことが起こったと考えられます。ちなみに同時期、同国同郡一八五カ村のうち村高一九四石以下の一般村は三四カ村もあり、中には五六石余の村もありました<sup>〔註〕</sup>。</sup>

\*3 近世部落。近世初頭は原則、本村の枝郷とされた。

筆者は、このように豊臣時代から江戸時代前期までに皮多／長吏が被差別身分として位置づけられた点が、系譜的には河原者・かわたにかなりつながっていると

\*4 慶長六年「井坂の四〇〇〇被地帳」(石田町史 第二巻「史料編上」)。

\*5 慶長一八年「紀伊州検地目録」(和歌山県史 近世史料三)。

も、中世において、程度の差はあれ、差別された職人身分であると推測されるところの河原者・かわたと質的にちがうところであると考え、身分差別としての部落差別あるいはそうした差別を受ける地域(兼差別部落)は、この時期に成立したとみるのです。ただし、このことは、まだ十分検証されていない研究状況なので、これはあくまで私の仮説であることに留意していただきたいと思います。

幕藩体制と身分制度

幕藩体制とは、簡単に言いますと総領主である徳川将軍が、個別領主である諸大名の一定の政治的・経済的自立性を認めつつも、その配下に組み入れる形をとって、幕府及び諸藩が全体として民衆を支配するための体制です。江戸中期、全国二六〇〇万石のうち、七〇〇万石が幕府領でした。最大の大名であった加賀前田家で一〇二万石でしたから、幕府の経済的支配力は卓越していました。将軍家は大小二六〇余の大名を改易(領地などの没収)したり、減封したり、姫封(国替え)したりできましたから、政治的支配力も絶大でした。

幕府は、豊臣政権のキリスト教禁圧政策を継承し、信者(キリシタン)への苛酷な弾圧を行ってきましたが、寛永一四年(一六三七)から翌年にかけて起こった「天草・島原の乱」を契機に、いわゆる「鎖国」体制をとるにいたりました。しかし、これは

\*6 前述のように信濃・甲斐地方ではかわたに対するケガレ醜態は番頭であつたと悪われるし、東北地方の多くの地域でも同様であつたのではないかと推測される。

\*7 九州肥前國の島原半島、肥後國天草諸島の住人二万人以上が蜂起し、五月にわたって幕府・諸藩の軍勢と戦つた大規模な百姓一揆。キリスト教徒が多く、十数歳の天童四郎を擁して、原城に立て籠もつたが、やがて食糧が枯渇し、総攻撃を受けて敗北し、残つた総帥を除き全員が殺された。

完全に國を鎖したのではなく、幕府の貿易独占を意味しており、実際には五つの窓が開いていました。通商の國(正式國交國)として朝鮮・琉球があり、通商の國(交易のみ)として中国(明・清)・オランダがありました。将軍の代わりに朝鮮から通信使(初めのうちは刷還使)一行が前後二回来日し、諸大名から敬待を受け、沿道の民衆に歓迎され、さまざまな交流が行われました。さらにアイヌのくびととの交易も行われていました。

ただし、私たちは、次のことを忘れてはなりません。慶長九年(一六〇四)、徳川家康の許可を得た薩摩の島津氏が琉球王国を攻めて支配下に置き、住民を苦しめたこと、また、同じ年、家康が北海道南端部を領した松前氏に対アイヌ交易独占権を保証し、それを受けて松前藩が、アイヌ民族に同藩とのみ交易することを強要し、また場所請負制を介してアイヌ民族を諸使したことです。アイヌのくびとは、寛文九年(一六六九)には「シャクシャインの戦い」、寛政元年(一七八九)には「国後・目梨の戦い」などの抵抗闘争を展開しましたが、いずれも松前藩によって鎮圧されました。

次に幕藩体制下の身分制度について述べます。前述のように幕府は、政治的・経済的に絶大な支配力を有していましたが、諸藩領や寺社領は、一定の政治的・経済的自立性を認められていましたので、それらの領地の風土・社会・歴史のちがいなどにより、支配の仕組みの根幹はほぼ共通していても、随分独自性がみられました。身分制

\*8 豊臣政権による二度にわたる朝鮮侵略により捕虜として日本に運送された朝鮮人を連れ帰るための使節。

\*9 商人が交易・漁業の権利を領主・領に上納して納税する制度。

76 度においても同様です。

天皇・公家・武士・百姓・町人―被差別身分という区分と序列は、幕府領・藩領間  
わず共通していますが（もちろん、天皇・公家が居住していたのは京都のみ）、紀州の高  
野山領（二万二〇〇石）などでは武士は存在していませんでした（武士の代わりに僧  
侶が民衆を支配していました）。特に被差別身分の名称・存在形態・成立時期に多様性  
がみられました。

たとえば「穢多」身分の呼びとは、関東や信濃、肥前などでは長吏と称する場合が  
多かったし、西日本では皮多（皮田・草多・河田など）と称する場合が一般的でした。  
広島藩では草田が公称でした（その中に茶筌も含む。薩摩藩では、天明四年（一七八  
四）まで「穢多」という呼称はなく「四纏」（死害）と呼ばれていました。

東北地方の諸藩では、「穢多」身分の地区数も戸数・人口も少なく、越後・信濃・  
伊予などでは、規模の小さい皮多村が多く、畿内近国などでは規模の大きい皮田村が  
相当数、存在していました。

伊勢の神戸藩には「非人」・非人番はいましたが、「穢多」はいませんでしたし、伊  
勢に存在した、武蔵国忍藩飛び地では、「穢多」はいたが「非人」はいませんでした  
〔宛田一九八二〕。幕領の佐渡には「非人」はいましたが「穢多」はいませんでした。

加賀藩では、「藤内」が存在し、皮多よりも家数・人口が上回っていました。加賀

藩・京都・和泉地域などには物言ものごがいました。伊勢を含む真海地方には藤ふじ（佐々廻）  
が、大和三河地方などには万蔵まんざうが存在していました。その他、山陽地方には茶筌、  
山陰地方には鉢屋はちや、長州藩には倉番くらばん、阿波藩には掃除ほうじょ、薩摩藩などには腰賀こしげ、高野  
山領には谷やの者もの・山之屋やまのやがいました。各地に穢多せいた（穢引・穢掌）がいましたし、江戸  
およびその周辺には乞胸こむねがいました。近畿地方には夙村しゆくむらが存在していました。これ  
ら多様な被差別民の詳細については後述します。

\*10 南九州の高野山などでは皆  
稱なづと称されていた。

#### 皮多／長吏（近世部衆）の成り立ち

最近の研究によりますと、皮多／長吏（近世部衆）は、中世に存在していた「穢多」  
〔河原者〕〔漕目〕〔細工〕〔かわた〕（いずれも皮革業・屋敷業に従事していたと考えられ  
ます）の系譜を引いているところが多いとされています。大事などころなので詳しく  
説明します。たとえば京都の場合、天部村（皮多村）は、中世の四条河原の細工人、  
川崎皮多は、中世末の川崎の河原者、野口の皮多は、中世洛北の「野口河原者」に直  
結していると推定されていますし〔辻一九七九、同一九八六〕、山城国乙訓郡では、応永  
三年（一三九六）の檢注帳けんしゆちやう記載の「漕目屋敷」が近世の皮多村に地理的に重なって  
いることが指摘されています〔田島一九八五〕。南内村の皮多は、永正一四年（一五  
一七）の史料に出ている帷子かたびらの辻河原者とつながっているとされています〔辻・山本一

\*11 中世、荘園公領下の土地  
調査を繰返と違い、その際作成さ  
れた帳簿を檢注帳と言ふ。戦前の  
基本台帳。

奈良では、東之坂(皮多村)は、中世以来興福寺と関係が深かった東之坂長吏で、『多聞院日記』永祿一〇年(一五六七)八月一六日条に出ている「坂ノ穢多」と結びついていると考えられます。

和泉国南郡嶋村(皮多村)は、同村内寺院東向いの地において一四世紀後半〜一五世紀前半のものとは推定される土穴から牛馬などの、まとめて廃棄された骨が出土していることから、中世以来、屠畜業・皮革業に従事してきた人びととつながっているとみられます[大阪の部落委員会二〇〇九]。河内国丹北郡更池村皮多も、大岡檢地時の村の様子を描きだしているとみられる延宝四年(一六七六)の絵図(大阪の部落史第一巻付図)に屋敷地の側に「河田墓」とは別に「河田骨塚」が描かれていることから、少なくとも先祖の一部が中世末には死牛馬処理・皮革業に従事していたことが推測されます。摂津役人村と言われた薄辺村も、石山合戦(一五七〇〜八〇)に活躍した「木津まつ田が城」の「穢多」の人びとと系譜的關係を有していると考えられます。摂津国茨原郡都賀村皮多も、文安四年(一四四七)の記録に出ている「きよめ村」とストレートにつながっているとみられています[發令一九七二]。播磨国でも、伊和神社の河原者の居住地が後の近世皮多村になっていったと考えられています[鈴木・山本一九七八]。

\* 12 当時、現大阪城のあたりにあった大塚本願寺に結集した浄土真宗の信者たちと織田信長との戦いで、一〇年間の戦いの末、本山が勤王運動に応じたが、事実上の敗北を喫した。

\* 13 『信長公記』。

紀伊国でも、和歌山城下近接の團嶋皮田村は、中世の「細工」とつながっていると考えられています[藤本二〇二二]。伊都郡平沼田皮多の人びとは、猪・鹿などの獣類を捕獲し、それらの皮を剥ぎ取った人びとの系譜を引いていると考えられています[前田一九九四]。

近世関東の鎌倉極楽寺の長吏は、中世の犬神人(実態は河原者と同じ)の系譜を引いているとみられます[藤沢二〇二三]。関東の「穢多頭」と称せられる弾左衛門自身も、戦国時代におけるかわた集団の頭の一人で、のちに徳川家に取り立てられてその地位を得たのではないかとみられています[中尾一九九二]。

以上のように、個々の事例をみましても、近世の皮多ノ長吏身分のかなりの部分が、少なくとも中世末期の「穢多」「河原者」「漕工」「細工」「かわた」の人びとと系譜的につながっていることは確実でしょう。

さらに大岡檢地帳の名蹟人肩書に「かわた」記載が全国的にみられることも、皮多の人びとが、その名称からしても中世における皮革業者(屠畜業者)と深い関係を有していたであろうことを示唆しています。

加えて、後述しますように近世の皮多ノ長吏が幕領・藩領・寺社領問わず、撥牛鹿処理権を有し、西日本の場合は実際に解体処理もしていたことから、皮革業(屠畜業)と深い関連のあったことをうかがわせます。皮革業・屠畜業は、他の専門的職種

\* 14 関東には「ちやうり」「てうり」(食苳)の屠畜器職もある。

と同じように、高度な知識と技術を要する職業であつて、近世初頭になっていきなりまったく専門外の人がとができる仕事ではないからです。

また、全国各地には、中世以来、神社と深い関係を有して、祭礼の際、皮的<sup>註</sup>を上納したり、先払いの役を勤めたりしている事例が数多くみられます。皮多／長吏の成り立ちを考えるうえで重要なので、いくつか紹介しておきますと、和泉国泉郡南王子村は、古くは近くの聖<sup>註</sup>神社の神人であつたと考えられ、毎年二月に行われる弓射<sup>註</sup>の行事に牛皮的<sup>註</sup>を上納することになっていました<sup>註</sup>。伊勢国桑名の深谷地区も、多摩神社の五月の祭りの折に革足袋<sup>註</sup>を納め、勝手に渡されることになっていました<sup>註</sup>〔桑名市同和教育資料編纂委員会一九九五〕。前にふれた渡辺村も、摩摩神社の神人であつたと推測されています〔中尾二〇二〕。大和国平群郡竜田村にある菅田新宮の一月七日の皮的<sup>註</sup>神事においても、同郡立野村杖郷下之庄皮多から牛皮を献上することになっていたと言います〔奈良県立同和問題関係資料センター二〇〇二〕。

関東でも、明治維新期まで旧暦の八月一五日に行われた鎌倉鶴岡八幡宮の放生会の際、祭礼の先頭を煙草寺長吏が歩いたと言います〔藤沢二〇三〕。先払いの役を勤めたのでしょう。その長吏も、皮革業に従事していました〔同前〕。

神事の際に皮的<sup>註</sup>、革足袋あるいは皮そのものを納めていたということは、もともと皮革業者（皮鞆し・革細工など）であつたこと、先払いなどを勤めたということはキ

\*15 神<sup>註</sup>などが進む道筋で、その前方の行人を追い払つたりケガレとされるものを取り除いたりする役。

\*16 「南王子村文書」第五巻。

ヨメの役割を果たしていたということを示していると考えられます。そもそも皮革業者（屠畜業者）が仕事として行っていた蹄牛馬の処理（皮剥ぎ・解体）そのものが、すでにみてきたようなケガレ臭の強まりのなかで、牛馬の死体が発すると考えられていたケガレを消滅する意味をもたされるようになり、しだいにキヨメの機能を担うことになつたのではないかと、筆者は考えています。

なお、被差別部落の地区数・人口の分布をみますと、西日本では地区数・人口も多いのに対して東日本では地区数も少なく、人口も少ない傾向を示しています〔草木・野口二〇〇六〕。その原因については、さらなる今後の研究をまたなければなりません。が、有元正雄は、西日本はおおむね牛の地帯で、皮質の優れた牛皮が豊富に存在し、皮の商品化と皮革業が発達し、かつかわた人口も増大したのに対して、東日本はおおむね馬の地帯で、皮質の劣る馬皮が多く、そのため皮の商品化と皮革業があまり発展せず、人口増大も西日本ほどみられなかつたことに深い関連があると推測しています〔有元二〇〇九〕。前述のように部落の成り立ちにおいて地域差があつても、中世末までに職業差別を受けはじめたところの皮革業者の集団との関係が相当、確認されることから、有元の研究は注目されなければならないし、その貴重な研究成果を踏まえて今後さらに実証的研究を進めていくことが求められています。

ところで、近江では、寺院と関係の深い皮多村が一〇地区余存在しているとされま

す。中世の寺院の隷属民ではないかと考えられています。「滋賀県部落研究会一九七四」の「このようにして形成された部落は、概して古く、その特徴としては、初期には、牛馬を処理することを職業としていないことである」「町筋」と言います。さらなる検証が必要ですが、注目される指摘です。「信濃や土佐などでは、牛馬処理(皮草)ではなく、牢番や警備・見回り、掃除などをもつて社会的に認知され、また、自らもそこを集団の軸としていたものと解釈できるのである」(藤沢二〇三)という意見もあります。越後高田藩では、皮多地区は村の出入り口や村裏、道路の分岐点や主要道・間道に沿う町村、山地と平地の結節点にあるという特徴を有し、同藩支配の餘所(あまご)から信越境の関川関所まで、継立宿(ついでしゆく)駅(ついでしゆく)ことに存在していました。しかも、高田西村町(皮多町)などを除けば、天和・貞享期(一六八二―一八八)の戸数をみますと、そのほとんどが一―二戸という状況です。ここでも、死牛馬処理(皮革職人集団)を軸として編成したというよりは、番役などの役務(やくむ)を軸として編成したように考えられます(本下一九八三)。

被差別部落は、現在、全国に約六〇〇〇地区存在するとされています。その中には、近代以降形成されたと考えられる地区もありますが、それほどたくさんあるわけではありませぬので、近世には少なくとも四〇〇〇―五〇〇〇地区は存在していたとみられます。ここにあげた事例は、全体の数からしますと、まだまだわずかです。

もつとちがう成り立ちをもつ皮多村/長草村も判明するかもしれません。今後、各地でのさらなる研究によってその全体像が明らかにされることを期待したいと思います。

### 江戸時代の身分序列の真実

従来、江戸時代の身分序列について「士農工商・えた・ひにん」という図式が使われていました。しかし、現在ではその図式は問題があるとして、小学校・中学校の教科書でも「士農工商」の部分は「百姓・町人」と表記されるようになってきています。筆者も、前述のように「天皇―公家・武士―百姓・町人―被差別身分」と表記しました。「士農工商」の用語はもともと中国で紀元前から使用されてきたもので、元来、職業の別を示す言葉でした。「士」も武士ではなく役人をさす言葉でした。それを江戸時代に入って知識人が身分の別をさす用語として使い、「士」を武士と置き換えたのです。

しかし、それは実際の身分呼称と序列とはちがっていたのです。この図式では、天皇・公家および漁師や和僧(わそう) (林業従事者)などが消れてしまいます。「百姓」も中国から伝えられた用語で、元来、さまざまな庶民をさす言葉でした。日本の江戸時代にあつても、しだいに農民だけを意味する言葉として使用されるようにもなりますが、

\*17 たゞは解仲(第六四五年)の著作とされる「管子・小匡」に「士農工商四民、國之石民也」とあり、孔子の門弟の子夏の弟子と言われる糞棄赤の「穀梁伝」に「古者四民、有士民、有商民、有農民、有工民」とある。

なお本来の意味合いで使われていて、農民だけではなく漁民・仙人も、場所によっては商人・職人も含む言葉であったのです。つまり江戸時代の百姓とは、農村・漁村・山村という村に住んだ人びとをさす言葉でした。

町人は、広義において城下町など領主によって町とされたところに居住した人びとをさす言葉でした。ほとんどが職人・商人でした。

被差別民についても、前に少し紹介しましたように皮多／長吏・「非人」だけではなく、藤内・彫・茶丸・鉢屋・掃除・鷹賀・猿曳・物吉などがいました(これら多様な被差別民の実態については後に述べてみます)。また、皮多／長吏がどの地域でも「非人」より上位の身分であったわけでもありません。関西などでは、両者に上下関係がなかった場合が多かったのです。

さらには江戸時代には僧侶・神官・医者・学者なども存在していました。しかも、武士については將軍のもとに旗本・御家人がおり、大名のもとにも察中・徒士・足輕がいました。農村の中にも、本百姓・水右・名子の別があり、町人の中にも、たとえば江戸の場合、地主・家主・地借(主として家屋を建てるために土地を借りた人)・店借(家を借りて住んだ人)・奉公人の差がありました。このように江戸時代の身分制はなかなか複雑でありまして、その全容解明は今後の研究課題です。

\* 18 禮代・門屋・家惣・門取なども称された、主家に隷属した下層の人びと。

### 江戸前期における領主の被差別民統制と差別政策

幕藩領主は、近世前期から被差別民統制をはかっています。関東の「穢多頭」と称され、後には関八州のほとんどと伊豆・駿河の一部の長吏・「非人」・猿頭を支配した弾左衛門は、一七世紀初期の慶長・元和年間には徳川氏によって皮作支配の「中核的地位」に据えられていたとされます(澤岸一九八三。明暦三年(一六五七)一月の江戸大火に際して弾左衛門が非人頭の草善七に焼死人の取り片付けを命じ、それに応じて草善七が人足を出していたから、弾左衛門による非人頭支配が実現しつつあったことがわかります)。

信濃松代藩では、慶長三年(一五九八)一月に「かわや惣頭」の孫六に掃・鼻皮(糾纏)の上納を命じるとともに城内の掃除役と年番役を課しました(万羽一九六〇)。

上方の「穢多頭」と言われた京都の下村彦惣(助)が、その地位に就いたのは、寛永元年(一六二四)とされています(中森・小林一九六九)。紀州藩でも、近世初期に「掃除頭」(年番頭)が設けられたのを契機に、集団の代表として領内の皮多村々住民を身分仲間として編成していったとされています(藤本二〇一)。備前藩でも、文禄から慶長にかけて宇喜多氏によって岡山城下の町づくりが進められていたときに、赤坂郡矢原村の皮多を呼び寄せて御野郡国守村に住ませ、「國中穢多頭」に命じたと言われます(藤山一九七〇)。

\* 19 「御府内備考」卷之二十、穢多頭。

徳川氏もその他の大名も、多くの場合、皮多／長吏の頭を任命し、頭を通じて皮多／長吏身分や「非人」身分の人びとを組織化し統制してこうとしていたのです。

幕府は、明暦二年（一六五六）二月に「盗賊人穿鑿条々」を出して関東村々の五人組をもつて盗賊などを取り締まりましたが、その四条付則で特に「出家・山伏・行人・處無僧・かねたなき・穢多・乞食・非人等」が盗賊の宿を仕つていて、その中で不確かな者については村々に置いてはいけないとしています。ここでは、出家以下を常々詮議すべき者と見なしているものの、この法令によって「穢多」「非人」を「賤民」身分として位置づけようとしたものではないとされています（藤沢二〇二三）。

しかし、天領の河内国丹波郡更池村（現大阪府松原市域）では、寛永二年（一六四四）九月の家数・人数万改帳において本村一二軒（うち一軒寺）の後に「更池村内河田」として三七軒（うち一軒無高）が記載され、末尾で家数四八軒の内訳として本村役家・寺の後に「穢多三六軒と別記されています。

前にも少しふれましたが、幕府は、キリスト教禁圧と関連して、寛文四年（一六六四）一月、全国の大名に対して宗門改役を設置し、毎年領内を調査することを命じたことが、全国的規模での宗門改役の成立の契機となり、村や町ごとに作成がなされたため、身分的区別が明確にされていくことになりました。更池村では、その前の

\* 20 「徳川禁令考」前集・第五。

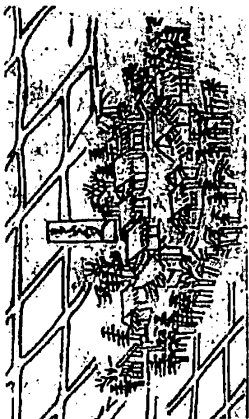
\* 21 「河内国更池村文世」第一巻。



近世初頭の京都の洛中洛外図屏風（高津本）の様子

万治三年（一六六〇）の時点で、宗門改帳が、皮多は別帳となっていました。元禄八年（一六九五）になると、更池村内の「河田」の屋敷地を竹垣で囲むこと、神事の時に注連縄のなかに入らないで外から拝見することなどの諸書を提

\* 22 同前。



近世前期の摂津彦田村の景観（新板大阪之図）

出させられています。京都の天部村（皮多村）は、天正一五年（一五八七）秀吉によるお土居の構築・寺町の造成の際、四条鴨川西岸から三条川東へ移転させられ、鴨川西岸の歓喜光寺跡地あたりにあつた六条村もそのころ移転させられたとされます（註・山本一九九五）。

摂津役人村と称された渡辺村も、近世初頭以来数回の移転を命じられ、現在地に落ち着いたのは元禄一四年（一七〇二）のことでした（寺末二〇一四）。

江戸初期に作成された「摂津国絵図」（西宮市立郷土資

\* 23 同前第二巻。

料館蔵)や「慶長播磨国図」(天理大学附属天理図書館蔵)などの国絵図に「かわた」「皮多」「カワラ村」などと記されたということは、支配権力が百姓村とはちがう行政区域として把握しようとしていたことを示すものです。

和泉国絵図を分析した藤本は、「このように慶長国絵図の記載からは「村」である「かわた村」と集落としての「かわた村」の国家的把握、身分的登録を確かめることができる」と指摘しています【藤本一九九七】。

さらに幕府が定めた服忌令が、差別意識につながるケガレ意識を強めたことが推測されます。幕府は、貞享元年(一六八四)に服忌令を制定・公布しました【林一九九六】。

それを貞享三年に改訂したものをみますと、家族・親族の死の忌日数が記され、その後「穢之事」として「産穢」「血汚」「流産」「死穢」の日数が記載されています。さらに元禄元年(一六八八)二月、江戸の寛永寺・増上寺などへの参詣に当たり、供養の者の穢れによる物忌の日数などについて令し、産穢・血穢、牛・馬・鶏・犬、羊などの死穢を記するとともに、「食穢之事」として牛馬は一五〇日、鹿・猪・狸などは七〇日、兔・狸・鶏などは五日とされています。こうした規定が女性差別や葬送業者に対する差別に加えて、髷牛馬処理にかかわっていた皮多/長吏身分の人びとの、ケガレ視に基づく差別を強めたものと考えられます。

\* 24 福地博寛『穢』。

また、この時期、五代將軍綱吉の政策の一つとして生類憐みの令が出されています。貞享四年(一六八七)四月、疋馬捨捨を死罪に相当すると厳しく取り締まりました。捨牛馬禁令は犬の場合よりもはるかに重みをもつものでした。実際に元禄二年(一六八九)に備前国の博労が摂津国で髷牛を捨てたことにより大坂町奉行の吟味を受け、獄門に処せられました。こうした政策により、髷牛馬を扱う皮多/長吏に対する規制が強化され、差別感が増幅されていきました【橋田一九八八】。

\* 25 家畜の卵を拾ったり、疋馬飼養する人。

\* 26 大坂の部落史 第一巻。

豊臣政権や江戸幕府による被差別民取締令や差別法令は、この時期にはまだみえませんが、上記のようにさまざまな皮多把握、身分登録や差別政策などが展開されていた事実を見逃すべきではありません。

次に、この時期の諸藩の被差別民支配政策や差別法令をみてみましょう。長州藩では、慶長九年(一六〇四)三月、山口埋之内のかわたに「郷中夜廻役」を命じ、正保二年(一六四五)三月、周防・長門両国の長吏皮屋役を吉左衛門に命じています。長府藩(長州藩の支藩。明治初年豊後藩)では、「穢多」の衣類は上下とも木綿に限り、帷子(夏に着る麻や木綿で作った単衣)は麻布にし、それ以外は着用してはいけないという服装規制を加えました。阿波藩でも、元禄二年(一六九三)、「穢多」の衣類は、百姓より粗末なものにせよと命じました。

\* 27 「山口県周防問題関係史料集(近世)」山口県教育委員会。

\* 28 同前。

\* 29 『徳高県部落史関係史料集』第三集。

宗門改帳の作成方法について、大垣藩では、元禄六年(一六九三)六月、「穢多・

「非人」については例年の通り別帳とせよと命じ<sup>\*30</sup>、宇和島藩でも、元禄九年（一六九六）「穢多」の宗門改帳を別帳仕立てにすることを指示しています<sup>\*31</sup>。

### 江戸前期の皮多／長吏の多様な生業

江戸時代前期の皮多／長吏の生業としては、まず皮革業があげられますが、その前提をなす<sup>（い）</sup>斃牛馬処理のことについて述べておきます。江戸時代においては、百姓たちが所有している牛馬が斃れると、その場所をテリトリーとしている皮多／長吏が無償で取得するという社会システムが存在していました。そのテリトリーのことを皮取場・皮場・職場・草場などと言います。それらのテリトリーは、近畿地方や関東地方では皮革関係業者（かわた・皮作・河原者・「穢多」・細工等）の間で中世以来の慣行として近世に持ち越され、幕藩領主の多くも、その慣行を保証していました。

そうした慣行が十分成立していなかったとみられる地域、たとえば筑前藩では、慶長七年（一六〇二）一月、「村々国中生馬之例物」を人びとが隠し取った場合は科料金を科すとし、死牛馬を必ず皮多に処理させることを企図し、草場権を保証したのです<sup>\*32</sup>。加賀藩でも、慶長一六年（一六一一）四月、加賀、能登の村々における斃牛馬の皮を剥ぐことを草屋二名に命じ、村人らが海川に流したり、土中に埋めたり、あるいは勝手に皮を剥いだりすることを禁じています<sup>\*33</sup>。ただし、熊本藩では、寛永一一年

\*30 「塵右秘鑑」卷之三「近世地方雜考」第七卷。

\*31 「不傳奏」『穢多郷治史資料』。

\*32 牛馬の死体は糞れ多いとされ、それを取得し解体処理することはキヨメとしての社会的機能をもっていた。

\*33 『筑前國運歴記録』上巻。

\*34 「河北郡淺野村皮多所蔵文書」『加賀藩史料』第二編。

（一六三四）の時点においても、死牛処理については牛の持ち主が引き取るが、かわたに与えようが、勝手次第であるとしていました<sup>\*34</sup>。

さて、その草場は、多くの場合、檀銭（一種の興行税）・芝銭（商人などから徴取する場所代のようなもの）を取得する範囲と重なっており、また雪駄などの諸製品の糞ぎ場でもありました。信州の方では、一把糞を貰い受けることのできる範囲でした<sup>〔寛政二〇二〕</sup>。それらを合わせて旦那場と言います。

西日本などの地域では、牛馬が斃れた場所に草場（地域によっては、その中にまた細分化された場があつたが）の権利（糞）を有する皮多が斃牛馬を取得し、皮多身分の人びとが解体処理しました。関東の方では、草場の権利が日にちによって細分化され、その草場内で、牛馬が斃れた日に権利を有している長吏が取得しました。ただし、関東では実際に解体処理したのは、その場を管轄している「非人」身分の人びとでした。得られた皮・爪・角・毛などをすべて当該の長吏が取得しました<sup>〔大正二〇二〕</sup>。東北の三春藩では、「穢多」身分の人が、「穢人」（ハンセン病者・皮膚病者）が剥いだ斃馬・病馬などの皮を独占的に買い上げていたと言います<sup>〔天保一九九二〕</sup>。

斃牛馬解体からは、単に皮だけではなく爪・角・毛・骨および肉も得られました。安芸国では、元禄一〇年（一六九七）以前の牛皮一枚の値段は、銀四〇〜五〇匁<sup>（ほ）</sup>（ほぼ金一両、米一石に相当）、同じく馬皮一枚の値段は銀七〜八匁でした<sup>〔寛政二〇〇九〕</sup>。

\*35 「井田衍義寛永以後郡中法令」『蓬法集』七、熊本藩。

◎著者紹介

寺木伸明 (てらき のぶあき)

1944年、滋賀県に生まれる。大阪大学大学院文学部研究科修士課程単位取得、満期退学 博士(文学) 現在 南山学院大学名誉教授

- 【近世部落の成立と展開】解放出版社、1986年
- 【近世部落の見方考え方】解放出版社、1989年
- 【被差別部落の起源とは何か】明石書店、1992年
- 【被差別部落の起源——近世政治起源説の再考】明石書店、1996年
- 【近世身分と被差別民の階級——(部落史の見直し)の道から】解放出版社、2000年
- 【部落の歴史 前近代】部落解放・人権研究所、2002年
- 【近世被差別民階級史の研究】阿部社、2014年
- 【近世大坂と被差別民社会】(豊田寛と共編著)清文堂、2015年

黒川みどり (くろかわ みどり)

早稲田大学第一文学部日本史学専攻卒業 博士(文学)

現在 南山学院大学教授

- 【現代と同化の間——被差別部落意識の軌跡】青木書店、1999年
- 【共同性の復権——大山人研究】唐山社、2000年
- 【地域史のなかの部落問題——近代三丘の場合】解放出版社、2003年
- 【つくりかえられる郷——日本近代、被差別部落・マイノリティ】部落解放・人権研究所、2004年
- 【近代部落史——明治から現代まで】平凡社新書、2011年
- 【描かれた被差別部落——映画の中の自画像と他者像】岩波書店、2011年
- 【内閣府南アフリカ認識——日本近代思想史からみる】(山田智と共編著)誠誠出版、2013年
- 【戦後知識人と民衆視】(永澤光則、北河真三と共編著)影書房、2014年
- 【差別の日本近現代史——包摂と排除のはざままで】(藤野豊と共著)岩波現代全書、2015年
- 【開かれた「人種」——部落差別と人種主義】有志舎、2016年

入門 被差別部落の歴史

2016年 5月 25日 初版第1刷発行  
2017年 10月 15日 初版第2刷発行

著 者 寺木伸明・黒川みどり

発 行 株式会社 解放出版社

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル3階  
TEL 06 (6581) 8542・FAX 06 (6581) 8552 振替 00900-4-75417  
東京営業所 東京都千代田区神田神保町2-23 ア-seven 神保町3階  
TEL 03 (5213) 4771・FAX 03 (3230) 1600

装 丁 森本良成

印 刷 モリ印刷株式会社

ISBN978-4-7592-4063-4 NDC210.1 P302 21cm

乱丁・落丁おとりかえします。定価はカバーに表示しています。

◎掲載写真所蔵・提供一覧

- 15頁 三内丸山遺跡 (青森県教育庁文化財保護課蔵)
- 25頁 奴隷逃亡に罪課のある階級 (正倉院宝物)
- 27頁 須磨器 (京都国立博物館蔵)
- 40頁 【隠袋】(国立国会図書館蔵)
- 41頁 【天狗草紙】(個人蔵)
- 50頁 【一遇上人絵伝】(藤沢道場本、模本。土佐吉光作、東京国立博物館蔵)
- 52頁 【三十二番歌人歌合絵巻】(天理大学附属天理図書館蔵)
- 55頁 【七十一番歌人歌合】(大阪人権博物館蔵)
- 72頁 【河内国丹北郡更田村絵巻】(松原市史稿さん室蔵)
- 87頁 【高津本 洛中洛外図屏風】(九州国立博物館蔵、山崎信一提供)
- 87頁 【新坂大坂之圖】(明暦3年) (大阪歴史博物館蔵)
- 106頁 万歳・烏追 (大阪人権博物館蔵)
- 107頁 救曳 (大阪人権博物館蔵)
- 109頁 安永7年生野代官所御番書 (朝来市教育委員会蔵)
- 113頁 雪路 (大阪人権博物館蔵)
- 121頁 差別戒名墓石 (写真記録。全国水平社六十年史) 解放出版社、1982年、より)
- 132頁 【維新図説】(山口県文書館蔵)
- 140頁 【太政類典】(国立公文書館蔵)
- 142頁 【公議所日誌】(大阪人権博物館蔵)
- 151頁 【新民世界】(複製 東雲新聞) 部落解放研究所、1977年、より)
- 163頁 【琵琶歌】(大阪人権博物館蔵)
- 175頁 【明治之光】(複製 明治之光) 兵隊部落問題研究所、1977年、より)
- 180頁 【公道】(東京大学法学部附属明治新聞社蔵)
- 181頁 上田静一資料 (大阪人権博物館蔵)
- 194頁 【民族と歴史】「特殊部落研究号」(大阪人権博物館蔵)
- 196頁 【同愛】第35号 (大阪人権博物館蔵)
- 199頁 燕会の人びと (水平社博物館蔵)
- 201頁 【よき日のために】(水平社博物館蔵)
- 203頁 全国水平社「綱領」「宣言」「則」「決議」(宗仁自治連合会蔵)
- 203頁 全国水平社創立者写真 (水平社博物館蔵)
- 203頁 全国水平社総本部旗 (部落解放同盟中央本部蔵)
- 208頁 福岡県婦人水平社の人びと(写真記録。全国水平社六十年史)より)
- 210頁 水平社第8回大会ポスター (法政大学大原社会問題研究所蔵)
- 213頁 【特殊部落一千年史】(大阪人権博物館蔵)
- 214頁 世良田村事件写真 (朝日新聞社提供)
- 216頁 全国農民組合三重県連合会事務所写真 (谷口佳文蔵)
- 228頁 【全国水平社解消の提議】(水平社博物館蔵)
- 229頁 高松差別裁判全国部落代表者会議写真 (松本福蔵)
- 231頁 【藤和事業完成十周年計画書(抄録)】(松本治一郎記念会蔵)
- 233頁 【声明書】(部落解放同盟長野県連合会蔵)
- 240頁 衆民間拓団の人びと (部落解放同盟熊本県連合会庶務支部蔵)
- 244頁 部落解放全国委員会結成記念写真 (福岡県人権研究所蔵)
- 250頁 【オール・ロマンス】(部落解放・人権研究所蔵)
- 254頁 第1回部落解放全国婦人集会 (仁保芳男撮影)
- 256頁 第9回全国同和教育研究大会(写真記録。全国水平社六十年史)より)
- 259頁 部落解放国策樹立顕行進 (仁保芳男撮影)
- 265頁 鞍山事件の新聞記事 (部落解放同盟大阪府連合会蔵)
- 267頁 【人事秘録】(部落解放同盟大阪府連合会蔵)
- 279頁 【反差別国際運動】設立総会写真 (反差別国際運動日本委員会蔵)

- 15頁 三内丸山遺跡 (青森県教育庁文化財保護課蔵)
- 25頁 奴隷逃亡に罪課のある階級 (正倉院宝物)
- 27頁 須磨器 (京都国立博物館蔵)
- 40頁 【隠袋】(国立国会図書館蔵)
- 41頁 【天狗草紙】(個人蔵)
- 50頁 【一遇上人絵伝】(藤沢道場本、模本。土佐吉光作、東京国立博物館蔵)
- 52頁 【三十二番歌人歌合絵巻】(天理大学附属天理図書館蔵)
- 55頁 【七十一番歌人歌合】(大阪人権博物館蔵)
- 72頁 【河内国丹北郡更田村絵巻】(松原市史稿さん室蔵)
- 87頁 【高津本 洛中洛外図屏風】(九州国立博物館蔵、山崎信一提供)
- 87頁 【新坂大坂之圖】(明暦3年) (大阪歴史博物館蔵)
- 106頁 万歳・烏追 (大阪人権博物館蔵)
- 107頁 救曳 (大阪人権博物館蔵)
- 109頁 安永7年生野代官所御番書 (朝来市教育委員会蔵)
- 113頁 雪路 (大阪人権博物館蔵)
- 121頁 差別戒名墓石 (写真記録。全国水平社六十年史) 解放出版社、1982年、より)
- 132頁 【維新図説】(山口県文書館蔵)
- 140頁 【太政類典】(国立公文書館蔵)
- 142頁 【公議所日誌】(大阪人権博物館蔵)
- 151頁 【新民世界】(複製 東雲新聞) 部落解放研究所、1977年、より)
- 163頁 【琵琶歌】(大阪人権博物館蔵)
- 175頁 【明治之光】(複製 明治之光) 兵隊部落問題研究所、1977年、より)
- 180頁 【公道】(東京大学法学部附属明治新聞社蔵)
- 181頁 上田静一資料 (大阪人権博物館蔵)
- 194頁 【民族と歴史】「特殊部落研究号」(大阪人権博物館蔵)
- 196頁 【同愛】第35号 (大阪人権博物館蔵)
- 199頁 燕会の人びと (水平社博物館蔵)

甲第362号証

# 見なされる 差別

なぜ、部落を避けるのか

奥田 均

Okuda Hitoshi

解放出版社

# I

## なぜ「部落出身者差別」でないのか

### 1 「部落差別」という表現への疑問

何げなく聞き流していたことが、ふとしたきっかけで、たまたまなく疑問に感じることもある。プロ野球に興味を覚えはじめた頃であった。「巨人」というチーム名が不思議でならなかった。阪神や広島を「虎」や「鯉」とは呼ばないのに、なぜ読売ジャイアンツだけを「巨人」と呼ぶのかがどうしても納得いかなかった。高校生時代に「ビッグバン」が宇宙の始まりだと聞かされたときには、では、それ以前には「そこ」に何があったのだろうかと気になって仕方がなかった。人間は約60兆個の細胞から成り立っており、その一つひとつには人間一式をつくる遺伝子が収納されていることを知ったときにも、だとしたら、なぜ人間の体のあちこちから「人間が生えてこないのか」と腑に落ちずに悩んだ。いったん気になりだすと、これがなかなか治まらない。性分だろう。

そんな引っ掛かりの一つに「部落差別」という表現があった。長い間、何の疑問も感じずに使っていた言葉であるだけに、その引っ掛かりは深かった。しかし気づいてみれば、これは妙な言い方である。通常「〇〇差別」という言い方をするとき、その「〇〇」の部

分には、差別を受けている対象者が表現される。女性差別、障害者差別、外国人差別、ユダヤ人差別など、誰に対する差別なのかがそこに示されている。女性、障害者、外国人、ユダヤ人がそうである。だとしたら、「部落差別」も、本来なら「部落出身者差別」「同和地区出身者差別」「部落民差別」などと呼ばれて然るべきではないだろうか。「部落」とはどう考えても人称名詞ではない。にもかかわらず、なぜこの場合だけ「部落差別」と表現され、しかもそれが何の違和感もなく通用しているのか。おかしい。「忌避意識論」への最初の一步は、こんな素朴な引っ掛かりであった。

## 2 部落出身者の登場しない部落差別の現実

引っ掛かりは他にもあった。かつて筆者は、部落差別のあらわれ方に関する「5領域論」を提唱したことがあった。「5領域論」の内容については、拙著『人権のステージ——夢とロマンの部落解放』（解放出版社、1998年）を参照していただければありがたいが、その際、そのことを考えるきっかけとなった出来事をいくつか紹介している。その同じ出来事が、実は「忌避意識」問題を考える契機ともなったのである。簡単に紹介しておこう。

### 「大きな声で言うな。間違われるやないか」

大学での出来事である。ある年の夏休みに、担当している「人権論」の受講生に対して、「部落差別の現実についてレポートせよ」という課題を出したことがある。「先生、どこが同和地区かわからないので調べようがありません」「自分の住んでいる町にはそもそも同和地区というものがないので作成できません」など、いろいろ

な質問と訴えが飛んできた。「部落のことを書いたどんな本を参考にしたらよいのか、文献を紹介してください」という要望もきた。そんな受講生たちに提示したレポート作成の方法は、「家族や友人、近所の人や親戚しんせきの人など、自分の周りにはいる多くの人と部落問題について語り合い、その内容とそれに対する感想を記録する」というものであった。

こうして提出されてきたレポートの一つに、A君が友人と交わしたやりとりがある。夏休みのある日、彼は友人と喫茶店で雑談をしているときに、この課題を思い出したらしい。それまでの話題が途切れたとき彼は、「ところで同和問題のことやけどな、おまえ、どう思う？」と質問を投げかけた。突然何を言い出すのかという感じの友人に、「人権論」での課題について説明をしなければと、友人は急に声を潜めて、「大きな声で同和、同和と言うな。間違われるやないか」「こんな話を聞かされたら自分たちも部落と思われる」「こんなところでそんな話をするな」と言って話をさえぎったという。

A君は、今どき部落差別なんてものは存在しておらず、たとえ一部にあったとしてもそれは自分たちのような若い世代のことではなく、ずっと年齢の高い人びとの問題であると思っていた。そんなA君にしてみれば、喫茶店で部落問題の話をするのに声を潜めなければならない理由がわからない。ましてや「間違われる」ということの意味が理解できなかった。さらに、「大きな声で」と友人は言ったが、それまでと同じ声の大きさにすぎなかったのである。

そうしたことを友人に一つひとつ問いただすなかで彼が感じた結論は、部落差別は自分たちの世代にも存在しているということであり、それは「喫茶店での普通の会話」からも排除されるべきものとしての取り扱いを受けているという、その厳しさであった。

### 「熱心に学ばなくてもよい」

同じ課題のレポートのなかに、母親との会話を取り上げたBさんのものがある。熊本県から進学してきた彼女は、帰省していたある日、台所で母親と夕食の後片付けをしていたときに「人権論」の宿題を思い出したらしい。よい機会だと思って母親に部落問題のことをたずねると、洗い物をしていた母親は突然その手を休めて、「どうしてそのようなことを聞くの？」と真顔で問い返してきたという。「人権論」という科目を履修し、部落問題についての講義を受けていること、そしてそこでの今回のレポート作成について説明をしたという。すると母親は「大学に行ってそんなことを勉強しているのか」「そんな科目は熱心に学ばなくてもよい。そこそこにしておいたほうがよい」と言い聞かせたという。

「びっくりした」と、Bさんはそのときの気持ちを綴っている。それは、これまで一度たりとも、学校の勉強に関して「熱心に学ばなくてもよい」などという言葉が母親から聞いたことがなかったからだ。むしろ自分がどんなに興味のない科目であったとしても、「いつかはきっと役に立つ。先生の話はしっかり聞くように」と言われ続けてきた。大学進学にあたっては、親元を離れることでもあり、「遊びに行くのではない。学生の本分は勉強であり、しっかり学んでくるように」と数カ月前の入学時に改めて強く念を押されたばかりだった。その同じ親の口から、「そんな科目は熱心に学ばなくてもよい」と言われたのだ。

Bさんはその理由を問いただした。しかし母親からは、「あなたも社会に出ればわかる。いちいち理由なんか気にすることはない」と突き放されたという。「先生、部落問題は、強い関心をもったり、熱心に勉強することさえ避けるべき問題なのですか」とBさんは問いかけていた。

## 「口をきかなくなった」

大阪同和問題企業連絡会（現、大阪同和・人権問題企業連絡会）は結成20周年の記念事業として、『企業のなかから 証言——部落問題と向きあって』（解放出版社、1998年）を出版している。「この記録は、先達が拓いた同企連の『道』を広げ、保持してきた先輩担当者の人間変革の軌跡を記した反省録であり、証言であり、悔恨の記録でもある」と述べられているとおり、一市民としての部落問題との出会いや体験が赤裸々に綴られている。取り組みの出発を「部落問題と自己とのかかわり」に据えた、貴重で重い意味をもった記録集である。そこに登場するYさんの手記には、「わが家の妻が体験した近所の人との次のような会話」が記されている。

「おたくのご主人、どこにお勤め？」

「△△製薬ですけど……」

「まあ、大きな会社にお勤めですねえ。営業ですか？」

「いや、人事部です」

「あら、それなら、うちの息子の就職、お願いしなくては……」

「人事部で同和問題を担当してるんですの」

「えっ、同和問題？」

それ以来、近所のその人は、わが妻には、あんまり口をきかなくなったという。

取り上げた3つの事例はいずれも部落差別の現実を示していることに異論はないだろう。しかし引っ掛かったのは、いずれのケースにおいても現場は部落の外で、そこには部落出身者は誰も登場しておらず、部落出身者に関する言及が何も登場していない点であった。A君の友人はただ「部落問題を話題に取り上げないこと」をうな

がし、Bさんの母親は「部落問題は熱心に学ぶべきものではない」とアドバイスしているだけである。そしてYさんのご近所の方は、「部落問題に取り組んでいる人との付き合いを控えただけ」である。誰も、一言も、部落出身者に対する侮辱や見下し、悪口の類を発しているわけではない。ただ部落問題にかかわる「話題」「学習」「職務」を避けているだけである。にもかかわらずそこには、「先生、部落差別はまだ『こんな形』で残されているのですね」(A君のレポート)という部落差別の現実が顔を出している。

そうと気づいてあたりを眺めれば、「電車の中で部落問題の本を読むときには、なぜだか必ずブックカバーをつけてしまう」(学生のC君) 現実や、「同和対策から人権対策に名称が変わってから心なしか名刺が出しやすくなった」(市職員のDさん) という現実なども、「こんな形」の部落差別の現実なのではないだろうかと気にかかる。「人権論」の受講生たちが続々とあげてきた「部落差別の現実」は、「こんな形」が圧倒的であった。

### 3 「当たり前」をもう一度考える

部落差別とは部落出身者に対する差別である。「当たり前」のことではあるが、では、なぜそれを「部落出身者差別」と呼ばないのだろうか。なぜ部落出身者の登場しない「こんな形」の差別が市民の日常生活のそこかしこに登場しているのだろうか。いったん気になりだすと治まらない。かくして、気が済むまで「当たり前」をもう一度考えなおす取り組みが始まった。

そのスタートが、「部落差別とは部落出身者に対する差別である」というフレーズに登場する「部落出身者」とは、そもそも誰のこと

なのかを考える作業であった。やがてたどり着いたのは、「見なされる差別」としての部落差別の特徴であり、「忌避意識の構造」であった。部落問題に古くから付きまとう「触らぬ神にたたりなし」というイメージの正体がそこにあった。

本書では、「忌避意識の構造」にたどり着いた作業の経過を報告し、あわせてこれを解体していくための議論の材料を提供できればと考えている。

まずは「部落出身者」とはどのような人びとをさしているのか、その現実を客観的に見つめなおすところから始めていきたい。

## II

# データで考える「部落出身者とは誰か」

### 1 大阪府民の判断基準

「部落出身者」とはどのような人びとのことをさしているのだろうか。いろいろな人の考えを知りたくて、次のような質問をたくさんの人に投げかけてみた。

「声に出して答えていただく必要はありませんから、心のなかで答えてみてください。一つ目の質問です。あなたは自分が部落出身者であると思いますか？」

そして二つ目の質問が、「ところで先ほどの回答は、何を基準に判断されたのでしょうか？」というものである。

第二問でたずねたその基準が、回答者の「部落出身者とは誰のことか」に対する答えとなっている。

結果は実にいろいろであった。

その後、大阪府民全体の判断基準を確かめてみる機会があった。それが、大阪府が2000年に実施した「同和問題の解決に向けた実態等調査」（以下、「2000年部落問題調査」とする）である。この調査は8種類の調査から構成されているが、そのうちの「府民意識調査」の間4では、「あなたは、日本の社会に、『被差別部落』『同和地区』

あるいは単に『部落』と呼ばれ、差別を受けている地区があったり、差別を受けている住民がいることを知っていますか」と質問している。これに対して回答者5568人の86.5%が「知っている」と答えている。表1(21頁)は、この「知っている」と回答した府民に対して、「世間では、どのようなことで『同和地区出身者』と判断していると思いますか」(複数回答可)とたずねた結果である。

最も高い割合を示しているのが「本人が現在、同和地区に住んでいる」の56.5%であり、以下「本人の本籍地が同和地区にある」が47.9%、「本人の出生地が同和地区である」が44.3%、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」が39.2%、「父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある」が37.3%、「父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である」が34.2%などと続いている。

調査の結果は、本人または父母あるいは祖父母の「現住所」「本籍地」「出生地」が同和地区とのかかわりをもっているかどうか、「同和地区出身者かどうか」の判断基準として広く市民のなかで機能していることを浮かび上がらせている。

## 2 同和地区住民の判断基準

これに対して、同和地区住民の側の判断基準はどうなっているのだろうか。「2000年部落問題調査」のうちの「同和地区内意識調査」では問2で、「あなたは、自分を『同和地区出身者』であると思いますか。それともそう思いませんか」と質問している。

結果は図1(21頁)のとおり、回答者7418人の50.6%が「そう思う」と答え、自分を「同和地区出身者」として自己認知している。「そうは思わない」は34.8%であった。

質問はさらに、「そう思う」「そうは思わない」と回答したそれぞれの人にその理由を尋ねている（複数回答可）。表2は自分を「同和地区出身者であると思う人」の理由を、また表3は自分を「同和地区出身者であるとは思わない人」の理由を示している。

同和地区出身者であると思う理由で最も多いのは、「自分が、現在同和地区に住んでいるから」の70.7%で、以下「自分の出生地が同和地区にあるから」が53.3%、「親あるいは親戚が同和地区に住んでいるから」が23.4%、「親あるいは親戚の出生地が同和地区であるから」が20.0%と続いている。「同和対策事業を受けているから」（14.4%）や「同和地区出身者と結婚しているから」（11.0%）との理由を挙げている人もいるがその割合は相対的に少なく、「自分」または「親あるいは親戚」の「現住所」や「出生地」を理由に判断している人が大半であることがわかる。

また、同和地区出身者であるとは思わない理由においては、「自分の出生地が同和地区ではないから」が67.2%、「親あるいは親戚の出生地が同和地区ではないから」が24.5%と、「出生地が同和地区ではない」ことを理由に「同和地区出身者ではない」との判断が下されている様子が見られる。

いずれにせよ同和地区住民の側においても、府民意識調査の結果と同じく、本人または親あるいは親戚の「現住所」や「出生地」が同和地区とのかかわりをもっているかどうか、「同和地区出身者であるかどうか」の判断基準として用いられていることが浮かび上がってくる。

表1 同和地区出身者であることの判断基準 (M.A.)

回答者数	本人が現在、同和地区に住んでいる	本人が過去に同和地区に住んだことがある	本人の本籍地が同和地区にある	本人の出生地が同和地区である	父母あるいは祖母が同和地区に住んでいる	父母あるいは祖母の本籍地が同和地区にある	父母あるいは祖母の出生地が同和地区である	職業によって判断している	その他	わからない	無回答
4814	56.5%	25.0%	47.9%	44.3%	39.2%	37.3%	34.2%	22.1%	2.7%	10.4%	6.0%

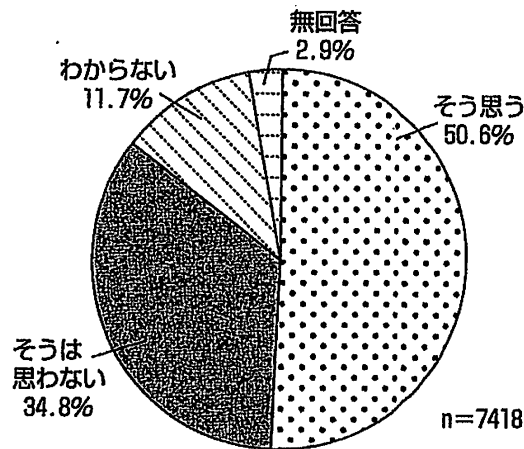
表2 同和地区出身者であると思う理由 (M.A.)

回答者数	自分が、現在同和地区に住んでいるから	自分の出生地が同和地区にあるから	親あるいは親戚が同和地区に住んでいるから	親あるいは親戚の出生地が同和地区にあるから	同和地区出身者と結婚しているから	同和对策事業を受けているから	その他	無回答
3713	70.7%	53.3%	23.4%	20.0%	11.0%	14.4%	1.7%	0.6%

表3 同和地区出身者であると思わない理由 (M.A.)

回答者数	自分が、現在同和地区に住んでいないから	自分の出生地が同和地区ではないから	親あるいは親戚が同和地区に住んでいないから	親あるいは親戚の出生地が同和地区ではないから	同和地区出身者と結婚していないから	同和对策事業を受けていないから	その他	無回答
2624	2.5%	67.2%	9.5%	24.5%	6.1%	5.5%	13.9%	3.2%

図1 「同和地区出身者」であることの自己認知



### 3 自己認知と被差別体験

ところで先の項で、自分を「同和地区出身者」として自己認知している同和地区住民は50.6%であることを紹介した。ところがこうした自己認知の結果にかかわらず、同和地区住民である回答者たちは差別を受けている事実がこの調査から明らかになっている。

表4は、自己認知と被差別体験の有無をクロス集計した結果である。「同和地区出身者であると思う」住民においては、被差別体験率が38.3%と高いものの、「同和地区出身者であるとは思わない」住民にあっても17.7%の人が「差別を受けたことがある」と回答している。ここでいう被差別体験とは、部落差別を自分が直接的に受けた経験を指している。

また表5は、「結婚を意識しながら、結婚までいたらなかった経験（破談経験）」を有する同和地区住民に、その破談理由に同和問題が関係していたかどうかをたずね、その結果を自己認知の結果とクロス集計したものである。

それによると「同和地区出身者であるとは思わない」住民にあっても、破談経験者の10.7%が「破談の事情に同和問題が関係していたと思う」と回答している。

調査の結果は、「同和地区出身者」と自己認知しているかどうかとはかわりなく、部落差別は同和地区住民に降りかかっていることを教えている。

表4 自己認知と被差別体験の有無

	回答者数	差別を受けたことがある	差別を受けたことはない	無回答
総数	7418	28.1%	69.1%	2.8%
「同和地区出身者」であると思う	3713	38.3%	59.5%	2.2%
「同和地区出身者」であると思わない	2624	17.7%	79.6%	2.7%
わからない・無回答	1081	18.3%	76.4%	5.3%

表5 自己認知と同和問題が関係した破談体験の有無

	回答者数	破談の事情に同和問題が関係していたと思う	破談の事情に同和問題は関係なかったと思う	わからない	無回答
総数	1290	31.8%	59.1%	8.8%	0.3%
「同和地区出身者」であると思う	744	45.3%	44.8%	9.5%	0.4%
「同和地区出身者」であると思わない	411	10.7%	83.5%	5.6%	0.2%
わからない・無回答	135	21.5%	64.4%	14.1%	—

## 4 部落出身者とは誰か

「部落出身者とは誰か」、こんなタイトルでの部落出身者の規定について議論が活発に展開されている。当事者のアイデンティティや自己認定性を第一義的にとらえる立場からの議論や部落解放運動の主体形成を念頭においた議論、あるいは行政が同和対策事業を実施する必要性から構成されてきた議論など、<sup>よ</sup> 掘って立つところの多様性を反映してその展開も多岐にわたっている。

本書での視点は、「部落差別とは部落出身者に対する差別である」ことの見つめ直しから、ではいったい現実の社会において「誰が部落出身者と見なされているのか」という差別の現実からとらえた部落出身者規定である。

「2000年部落問題調査」の結果は、この問いに対して「同和地区

との属地性（土地とのかかわり）」が「同和地区出身者（部落出身者）かどうか」の「判断の根拠」として部落内外の多くの市民に共通して受け入れられている現実を明らかにした。本人、親、祖父母などの現住所、出生地、本籍地などが、部落とかかわりがあるのかどうか。その事実の如何が、部落出身者であるのかないのかの尺度として機能している現実が示されている。差別事象が、部落住民による自己認知の別を乗り越えて引き起こされているはそのためであろう。

かつて私は、拙著『部落解放への挑戦——「補償」から「建設」へ』（解放出版社、1994年）において、「部落民とは、広義において『現在または過去、あるいは先代において部落に居住し、あるいは本籍をおいた事実によって、部落差別を受ける可能性のある人』ということになる」との規定を提案した。すなわち、「部落出身者」とは実態的には属地概念として機能しており、「現属地」「過去属地」「先代属地」が部落とされている地域との接点をもっているかどうか、部落出身者と見なされる際の識別基準として存在していることを指摘した。「2000年部落問題調査」の結果は、この提案を裏づけている。

もちろん、婚姻関係によって「部落出身者と見なされる」現実が存在している。結婚にかかわる差別はその典型的な事例であろう。「部落出身者と結婚すれば、こちらも部落出身者と見なされる。家族どころか親類一同までもが部落出身者ではないかと疑われる」といった考え方が広く存在し、これが結婚差別を支えていることは事実である。しかしこうした婚姻関係による「見なし」においても、その出発は「相手が部落出身者である」との判断によるものである。そして「相手が部落出身者である」との判断は、やはり部落との属地関係によってなされているのである。

両親が部落出身者であるからと、血縁的系譜から「部落出身者か

どうか」を判断すると考えている人もいるかもしれない。封建的身分制の時代にまでさかのぼって、その血縁的系譜による判断ということである。しかし血縁的系譜を確かめようとするなどとは不可能である。

考えてもみてほしい。賤民身分の男性と百姓の女性とが結婚し、二人の間に生まれた子は、二分の一賤民身分の血縁であり、二分の一百姓の血縁である。他方、武士の男性と商人の女性とが結婚し、二人の間に生まれた子は、二分の一武士の血縁であり、二分の一商人の血縁である。そしてこの子どもたちが結婚すれば、生まれてくる子は四分の一が賤民身分の血縁であり、四分の一が百姓の血縁であり、四分の一が武士の血縁であり、四分の一が商人の血縁となる。ではいったい、この子は血縁的系譜からして、どのような封建的身分の子孫となるのだろうか。

わずか三代でこの状況である。今日の市民一人ひとりが、江戸時代にいったいどのような身分であり、どのような血縁的系譜を引き継いでいるのかなどということを考えることは無意味である。

たしかに意識としては、部落出身者とは封建的賤民身分の子孫だと考えている人がいるかもしれない。しかし実際は、両親や祖父母を属地関係から判断し、部落とかかわりがある場合において、その子どもであるとの理由で相手を部落出身者と判断しているにすぎないのではないだろうか。血縁関係は、親子や祖父母の範囲で確認されているにすぎないのである。

部落出身者という属人的な区別があるのではなく、「部落という土地」とのかかわり（属地性）で差別の対象者が想定されている。本来「部落出身者差別」と表現してしかるべきところを「部落差別」と表現し、しかもそれが何の違和感もなく通用している背景に、こうした現実があることがわかりはじめてきた。そしてそれは新しい

問いかけへのスタートでもあった。

ではいったいなぜ、部落とされてきた土地とのかかわりが部落出身者であるとするうえでの判断基準として機能しているのだろうか。

### III

## 属人的差別から属地的差別へ

### 1

### 土地とのかかわりに傾斜する差別意識の 発露の手がかり

#### 封建的身分制度とその解体

部落差別とは部落出身者に対する差別である。その部落出身者とは、一般的に本人や親・祖父母の「現住所」「本籍地」「出生地」などが部落とされてきた土地とかかわりをもっているのかどうかによって判断されている。ではなぜ部落とされてきた土地とのかかわりが、部落出身者であるかどうかの判断基準となっているのだろうか。この現実の成り立ちを考えてみたい。

現在の部落問題は、直接的には近世の封建的身分制度に起因している。当時賤民身分とされた人びとが、近代の新しい社会システムの下で改めて賤視の対象として再生産され、近代の部落差別が形成された。ではそのベースとなった近世の封建的身分制度とはどのようなものであったのだろうか。

封建的身分制度でいう身分とは、生まれながらにして与えられる社会的地位のことである。それは固定的であり世襲される。子の身分は親の身分によって決定され、そこから逸脱することはできない。その結果、婚姻関係も同一身分間でのみ許されることとなる（内婚

制)。身分はまたそれぞれの身分に照応した固有の職業や役負担を規定し、それによって居住地域も限定された。もちろん幕藩体制の緩みとともにさまざまな例外的事実も多く存在したであろうが、近世の封建的身分制度の基本は、あくまでも身分と職業、役負担そして居住地域が一体となり世襲されていくものとしてあった。賤民身分におかれていた人びとにあっても事情は同じであり、死牛馬の処理や皮革業などの職業が世襲化されるとともに、行刑や警察的役務などが課せられ、居住地が固定された。今日の部落は、当時の「かわた」身分の人びとの居住地が核となって形成されている。

近代の新しい社会の建設は、この近世の封建的身分制度に終止符を打った。百姓・町民の平民化（1869年）や「解放令」（1871年）により身分制度は解体され、構成していた職業や役負担、居住地の拘束から人びとは解放された。これにより、賤民身分とされてきた人びとに対する社会的（法的）強制力をもった差別の仕組みは消滅した。

### 意識の連続性

制度としての差別の仕組みは解体された。しかしそのことは、差別そのものが解消されたことを意味するものではない。「解放令」以後、生活のさまざまな場面において部落の人びとと民衆との接点が広がれば広がるほど、かつての賤民身分の人びとに対する差別の意識はより敏感となり、時には攻撃的な色彩をもって発露されはじめる。部落解放研究所編・刊『部落解放史（中巻）』（1989年）には、「一般民衆側は、入浴や結髪の拒否、商品販売の拒絶、日雇や小作の拒否、入会山の利用拒否などをもって部落民に対立した」と当時の様子が紹介されている。こうした状況の典型的な出来事が、20件以上におよぶ「解放令」反対一揆であり、徴兵や地租改正など圧迫

政策を次つぎと導入する新政府への幻滅と相まって封建的賤視観が暴発したものといえよう。

かつての賤民身分の人たちに対する賤視・不浄視という差別の視線は、身分制度の解体を乗り越えて存続した。

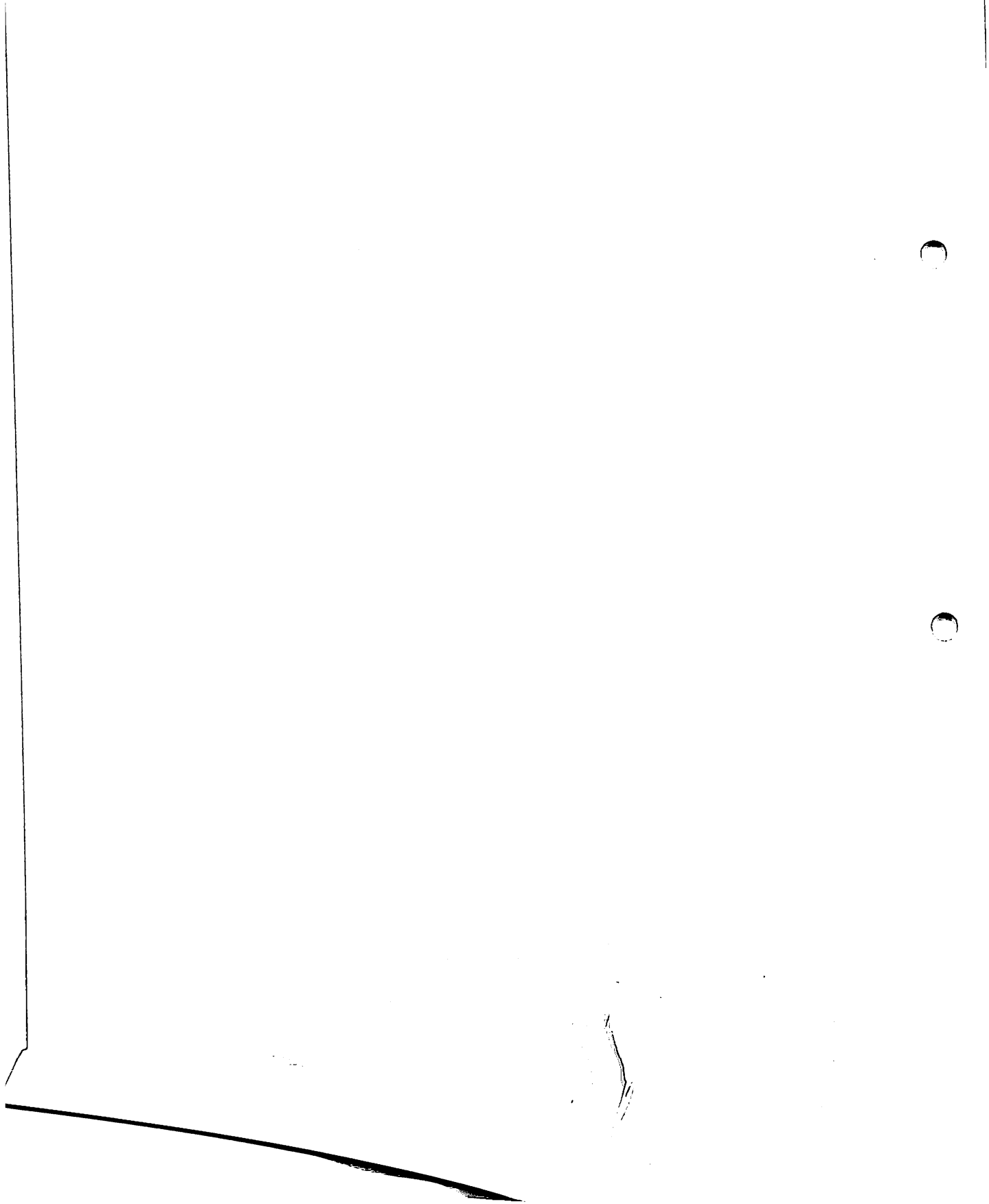
### 手がかりとなった身分の構成要件

賤民身分の人びとへの賤視のまなざしは生き残った。しかし、その注がれるべき賤民身分は解体されたのであり、これらの人びとに新しい社会は平民としての同等の装いを提供しはじめた。生き残った賤視のまなざしは、その発露されるべき対象としての「かつての賤民身分」の人びとを見つけ出していくことを求めていく。

その手がかりとなった最も基本的なものは血縁的系譜である。身分とは属人的な概念であり、固定的であり世襲されることはすでに触れた。親の身分によって子どもの身分は決定される。したがって、最も確実な旧身分の確認は親子関係をさかのぼることであり、それによってどのような封建的身分の子孫であるのかを確かめることである。

職業や居住地もまた、重要な手がかりとして意味をもちはじめた。賤民身分の人びとにのみ許されていた死牛馬の処理や皮革業などの職業に従事していることや、かつての賤民身分の人びとの居住地域に住んでいること、あるいはそこに生まれたことなどが識別の基準として機能しはじめていく。封建的賤民身分の人びとへの差別意識が、血縁性や職業、居住地の規定という「身分を身分あらしめていた構成要件」を手がかりに、新たな時代における発露の対象を求めたのは当然の成り行きであったといえよう。

もちろん、こうした識別機能が近代の当初から一挙に社会化したのでない。明治の初め頃はこのような識別作業をする必要もなく、



旧賤民身分の人びとであることは容易に判断できたであろう。とりわけ、全国各地から自由な労働力市場を求めて人びとが流入しはじめた都市とは異なり、農村部では一目瞭然の事実として存在させられ続けた。

### 属地性への傾斜

しかし時間の経過と社会の変化は、こうした手がかりの信憑性<sup>しんぴょうせい</sup>を否応なく曖昧<sup>あいまい</sup>なものにしていく。そもそも最も基本的とされた血縁的系譜でさえ、封建的身分社会においてそれが決定的意味をもっていたのは、身分が親から子へと引き継がれる「世襲制」と、同一身分内での結婚の様式である「内婚制」が前提となっていたからである。

身分制度の解体はこの「世襲制」と「内婚制」を打破した。当初は厳しい賤視観により部落内外の通婚は事実上拒まれたであろうが、時の変化は少しずつその風穴を広げ、血縁的には「二分の旧賤民」「四分の旧賤民」などという存在が誕生していく。Ⅱ章でも取り上げたとおり、かつての封建的身分の人びとが実在していた時代から世代を積み重ねれば重ねるほど、血縁的系譜を探ることの意味は曖昧<sup>あいまい</sup>模糊としたものになっていったのである。

職業による判断もまた然りであった。食肉や皮革関連産業への従事が、部落出身者であることと結び付けられる発想は、今日でも一部に生き残っている。しかしこれらの分野にも近代の早い段階で資本が積極的に投入され、近代的な産業として再編されるなかで、部落の独占的意味合いはそのイメージを残しつつも実態としては薄れていった。部落の人びともまたこれらの職業に拘束されることはなく、多様な労働市場へと躍り出ていった。賤視のまなごしの決め手として、職業のもつ「信頼性」は希薄とならざるをえなかった。

これらに対して、かつて賤民身分の人びとが住まわされていたという居住地とのかかわりは、それが時間の経過や社会の変化に影響を受けない「自然存在としての土地」が基準となっていたがゆえに、時代とともに判断基準の中心的役割を担うものとなっていった。

かつての賤民身分の人びとの居住地域と、識別しようとする対象者の居住地住所との照合、さらには現住所にいたる居住歴や出生地などとの照合が、部落出身者であることの「手がかり」として大きな意味をもちはじめていったといえよう。これに血縁的系譜という発想が重ねられていくとき、当事者の親の居住地や出生地、祖父母の居住地や出生地までもが「確かめるための手がかり」となっていった。

属人的な封建的賤民身分の問題は、身分制度の解体を機に、属地的な近代の部落問題へと大きく動きはじめていく。

## 2 属地的差別を支えた戸籍制度

属人性から属地性への転化を支え、近代の部落差別を出現させていくうえで大きな役割を果たしたものが近代戸籍制度の確立であった。

近代の戸籍制度は、1871（明治4）年の「戸籍法（太政官布告170号）」の公布に始まる。同法は翌1872年に施行されたが、その年が「壬申（みずのえさる）の年」にあたっていたため、これを<sup>じしんこせき</sup>壬申戸籍と呼んでいる。壬申戸籍の公布は「解放令」と同年であったが、当初は「穢多・非人」を対象外にするという差別的発想に加えて、「解放令」の不徹底も手伝い、前近代における賤民身分関係の記載を許した。これが「壬申戸籍」問題である。

また、1886（明治19）年の法改正により設けられた「族称欄」においても「新平民」などの差別記載がなされた。さらに、1898（明治31）年に制定された新しい戸籍法によって戸籍の公開制度が導入された。戸籍の公開は戦後の新憲法下での戸籍法にも踏襲され、それによって、広く市民に差別記載が公開される状態が放置され続けた。

全国水平社はいち早く、1923年に開催された第2回大会で「戸籍簿・身元調査等の改正を要求するの件」との決議を採択し、内務省などに要請行動をおこなっている。これを受け司法省は、その後「旧戸籍簿の賤称抹消」の通知を出すのが、徹底されなかった。

ようやく「壬申戸籍」問題が解決を見るのは、戦後の部落解放運動による差別戸籍糾弾闘争を待たねばならず、この闘いによって1970年、「壬申戸籍」は永久封印の措置が取られた。その後、戸籍の公開制度も、1976年の戸籍法改正により制限されることとなった。近代の戸籍制度は封建時代の身分関係を記載内容に組み込み、しかもそれを公開することにより、部落差別と直結してきたといえよう。

しかしここでの注目点は、こうした差別記載問題ではない。近代の戸籍制度の仕組みそのものが、部落差別の属地性への転換を支えるうえで果たした役割についてである。戸籍制度に象徴される民衆の登録管理制度はその源流を古代にまでさかのぼることが可能であるが、江戸時代のそれは「宗旨人別改め制度」がその主要な役割を担っていた。そこでは寺が末端機関となり民衆を登録させるとともに、賤民身分の登録は他とは異なった取り扱いがなされるなど、身分制度を前提とした登録制度であった。

これに対して近代の戸籍制度は、それを居住地の住所地番による住民登録制度へと根本的に転換し、さらには住所から独立した本籍地による登録制度へと完成させていった。藤林晋一郎さんはこの点

について著書『身元調査』（解放出版社、1985年）のなかで次のように指摘している。

「壬申戸籍」以前の戸籍が身分ごとの戸籍で編製されていたことをみると、「身分による属人主義」に基づいた戸籍であったとの評価ができよう。そして「壬申戸籍」をみると、同一戸籍でさまざまな階層に属する身分が地番の順に記載されていた事実から、戸籍における「属人主義」が「属地主義」への転換をはかっていたとみることができ、(略)「属地主義」に重点をおく戸籍制度がこの時期に成立したのではなかろうか。

身分制度の解体とともにその発露の対象が定かではなくなりはじめた差別のまなざしは、時代を経ても変化しない「かつて賤民身分の人びとが住まわされていたという居住地」とのかかわりを手がかりに部落出身者像をつくりはじめた。他方、近代における戸籍制度は、土地（本籍地、住所地番）を基本とする民衆の登録管理制度として完成されていった。このとき、戸籍制度は、かつての賤民身分の人びとが住まわされていた地域の居住地情報を媒介に、ある人が部落出身であるかどうかの判断をなすにあたっての「公式」で「客観的」な証拠を提供する社会的装置となっていたのである。

戸籍を確かめ、そこに記載された地番と、部落とされてきた地番との照合が、部落出身者をつくりはじめた。封建的賤民身分の人びとの末裔<sup>まつい</sup>か否かの事実とは一定独自の、部落に本籍地をおくがゆえの部落出身者、部落に生まれ育ったがゆえの部落出身者、部落に住んでいるがゆえの部落出身者の登場である。

### 3 部落の生活実態と近代日本の価値観

#### 近代日本の価値観形成と差別のまなざし

近代に引き継がれた封建的賤視観は、こうしてその発露の手がかりを「旧賤民身分の人びとの居住地」とのかかわりのなかに見出していくこととなった。属人的な封建的賤民身分制度が、属地を基本とする近代の部落差別へと再編されていくプロセスの重要な一環はここにある。

しかし近代の部落差別は、封建的賤視観の残存という、単なる封建遺制の問題ではない。近代日本を近代日本あらしめる社会的規範の形成そのものが、部落に対する新たな差別のまなざしを形成したのであった。

ひろたまさきさんは著書『差別の視線』（吉川弘文館、1998年）のなかにおいて、その社会的規範の指標として、西周の「人生三宝説」における「知識」「富有」「健康」という文明的価値観を取り上げている。身分がすべての基準であった、ついこの間までの価値観に対して、革命的ともいえるこれらの指標が、「人間平等」「文明開化」の光を放って登場していった。そしてその光が輝かしいものであればあるほど、漆黒の影が生じることとなり、その影の部分では、近代の新たな差別のまなざしが形成されていった。ひろたさんはその仕組みを次のように指摘している。

- ① 「人は生れながらにして貴賤貧富の別なし。唯学問を勤て物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり下人となるなり」（福沢諭吉『学問のすゝめ』）に象徴される「知識」の重視と平等性への信頼は、旧来の不合理な因習を批判する進歩

性をまもって登場した。しかし理念的な機会平等論は、必ずしも万民の「学問を勤める」実質的な機会の保障を意味するものではなかった。教育を受けるお金と時間がすべての人びとに等しく与えられてはいなかったからである。「知識」への信頼は、普遍的な理性の共有が困難な「下流人民」なる概念をつくり出し、近代の理念に反するこれら「無学なる人びと」への蔑視のまなざしが誕生していく。

- ② 「富有」への欲望もまた近代における重要な社会的価値観として登場し、富人にいたる「自由」と「平等」が人びとをかきたてた。しかしそれは同時に、「貧民」を「自ら貧困を招いた者」として描き、これら人びとへの侮蔑意識をつくりあげていく。しかし実際には「富有」へのスタートラインも、「知識」へのそれと同様、けっして「平等」でも「努力次第」でもなかった。
- ③ 「文明開化」が人間の欲望を人間的なこととして肯定したとき、それまではまったく個人的な事柄とされてきた主体となる人間の肉体への関心が初めて公のものとなっていった。そこから、新たな価値観としての「健康」の問題がクローズアップされていく。それは単なる道德律ではなく、労働者や兵隊としての市民の「健康」は、国家の利益と直結する重要な社会的価値となっていった。その結果、これに<sup>たいし</sup>対峙する「性病」や「伝染病」などの病気への社会的関心と排除の心理は急速に高まり、病気を誘発する「不潔」に対する忌避意識が社会的に形成されていく。

そしてこれら「知識」に対する「無学」なる存在、「富有」に対する「貧民」なる存在、「健康」に対する「不潔」なる存在は、それぞれが密接に絡み合い、近代の新たな蔑視のまなざしを注がれはじめるのである。そして、次のように結論づけている。「文明的諸

価値（つまりは健康・知識・富有）（略）、それが急速に社会通念となっ  
ていったとすれば、それら理念や諸価値の対極にあつて、その大枠  
の方向に邪魔となり対立しさらには破壊者となるものとして観念さ  
れた存在は、日本社会から排除されねばならないことになるであろ  
う」と。

### 部落の生活実態と差別のまなざし

部落はこうした近代の差別のまなざしにさらされはじめる。部落  
は、死牛馬処理などの專業権の否定や、根強い賤視観にもとづく生  
活現場での排除を被るなかで、むしろ「解放令」以降に生活実態の  
悪化が始まったといわれている。とりわけ1880年以降、松方デフレ  
政策のもとでその貧困化が進行した。都市部落では貧民長屋に対す  
る建築規制が強められた結果、貧民層の部落への流入が始まり、事  
態はさらに深刻化した。原田伴彦さんは、著書『被差別部落の歴史』  
（朝日新聞社、1975年）のなかで、当時の部落の様子を次のように紹  
介している。

明治になつても、部落の土地は狭く、やせ地が多く、水湿地  
や高燥地こうそうがふくまれていました。（略）猫の額ひたいのような土地に  
しがみつくといい農業条件の低さのうえに、農村といつても、  
土地をまったくもたない人が大部分であつた農村部落では、草  
履、雪駄、麻裏、ワラジなどの履物はきもの製造や修理、その他、日雇  
や行商、土方などの雑役労働で糊口ここうをしのぐ人びとが多かつた  
のです。

都市部落とそのまわりでも、皮革業の仕事などをのぞいて、  
部落の職業はひじょうに不安定でした。人びとは零細れいさいな手工業  
や下駄の齒入れなどの履物修理、日雇、土工、行商、車夫、屑くず

ひろいなどの雑業しか仕事をみつけることができませんでした。  
江戸後期いらい、都市の部落は貧民街を形成していましたが、  
明治になってむしろスラム的状况を著しくしてきました。

すべての部落が一様に厳しい貧困状况を呈していたわけではない。  
しかし多くの部落がおかれていた厳しい生活実態は、「無学」「貧民」  
「不潔」という文明的価値観の対極なる状况を呈し、部落は近代の  
新たな差別の視線の標的となっていく。

もちろん、近代の差別の視線は、部落にだけ注がれたわけではな  
い。「文明的諸価値（健康・知識・富有）」の対極にあり、これと「対  
立しさらには破壊者となるものとして観念された存在」が次つぎと  
社会的につくりあげられていく。やがてそれらは、排除や忌避され  
るべき社会的グループとしてあぶり出され、差別的に秩序づけられ  
ていった。

その象徴的事実が、アイヌの人びとに対する「北海道旧土人保護  
法」（1899年）の制定であり、精神病者の監置（監禁）を謳った「精  
神病者監護法」（1900年）、「娼妓取締規則」（1900年）、「貧民長屋建  
築取締規則」（1905年）、国辱論や民族浄化論にもとづくハンセン病  
患者への隔離政策の開始となる「癩予防ニ関スル件」（1907年）など  
の制定であったといえよう。

日露戦争（1904年）を一つの節目とし、やがて「排除・隔離」と  
「融和・同化」という異なった二つの路線へと収束されていくこれ  
ら一連の差別化政策の展開は、近代日本の帝国主義的發展がもって  
いたもう一つの素顔であった。こうしたなかで、「あぶり出す」「排  
除する」「忌避する」加害の末端を市民は担わされていくこととな  
る。生活現場での差別の実態がそこにつくりあげられていく。そし  
てこの時代、部落は「特殊部落」なる烙印を押されていくのである。

近代の差別の視線は強靱<sup>きやうじん</sup>である。この新しい社会的規範は、戦後の民主主義という枠組みにも自在に適応し、その生命力を保っている。「知識」の重視は、その後「学歴社会」を創造し、今日の教育政策や子育て観のなかに生き続けている。「富有」への重視も、今ではそれが「人生の成功」をはかるものさしとして機能している。そして「健康」重視の価値観は、公衆衛生観念として影響力を発揮し続けている。今や誰もがそれを近代的価値観などとは意識せず、時には、「勤勉・勤労・清潔好き」は「日本人のもって生まれた国民性だ」と受けとめられるほどに根づいている。

旧賤民身分の人びとの居住地という土地を手がかりに、封建的賤視のまなざしが部落に向かって発露されはじめる。そこに近代の差別の視線が折り重なり、差別の属地性をいっそう強めていった。両者は相互に影響を与えながら、やがて近代の部落差別意識を形成していく。

属人的で封建的賤視観に支えられた前近代の差別は、属地的で封建的賤視観と近代の差別の視線との重層構造をもった新たな差別意識に支えられた近代の部落差別へと再編されていったといえよう。

## IV

# 忌避する論理と土地差別

## 1 忌避という戦略

### 識別基準の曖昧性

属人的で封建的賤視観に支えられた前近代の差別は、属地的で封建的賤視観と近代の差別の視線との重層構造をもった新たな差別意識に支えられた近代の部落差別へと再編されていった。このプロセスのもつ意味は、「属人性」から「属地性」への転換という「基準の内容の変化」にとどまるものではなかった。むしろここで注目したいのは、この変化がもたらした「明確な基準」から「曖昧な基準」への「基準の確度の低下」という問題であり、それによる差別の意識構造への影響である。部落差別が他の差別問題と区別される大きな特徴の一つは、差別される対象者を規定するこの「基準の曖昧性」に求めることができるからである。

多くの差別にあっては、その是非はともかくとして、差別する側と差別される側を画する基準はそれなりに明確である。障害の有無、性別、国籍、宗教の違いなど、これら区別（識別基準）は、一人ひとりの個体において表現されたり、あるいは社会的制度によって確認されていく。

封建的身分制度もまたそうであった。そこでは血縁的系譜や職業によって身分間の区別は明確であり、「宗門改め」の政策や「内婚制」がその固定化と世襲化に大きな役割を果たした。これによって賤民身分の人びとは、確認可能な方法で他の身分の人びとと区別され、またその区別が一人ひとりに再現されていった。もちろんこうした事情は封建的身分制度全体の特徴であり、賤民身分の人びとだけのことではなかった。いずれにせよ、差別される対象とそうでない人びととの境界は、ある意味で明確であったといえよう。

封建的身分制度の解体は、この境界線を取り払った。生き残った封建的賤視観は、血縁的系譜や職業を手がかりにその対象者を求めようとするが、時間の経過とともにそれは曖昧模糊としたものにならざるをえず、単なる「見なし」の口実となっていく。やがて識別の中心的役割は属地的基準へと転化されていくが、それさえもそもそもが属人的基準の代替基準にすぎず、その曖昧性は多くの主観的解釈を許すこととなった。

例えば「属地」の「地」とは、住所のことなのか、出生地のことなのか、本籍地のことなのかは人によって解釈は異なる。また「属地」の「属」においても、それは本人の「現状」にかかわってのことであるのか、「過去の居住地」にまでさかのぼってのことなのか、さらには先代にまでさかのぼるべきなのか、その先代とは何代前なのかなど、実にいろいろであるとしかいいようがない。

本書ではⅡ章で、大阪府民における「同和地区出身者であることの判断基準」の調査結果を取り上げた(表1)。そこでは識別基準における属地性の検証材料としてこのデータを読んだが、ここでそれを改めて眺め直してみると、「本人」「父母」「祖父母」や「現住地」「本籍地」「出生地」など、それは同時に属地基準の曖昧性を立証するものでもあることに気づかされる。

さらに、部落に新たに注がれはじめた近代の差別の視線にあつては、その照射される輪郭の不明確さがいっそうこの属地的基準の曖昧性を助長した。それが部落差別に固有なまなざしではなく、「無学」「貧民」「不潔」などの概念に代表される生活の実態に向けられたものであったがゆえに、その範囲は漠としたものにならざるをえなかったからである。この曖昧性は、人口の密集した都市の部落などにおいては、町名などを手がかりに部落エリアを拡大解釈する傾向を許した。そして時には、封建時代の賤民身分階層の居住地とはゆかりのない所を、部落と見なしていくことさえあったのである。

### 見なされる差別

部落とされてきた土地とのかかわりをもちさえすれば、部落出身者との烙印を押される。しかもそれは、自分だけのことには限らず、父母や祖父母のことにまでさかのぼって判断されることがある。言葉を変えれば、自分の影響が、子や孫にまで及びかねないということである。誰でも、いつからでも「部落出身者である」と見なされる」可能性が市民を包み込んでいった。

しかも、その輪郭は明確なものではない。「規定する」とは「限定する」ということである。部落出身者に関するこの限定の曖昧さは、「部落出身者とは誰か」の規定を曖昧にし、部落出身者とそうでない者との境界線を膨らませ、ぼやけさせる。

基準の曖昧性は、「部落出身者である」と見なされる可能性の拡大へと結びついた。それは、「部落出身者である」と見なされる領域への無数の侵入路を用意しはじめる。見なされる差別としての部落差別の実体がそこにある。

## 部落出身者と見なされる可能性の回避

基準の曖昧性は、見なされる領域の拡大にとどまるものではない。曖昧であることのゆえに、ひとたび見なされてしまえば、「そうではない」ことの立証が困難となることをも意味した。

部落差別を受ける側に位置するかもしれない。そしてひとたびそうなれば、そこからの脱出はむずかしい。この不気味なロジックが人びとを襲うとき、「部落出身者と見なされる可能性の回避」は、市民の重大な関心事項へと高められていく。「大きな声で同和、同和と言うな。間違われるやないか」という心配は、けっして個人的な心情ではないのである。

部落や部落出身者を差別するつもりなどない。強い偏見があるわけでもない。ただ、部落差別を受ける側におかれることだけは避けたい。直接的な「部落の忌避」や「部落出身者の忌避」ではなく、「部落出身者であると見なされる可能性への忌避」が結果として部落を差別していく。「部落出身者であると見なされる可能性への忌避」が、差別の現実をつくりあげていく。今日の部落差別を支えている忌避意識の構造とその論理が浮かび上がってくる。

## 2 部落の土地にかかわる差別

### 情報収集・照合・忌避

部落との属地関係によって部落出身者像が形成されている。部落との属地関係をもてば、部落出身者であると見なされる可能性が生じる。「部落出身者と見なされる可能性」を避けたい。このような忌避意識の構造がストレートにあらわれてくる現象、それが部落の土地に対する差別である。土地差別の現実には、忌避の論理に貫かれ

た現在の部落差別の典型を見ることができる。ここではその特徴的なあらわれ方を取り上げておこう。

どこが忌避すべき部落か。どこの地域と属地関係を結んではいけないのか。「部落出身者と見なされる可能性」の回避は、避けるべきターゲットとしての部落の所在地情報を求めることとなる。そのニーズを見抜いたのが部落の所在地一覧を密かに売買した「部落地名総鑑」差別事件であった。インターネット上で部落の所在地への問い合わせが横行し、それに対する情報が流布されているのも同根のものといえよう。

自らがその地域の住民となることを意味する不動産取得にあたっては、「見なされる可能性」への忌避意識はいつそう掻き立てられる。

大阪府は、大阪府宅建業協会および全日本不動産協会大阪府本部と共同で「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」を1991年、1997年、2003年の過去3回実施している。そのなかにある、「取引物件に関して、同和地区であるかどうかの質問を受けたことがありますか」との問いに対する回答結果が次頁の図2である。2003年の結果を見ると、「府民から受けた」が28.9%、「業者から受けた」が6.4%、「府民および宅建業者から受けた」が17.3%と、合わせて52.6%もの業者がこうした質問を受けたことがあると回答している。しかもその割合は増加傾向にある。「部落に住めば部落出身者と見なされる」がゆえに「部落を避けて住宅物件を探す」という生々しい忌避の現実が示されている。

こうした状況は、「2000年部落問題調査」における「府民意識調査」でも立証されている。同調査での、「もし、あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地

図2 取引物件が同和地区のものかどうかの質問を受けた経験

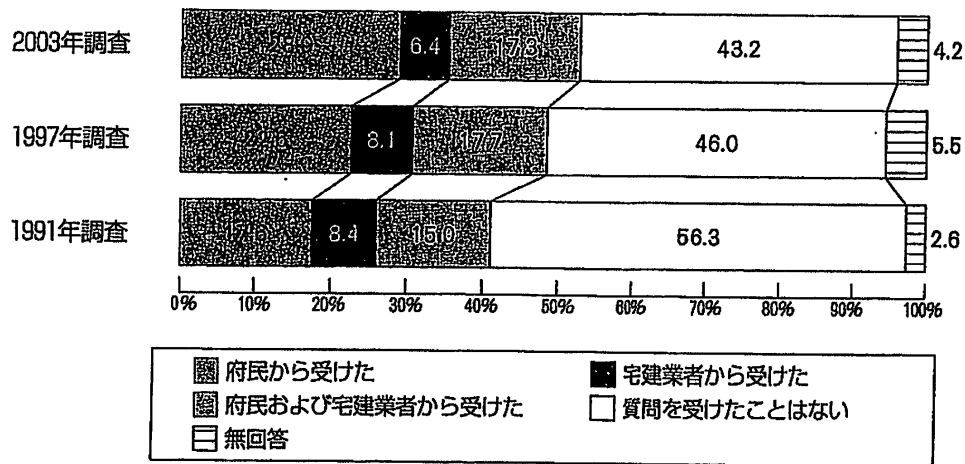
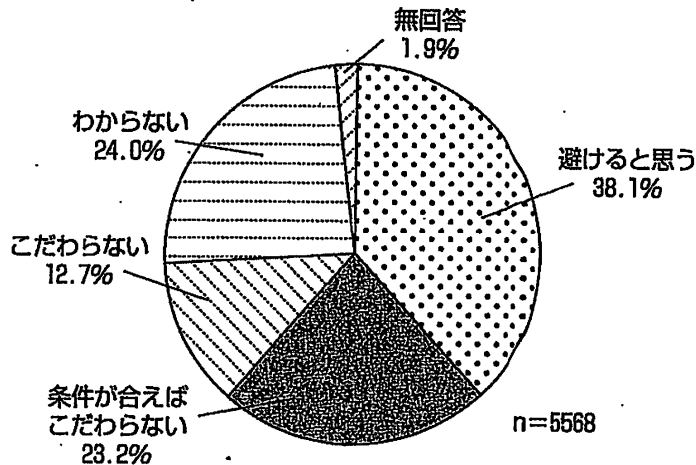


図3 同和地区の住宅物件に対する忌避的態度



区を避けることがあると思いますか」との質問では、図3のとおり38.1%の人が「避けると思う」と回答している。これは「条件が合えばこだわらない」の23.2%と、「こだわらない」の12.7%を合計した数値(35.9%)を上回っている。

また部落出身者との結婚においても、「せめて部落にだけは住まないでもらいたい」との条件をつけられることが多く、「居住という属地関係」への強烈な忌避意識を物語っている。ちなみに、「2000

年部落問題調査」での「同和地区内意識調査」では、部落出身者との結婚を反対された部落外出身者のうち、23.3%の人が「自分の家族や親族から、結婚後は同和地区外に引っ越すように言われた」としている。

### 属地基準の曖昧性と拡大解釈・拡大回避

属地基準における部落の範囲は曖昧である。しかもひとたび見なされてしまえば、「そうではない」ことの立証は困難である。こうした事情は、部落と見なされかねない「周辺」をも忌避の対象へと仕立てていく。忌避の目的は、「部落の忌避」ではなく、「部落出身者と見なされる可能性の忌避」だからである。

部落と同じ町名への転居が避けられることや、町名変更によって部落と同じ町名になることへの反対運動が周辺住民によって展開されるのはそのあらわれである。大阪府和泉市では、部落と隣接したA町に部落の人が徐々に移り住んできたことから、やがてA町も部落と見なされることを警戒し、A町内に架空の「Bという町名」を勝手にでっちあげ、ついには独自の町会までも立ち上げるという事態さえ引き起こされた。

隣保館（解放会館）があるとその周辺は部落と見なされるとの解釈から、それが部落の周縁部に建設されようとするとき、近隣住民から建設反対の声があがったり、「部落」や「同和」「解放」といった言葉を施設の名称につけないようにという要望が出されてくるのも「見なされる可能性の回避」からである。

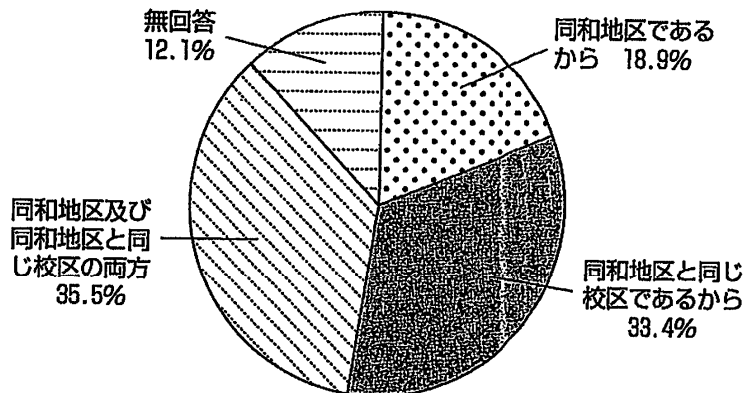
時には、部落を含む学校の通学校区までもが忌避の対象にされることがある。学校の過密分離や統廃合に際して新しい通学校区の線引きがなされるが、その際、部落を含む新たな校区への編入を拒否したり、部落を含む校区が不自然に狭く設定されたりするケースが

報告されている。例えば大阪府羽曳野市<sup>はびきの</sup>にあるH中学校では、1982年に過密分離のため、H中学校とK中学校に校区が二分された。その際、部落を含むH中学の新しい校区は極端に狭く設定され、分離当初より、両中学校の生徒数には倍近い開きが生じることとなった。あまりのアンバランスに校区再編の要望がH中学校PTAなどから教育委員会や議会に出されたが、これに対してK中学校地域からは、PTAだけでなく地元住民自治会をも巻き込んだ「校区再編反対」の署名運動が展開された。事態は今日なお、こう着状態のままである。そこには、何としてでも部落と同じ校区になることを避けたいという強烈な忌避意識<sup>かいま</sup>が垣間見える。

またこうした実態を反映してであろう、不動産の広告チラシにおいてよく見かける通学校区名の表示において、部落を校区に含む学校の場合には避けられる傾向にあることが各地において報告されている。かつて筆者はそのことを確かめるべく、自宅に配達される新聞の折り込みチラシのうち不動産物件の広告を1992年の元旦より同年大晦日の分まで1年分収集したことがある。これらを分析したところ、校区情報は多くのチラシに頻繁に登場するにもかかわらず、実に不自然なことに、部落を含む学校の校区名は結局、まったく登場していない事実を確認した。逆に、不動産の広告において校区名の表示があれば、その校区に部落は存在していないこと示す目印になっている事実さえ浮かび上がってきている。

実際、先に取り上げた2003年の「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」では、「取引物件に関して“同和地区である”あるいは“同じ小学校である”という理由で取引が不調になったことはありますか」との間に、21.8%の業者が「不調になったことがある」としている。これを図2での「取引物件に関して、同和地区であるかどうかの質問を受けたことがある」業者に限定して集計すると、

図4 取引が不調になった理由



36.2%の業者が「不調になったことがある」と回答を寄せている。

図4は、こうした不調になったことがある業者に対して、不調の理由が「同和地区であるから」であったのか、「同和地区と同じ校区であるから」であったのかの別をたずねた結果である。それによると、「同和地区と同じ校区であるから」との理由だけで不調になった割合が33.4%に達している。これは「同和地区であるから」との理由による18.9%を大きく上回っており、「同じ校区である」ということだけで忌避の対象となっている現実が証明されている。

### 差別事件と土地価格

部落の土地に対する忌避の厳しさは、相次ぐ不動産売買における差別事件と部落の土地価格の相対的低位性に集中的に示されている。

「〇〇町目は同和ですか?」「〇〇あたりに借家を借りて住みたいと思っている。同和地区かどうか教えてほしい」「〇〇小学校の校区に同和地区があるかどうか教えてほしい」「〇〇地区に引っ越すが同和地区はあるのか」「〇〇町は同和地区ですか? 今度転居したいと思っているんですが、そういうところは避けたいんです」など、市役所や学校への差別問い合わせが続発している。時には直接

図5 P市およびQ市周辺地図

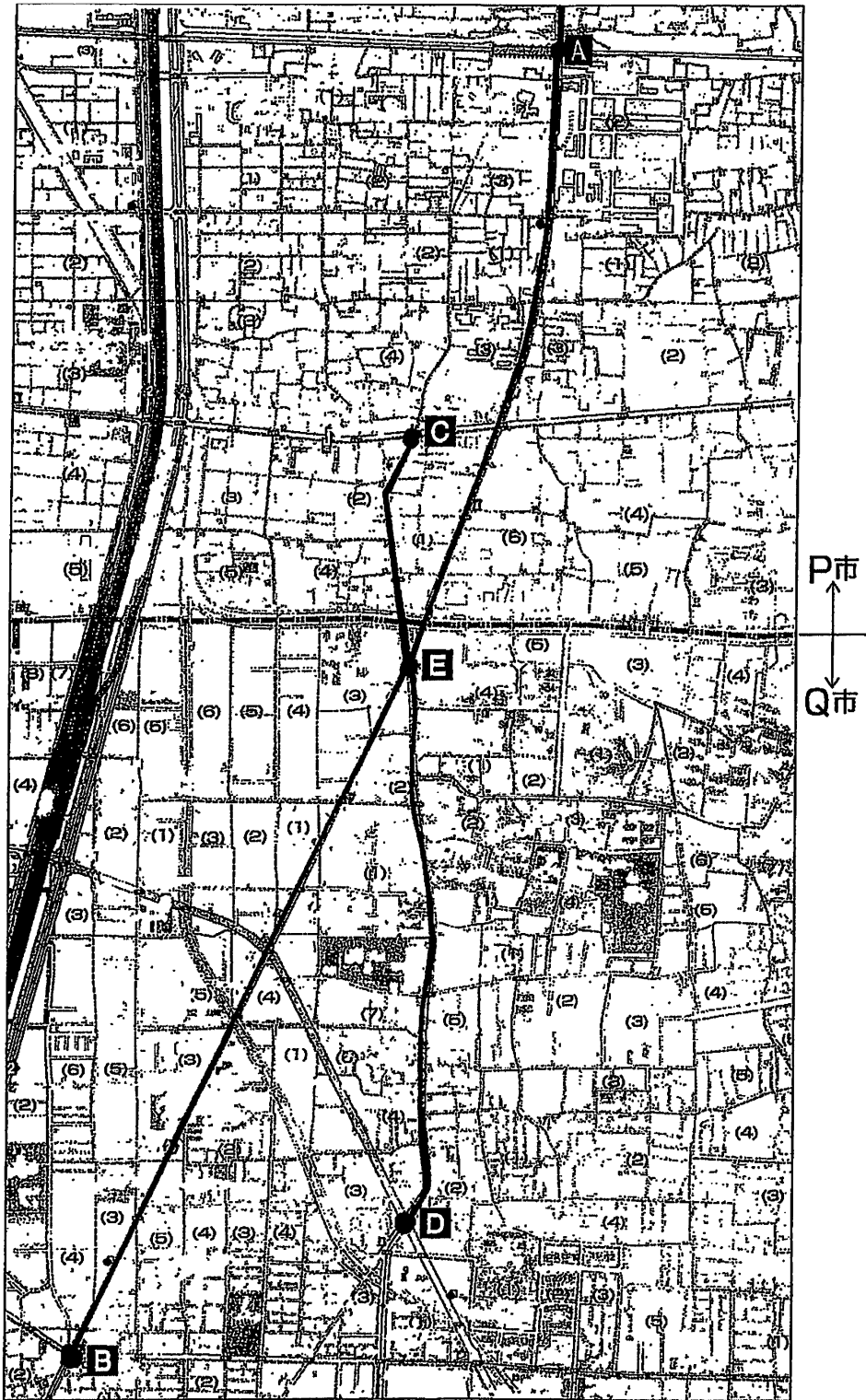
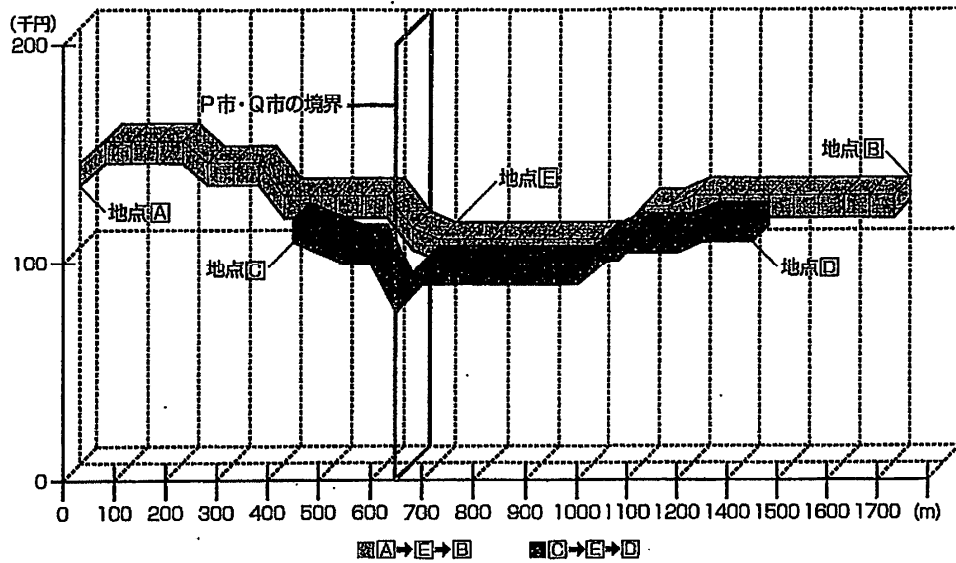


図6 路線A-E-BおよびC-E-Dの2004年分相続税路線価



役所に向いて情報を得ようとするなど、その行動は露骨なものが多く、部落差別にかかわる不動産売買での差別事件は、大阪府が確認しているものだけで、1989年から2003年の15年間で94件に及んでいる。こうした事件は、東京をはじめ全国に及んでおり、多発している。

部落の土地とのかかわりを避けようとする忌避意識の構造は、部落の土地に対する有効需要を著しく減退させ、部落の土地価格に大きなマイナス要因となって作用している。部落の土地価格はその結果、相対的低価格を余儀なくされ、「部落の土地は安い」現実をつくりだしている。

図5は、大阪府内のP市およびQ市周辺の地図である。図6は、図5におけるA-E-BおよびC-E-Dの2本の道路の「2004年分の相続税路線価」を図示したものである。それによると、両路線価ともに地点Eの北側から南側にかけて、700m弱にわたって鍋の底のように低い価格が続いている部分がある。その地域が部落である。

地価差別というこの現実のなかに、部落差別の属地性と、「見なされる可能性の回避」という今日の部落差別を支えている忌避意識の厳しさが浮き彫りにされている。

これら土地差別の問題については、別に『土地差別——部落問題を考える』（解放出版社、2006年）としてまとめている。参照していただければありがたい。

# V

## 基準の拡大と忌避する主体の形成

### 1 生き残っている封建的賤視観

#### 結婚差別

部落出身者の規定をめぐる属地基準の曖昧性は、すでに根拠のないものになっているはずの血縁的系譜性といった手がかりさえ「見なし」の口実に仕立て上げていく。それが結婚差別である。

属地的基準によって、ある人を部落出身者と判断する。出発はここである。そこに血縁的系譜性の論理が重ねられるとき、「部落出身者である」と見なされた人と婚姻関係をもった人」もまた、「部落出身者である」と見なされる可能性をもたされてしまう。そしてその子どももまた「部落出身者である」と見なされる可能性を背負わされることとなる。時には部落出身者との結婚により、新たに部落出身者と見なされる配偶者の血族までもが、部落出身者と縁続きになることによって「部落出身者である」と見なされるのではないかという不安をもたされていく。イエ意識はこうした「見なされる可能性の拡大」を支えるものとして機能し、戸籍制度が部落出身者との姻戚関係を形に残して証拠立てていく。「血が混じる」「戸籍が汚れる」という仮想が現実を支配しはじめる。

「見なされる可能性への忌避」が結婚における差別と結びついていく。部落出身者を差別する意識によってというよりは、むしろ、「部落出身者と結婚したら部落出身者と見なされ、差別を受ける不幸に見舞われる」「そんなことは何としてでも避けなければ……」という「見なされる可能性」への忌避意識がわが子への親の愛情と結びついていくとき、それが結婚差別となって表現されていく。

「部落の人と親戚になれば、自分たちまでもが部落出身者である<sup>と見なされかねない</sup>」「結婚する当事者はそれでいいかもしれないが、私たちの子どもへの影響も考えてもらいたい」、そんな理由を掲げて、部落出身者と結婚しようとしている当事者の親戚の人びとが強烈な反対者として登場することも珍しくない。

次の一文は、大阪府内で1987年に発覚した松原結婚差別事件における関係者の反省文の一節である。書き手は、部落の女性と結婚しようとしていた男性の叔母である。彼女は甥のこの結婚話に猛烈に反対し、ついに差別破談に追い込んでいく中心的役割を果たした。反省文に綴られたその理由には、部落差別の現実を知っているがゆえの、自分の子どもまでもが「見なされてしまう」ことへの恐れと、それを回避するための忌避の論理で差別行為にいたった経緯が告白されている。

……Fさん個人には会おうともせず、ただ部落出身というだけでFさんに責任のない理由で甥との結婚を一貫して反対しました。……結婚をして子供が出来成長するに従い、いろいろな集団のなかに入るようになり、母親どうしでの何げない日常会話のなかに出てくる結婚差別、就職差別等に関する差別用語を聞いたりしました。自分の子供や身内の者には、この差別される側に入れたくないそれをはねのけるにはたいへんなエネルギー

ギーが必要だと思い、今回の結婚に対して相手の心の傷を考える余裕もなく反対してしまいました。……

これまでに発覚した数々の結婚差別事件においても、差別をした関係者が、「相手を差別するつもりなど毛頭なかった」「むしろ、自分の子どもにはもったいないような相手であった。しかし……」と述懐している例が多く見られる。「あなたには何の罪もないのよ。ごめんね」と謝りながらなされていく結婚差別。こんな不思議な光景のなかにも、「見なされる可能性への忌避」の論理が垣間見える。部落出身者を積極的に差別する意図などないなかで、深刻な結婚差別の現実がつくり出されていく。「部落出身と見なされる可能性」を回避したいという一念が結婚差別を引き起こしていく。

### 職業差別

かつての賤民身分階層は、死牛馬の処理や皮革関連産業という職業を担わされていた。その封建的身分制時代の事実が、職業と部落を結びつける現在の幻影となって一部に生き残っている。それは職業による部落出身者の識別基準というよりはもっと曖昧な、「食肉や皮革関連産業に従事していると部落出身者と見なされかねない」という不確かな心配といったほうが正確かもしれない。

部落出身者と見なされるかもしれない可能性が、職業とのかかわりでぽっかりと口をあけている。さらにここへ血縁的系譜性の論理が加えられると、親の職業や祖父母の職業によっても「部落出身者である」と見なされる人びとが生み出されてしまうこととなる。このとき、職業との関連で「部落出身者である」と見なされる可能性の広がりには、単なる誤解や封建的賤視観の残りかすなどではなく、現実の差別の引き金になっていく。

もちろん21世紀の現在、「食肉や皮革関連産業などに従事している人はかつての賤民身分階層の末裔に違いない」などと信じている人はごくごく少数であろう。しかし本気でそう思っているわけではないが、見なしの構造が機能している以上、それを回避することにこしたことはないと思ってしまう。その意識構造がこれら職業や職業従事者への忌避意識を形成している。

特定の職業にかかわることによって「部落出身者だと見なされてはたいへんだ」「そのようなことは避けたい」という論理が、特定の職業やその従事者を忌避の対象としていっている。職業によって部落の人びとが差別されているというよりは、こうした部落差別を支える忌避意識の構造によって、むしろ特定の職業やその従事者が差別されているといえよう。

## 2 拡大する「見なし」の目印

部落出身者であるのかどうかを判断するにあたっての中心的指標として機能している属地基準でさえ曖昧模糊としたものでしかない。その曖昧性は血縁的系譜性や職業にさえ「手がかり」としての意味をもたせ続け、これらの拡大解釈はさらにさまざまな派生的指標を増殖していく。もはやそこには、封建的身分制度との理念的なつながりや、近代の差別のまなざしとの交差などは登場しない。もっともらしい、まことしやかな「見なし」のシンボルが創造されていく。

「部落問題に熱心に取り組むと部落出身者で見なされかねない」という言説もその一つである。「あの先生はとても同和教育に熱心だ」「あの人は本当に熱心に部落問題に取り組んでいる」という仕事や活動への熱心さが、「ひょっとして部落出身ではないだろうか」

という「見なし」へと結び付けられる場合がある。「差別というやっかいな問題」に一生懸命取り組むという「不可解」を、自らの認識不足による間違っただけと理解できずに、「見なし」の指標へとすりかえがおこなわれていく。「先生、部落問題の講座でよい成績を取ると就職のときに不利になると聞いたのですが、本当ですか」。毎年よせられる学生たちからのこうした質問も同類である。そして、「人権論は熱心に学ばなくてもよい」とされ、「熱心に学ばないほうがよい」とさえなる。

「見なし」の指標の拡大は、「見なされる」可能性の拡大と表裏一体である。「間違われたい」ための忌避すべき対象は「居住地」「婚姻関係」「職業」にとどまらず、「行為」や「態度」にまで及んでいく。忌避の論理は、けっして直接的に「部落や部落出身者」を忌避しているのではなく、「部落出身者と見なされる可能性」を忌避しているのであり、「部落出身者と見なされるあらゆる可能性の回避」を求めるからである。

勤め先の部署の名前が、「同和〇〇課」から「人権〇〇課」へと変わったことにより、名刺を出しやすくなったという話はすでに取り上げたが、そこにもこうした事情が反映されているといえよう。「部落」や「同和」という言葉がタイトルに入っている本を電車などで読むときには必ずブックカバーを付けてしまうという学生からのレポートについても、また然りであろう。「部落」という言葉がタイトルに入っていると、「この人は部落出身者かもしれない」という周囲からの視線を感じるという。識別基準の曖昧性は、部落問題の本を読んでいることさえ「部落出身者と見なされる可能性」へと導いてしまう。

もっとも同じ差別問題の本でも、障害者差別の問題や外国における差別の問題などの本はカバーも付けずに「平気」で読めるという。

そこには、これら差別問題の場合には、たとえそのようなタイトルの本を読んでいようが本人はその被差別対象の当事者ではないことが明確に識別されることへの「安心感」があるからではないだろうか。

### 3 忌避する主体の形成

部落差別は部落出身者に対する差別である。当然この差別を支える意識も、部落出身者とそうでない人びととの関係において生じると考えられてきた。しかし事実はそれほど単純な二項対立ではないようである。今日の部落差別を支えている忌避意識は、ストレートに部落に向かってというよりは、市民が他の市民の視線を感じ取り、お互いがそれに縛られながら「部落と見なされる可能性」を回避していくという、むしろ市民と市民との関係、市民と社会との関係において主要に形づくられているといえよう。

こうした忌避意識の萌芽を形成するのが、「そうはなりたくない」と思わせるような部落や部落出身者に関するネガティブなイメージの刷り込みである。(財)鳥取市人権情報センターの椋田昇一さんは、同センターの機関誌である『架橋』10号(2004年2月)のなかで、鳥取市解放大学受講生の修了レポートを分析して次のように指摘している。

部落外の受講生のうち、実に約75%、4人のうち3人が、学校での同和教育とか職場での研修を受けるより前に部落差別を伝え聞かされていることが、このレポートから明らかになっている。(略)聞かされた内容としては、一番多いのは部落を恐

いとするものが半数。次に自分たちとは違う人々という内容が約二割、(略) 多くの人が聞かされたその意味はわからないままに、自分達とは何か違う、なにか怖い人々というイメージをもち、それがずっと自分のなかの潜在的なところに眠っていたという人々が多い。(略) いったんもたされた偏見やイメージはなかなか払拭されにくい。

「部落差別を受けたくない」「部落出身者のようにマイナスイメージでとらえられたくない」という思いが、「部落出身者であると見なされたくない」となり、それがさらに「部落出身者と見なされるかもしれないことへの忌避」へと結びついていくのにそれほどの時間はかからない。部落や部落出身者との直接的な出会いを一切経ることなく、ましてや部落の人びとを差別してやろうなどという意図など寸分も存在しない、そんな部落外の市民生活のなかで部落差別を支える意識が再生産されていく。

しかもそれは、けっして他者から「部落を差別せよ」「部落出身者を忌避せよ」などと外圧的に押し付けられての結果ではない。「幸せになりたい」「不幸せにはなりたくない」という人間としての当たり前の願いが、部落差別の現実と自分自身のなかにある部落出身者にかかわる識別基準に触れるとき、部落や部落出身者への忌避的態度として完成されていく。

「そんなことをすれば部落出身者と見なされるかもしれないよ」という相互の監視を通じて市民は社会的に躰けられ、「世間の目」という相互監視の視線を感じながら自らを躰けていく。権力はある一定の行為や思考を外圧的に押し付ける力として働くのではなく、「社会的な訓練や調教」を通じて、その時代にふさわしい身体と精神をもった主体の形成になかに貫かれる、としたM. フーコーの

「規律権力」の構造が想起される。

I章で紹介した3つのエピソードを思い出してほしい。喫茶店で部落問題の話を始めると「大きな声で言うな。間違われるやないか」と制止されたA君の驚き。母親から「人権論は熱心に学ばなくてもよい」と諭されたことへのBさんの不可解。会社で部落問題の担当をしていると知ったとたんに交流が疎遠になったYさんの体験。これら「心に引っかかった出来事」のあれこれは、実はこうした自己防衛的な「忌避する論理」に貫かれた今日の部落差別の典型的なあらわれ方であったのだった。

# VI

## 開き直った忌避意識論

### 1 忌避意識と偏見

人は誰しも、差別など受けたくない。当たり前である。だからこそ、差別撤廃に取り組んでいる。「部落差別を受けたくない」とみんなが思うのも、それは当然の願いである。しかしこの当然の願いが、「部落出身者と見なされる可能性」を感じ取っていくとき、「部落出身者と見なされる可能性」に対する忌避意識や忌避的態度へと転化されようとする。

この一連の論理の前提としてあるのは、部落差別の現実である。差別の現実がなければ、もっと正確に言えば、差別の現実に対する認知がなければ、「部落差別を受けたくない」というそもそもの動機が成り立たない。その意味でこの論理は、部落差別が現に存在していることを十分に知ったうえで展開されていることになる。

根っからの差別者ではないかぎり、この論理展開は心苦しいものがある。なぜなら、現に部落差別を受けている人びとがおり、しかし自分はそんな差別を受けたくないという発想は、自分の身だけは安全地帯におきたいという「利己主義的」とも感じられる主張であることに気づくからである。「部落の人びとが差別を受けている現

実」を結果として容認し、「申し訳ない気持ち」はあるものの、「私や私の子どもは差別を受けたくない」という願いを優先することへの良心の呵責<sup>かしこく</sup>は避けられない。

「わかっているが、でも何ともしようがない」と感じてしまう自分を、自分自身に何とか納得させたい。そんな思いを少しでも満たそうとするときにもちだされてくるもの、それが偏見である。

「部落はこわい」「部落の人びとはケガレている」「自分たちとは人種が違う」など、そんな風説やイメージをもち出すことにより、「だから一緒にされたくないのですよ」「仕方がないじゃないですか」などと、自らの忌避的態度の「弁解」が図られようとしているのではないだろうか。おそらくこうした偏見の歴史的背景や時にはその意味すら理解しないままに、「部落出身者と見なされる可能性」を回避する口実としてさまざまな偏見が登場させられている。

これらの偏見を本当に信じ切っている人はいないであろう。たとえいたとしても、極めて少数であることは間違いない。むしろほとんどの人は、自らの忌避意識や忌避的態度を「だって仕方がないじゃないか」と慰める手だてとして、偏見をもち出しているのではないだろうか。今日の部落差別を主要に支えている意識は忌避意識であり、それが偏見によって合理化されようとしている。

## 2 忌避意識と幸福追求権

### M商業高校元教員差別事件

忌避意識の構造を絵に描いたような差別事件が発覚した。しかも、忌避意識の論理をここまで開き直るのかという、驚くべき主張がこの事件にかかわる裁判の過程で堂々と展開された。それが、1999年

に、三重県立M商業高校の教員Aさん（当時）によって引き起こされた差別事件と、それにまつわる裁判である。まずは、2006年3月20日に言い渡された名古屋高等裁判所の判決文をもとに一連の経過を紹介しておこう。

事の発端は、三重県立M商業高等学校の教員であったAさんが、M市内に土地を購入し、自宅を新築して1998年4月に転居したことに始まる。そこはP団地と呼ばれる住宅団地のなかにあり、B町内会に属しているが、同町内会には同和地区が含まれていた。

Aさんは、子どもが小学校に入学する1999年4月から5月にかけて、P団地（9世帯）をこのB町内会から隣のC町内会に移すことを希望し、P団地の居住者にその了解を求めたり、B町内会長と交渉したりした。そんななか、団地内のHさんに町内会移転の同意を求めて訪れた。その際Hさんは、「〇〇（筆者注・同和地区）には長い間お付き合いしている方もみえるし、差別していると思われるのは嫌だから、悩みます」と言われたが、熱心に説得してようやく賛同を得られた。そこでAさんは気をよくして、「将来、いいことがあるかもしれませんね」と発言し、Hさんから「将来、いいことって何ですか」と問われたことに対して、「お嬢さんの将来にいいかもしれませんね」と発言した。Hさんが「それはどういうことですか」と怒りを込めて反論したため、Aさんは、この発言は結婚に関する部落差別を意味するという趣旨であったことを認めて謝罪した。

この事件に対して、部落解放同盟三重県連合会は確認会および糾弾学習会を開催するとともに、三重県教育委員会はAさんを戒告処分に、また津地方法務局は説示をおこなった。Aさんは、これら一連の行為が「脅迫」「強要」「名誉毀損」「暴行」にあたるとして2000年11月24日、津地方裁判所に1500万円の慰謝料請求訴訟を起こした。

一審の津地方裁判所は2004年11月25日に判決を出し、三重県側に

慰謝料220万円の支払いを命じ、その他の訴えはすべて棄却した。また発端となった発言について、「本件発言は、部落差別の意図から出た不当なものである」ことを認定した。しかしこの判決を不服として、双方は控訴した。

控訴審判決は2006年3月20日に名古屋高裁で出され、三重県に対する慰謝料330万円が命じられたが、その他の訴えは棄却された。判決のなかでAさんの発言は、「その経緯や内容から、結婚に関する部落差別を念頭においていたと見るのが自然」「本件発言は部落差別、なかんずく、結婚に関する部落差別の趣旨でしたものと認められる」とその差別性を認知した。

### 「同和地区住民と同一視されたくない」は幸福追求権？

事実経過から明らかなおり、この事件は、部落と同じ町内会に所属していると生じるかもしれない「部落出身者であると見なされる可能性」に対する忌避意識によって引き起こされた典型的な差別事象である。しかしここで注目したいのは、こうした事件の差別性だけではない。極めて重大なのは、Aさん側が「差別発言ではない」と主張した、その理由である。判決文に採用された、裁判のなかでの、Aさん側の訴えを原文のまま引用しておく。

- ・本件発言は、結婚差別につながる発言であると受け取られる可能性はあるが、同時に就職差別につながることもあり得るし、単なる同和地区とは同一視されたくないという意味にすぎないこともありうる。
- ・本件発言は、結婚差別とかかわりがあるとしても、せいぜい「同和地区を含んでいるB町内会から分離独立すると、同和地区住民と同視される（誤解される）おそれがなくなるから、

お嬢さんも結婚で差別されるおそれがなくなって、将来いいですね。」というような意味にしかならない。

- ・ 同和地区住民と同視されて差別されることを避けようとする行為、あるいは差別という不利益が存在することを認識した上で、誤解されて不利益を受けることを避けようとする行為までが差別になったり、差別を容認したことにはならない。
- ・ 不合理な差別は受けたくないという気持ちは、人間として自然なものであり、同和地区住民であるか否かを問わず、容認されるべきものである。それは憲法でも保障された個人の尊厳と幸福追求権のひとつでもある。

「あきれ果ててもものも言えない」とはこのことである。「部落出身者であると思なされる可能性」を忌避する意識や行為は、憲法で保障された「個人の尊厳」と「幸福追求権」であるとの主張には、「恐れ入りました」としか言いようがない。判決文はこれを次のように断じた。

原告は、差別を受けることを避けようとする行為は差別とはいえ、個人の尊厳と幸福追求権の一つとして憲法で保障されていると主張する。しかし、部落と自己を分離しようとする行為は、差別の存在を前提とし、これが今後も継続されることを容認し助長するというだけでなく、端的に部落を隔離して差別する行為であるといわれてもやむを得ないであろう。(略)このような行為を行うことが個人の尊厳と幸福追求権の一つとして憲法で保障されているとは解されないし、ましてや、これに対する批判や追及が許されず、そのような批判や追及が、当然に、違法とされたり、公共の利害や公益目的にかかわるものと

認めるべきではないと解することはできない。

「部落出身者であると思なされる可能性」に対する忌避行為が、憲法で保障された「個人の尊厳」や「幸福追求権」とは無縁のものであり、「部落を隔離して差別する行為である」と明確に述べた名古屋高裁判決の意味は大きい。

### 3 「見なされない」から「違うと思なされる」へ

#### 広がりやすい部落解放運動への批判

部落出身者であることの識別基準の曖昧性は、部落出身でないことの識別をも曖昧にする。「部落出身者と思なされる可能性」への忌避は、それゆえに、「部落出身者ではない」ことの目的意識的な明示へと拡大していく。「部落出身者ではない」とわざわざ相手に認知させる行為や態度がそこから生み出される。

「おまえ、部落問題に熱心に取り組んでいるなあ」と言葉をかけられれば、「仕事だから」「上司の指示だから」などと弁解がましく説明をする。「あなたはこんな本を読んでいるのか」と本棚に並んでいる部落問題の本を指摘されれば、「学校から買わされた」「テキストとして指定されたから」などと、わざわざ理由を述べずにはおれなくなる。部落問題とのかかわりの原因が、自分とは違う「外の世界」からやってきたものであることをことさら強調する、こうした対応のなかに、「見なされない」から「違うと思なされる」へとエスカレートしていく忌避の論理を見ることができる。

部落問題にかかわる不祥事などが発生したとき、同和行政への批判や部落解放運動に対する攻撃のキャンペーンが大々的に繰り広げ

られることがある。こうしたキャンペーンには時として事実誤認があつたり、個別の問題点を同和行政や部落解放運動全体の問題性として論じるなどの「不当な一般化」が結果として生み出される場合も多い。しかし、一度このよう状況が作り出されてしまうと、これに対して反論しにくい雰囲気がかもし出される。問題点を指摘したり異議を述べれば、「なぜそんなにむきになるのか」「なぜそんなに部落の側の肩をもつのか」と怪訝<sup>けげん</sup>に思われる空気があたりに漂う。「部落出身者と見なされる可能性」に対する忌避意識は、そんな「危険な行為」を自粛させ、むしろ逆に批判キャンペーンに対する同調的態度をうながす。「違うと見なされる」自己を演出させるのである。部落問題にかかわる不祥事への市民の反応のなかには、こうした忌避意識の論理が共存しているのではないだろうか。

数年前、大学での人権論受講生のEさんが、「コミュニケーションカード」に記した母親の次の体験には、まさにこうした「違うと見なされようとする」生活現場のありさまが描かれていた。

以前、母親が井戸端会議のような場面で、部落差別についての話題になったときの話を聞きました。母親はその話題のとき、特に何も話さなかつたらしいのですが、回りの母の友達はみんな部落の悪口を口々に言ったというのです。そしてそのときに母が感じたのは、回りのみんなは、自分は部落民ではない、ということを手張するために悪口を言っているようだったと感じたそうです。

### 「異界」での苦惱

部落外に住む部落出身者にとっては、地区外での差別の現実がいつでもひしひしと伝わってくるだけに、「違うと見なされる」ことの

意味はより切実なものとなる。外見によって識別される差別ではないだけに、「見なされる」危険性への警戒心は研ぎ澄まされ、「違うと見なされる」可能性への期待は大きくなる。常に警戒心を求められるこうした状況は、多くの部落出身者の心を深く傷つけずにはおかない。しばしば、差別的対応への同調行為へと駆り立てられたり、時には、部落出身者が部落差別をおこなってしまうという悲劇へと追いやられることさえある。

部落出身でないと思っている人が、自覚のないままに部落に身をおくときにも、忌避意識の構造はやりきれない苦悩を押し付ける。部落のなかにあって、「自分は部落出身者ではない」ことを示し続けようとするものの困難は想像に難くない。周囲に「とけこめない」自分がつくられていき、地域にかかわる諸問題に対して「自分とは関係ない」との無関心を貫きとおすかたくなな姿勢が押し付けられる。部落に身をおく自分を容認できない自己否定にさいなまれることさえ生じる。こうした意識や態度は知らず知らずのうちに地区の人びとへと伝わり、「入り人<sup>びと</sup>」や「よそ者」といった言葉にしめされる不信感を与えることさえある。深い疎外感がそこに生み出されていく。

## VIII

# 忌避意識論の検証

## 1 検証の論点

I章からVII章にわたって展開してきた忌避意識論を、調査データを使って検証しておきたい。それが本章の内容である。そのために、これまでの論点をもう一度簡単に記しておくことにする。

- 前近代の属人的な賤民身分制度は、近代において属地的な部落差別として再編された。その結果、被差別の対象者としてある部落出身者は、属人的な識別ではなく、属地的な識別によって社会的に認識される存在へと変化した。部落との属地関係をもちさえすれば「部落出身者であると思なされる」可能性が市民を包んだ。土地差別はその典型的なあらわれ方として登場している。
- 部落差別を受ける側にはなりたくないという「幸せへの希求」が、「部落出身者であると思なされる」可能性を避けようとする意識を形成しはじめた。部落や部落出身者への直接的な忌避意識ではなく、「部落出身者であると思なされる」ことへの忌避意識である。こうした忌避意識の前提には、差別の現実に対する悲観的な理解が存在している。
- 忌避意識は、ストレートに部落に向かってというよりは、市民

が他の市民の視線を感じ取り、お互いがそれに縛られながら「部落出身者と見なされる可能性」を回避していくという、むしろ市民と市民との関係、市民と社会との関係において形づくられている。市民は相互の監視を通じて社会的に躰けられ、自らを「忌避する主体」へとつくりあげていく。部落差別を支えている今日の主要な意識構造はこうした忌避意識によって組み立てられている。なお使用するデータは、大阪府が2005年8月に実施した「人権問題に関する府民意識調査」（以下、「2005年大阪府調査」とする）を用いる。この調査の詳細については大阪府より報告書がまとめられている。参照していただければ幸いである。

## 2 部落出身者規定と忌避意識の現実

**検証論点 I**：前近代の属人的な賤民身分制度は、近代において属地的な部落差別として再編された。その結果、被差別の対象者としてある部落出身者は、属人的な識別ではなく、属地的な識別によって社会的に認識される存在へと変化した。部落との属地関係をもちさえすれば「部落出身者であると見なされる」可能性が市民を包んだ。土地差別はその典型的なあらわれ方として登場している。

「2005年大阪府調査」では、「世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思いますか」との問い方で、今日、市民は何を基準に部落出身者を規定しているのかを質問している。表6はその結果を表1で示した「2000年部落問題調査」の結果と合わせて

表6 同和地区出身者であることの判断基準 (M.A.)

	回答者数	本人が現在、同和地区に住んでいる	本人が過去に同和地区に住んだことがある	本人の本籍地が同和地区にある	本人の出生地が同和地区である	父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる	父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある	父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である	職業によって判断している	その他	わからない	無回答・不明
2005年大阪府調査	3424	50.3%	23.6%	38.3%	36.6%	29.1%	27.5%	26.0%	18.9%	1.2%	22.7%	1.7%
2000年部落問題調査	4814	56.5%	25.0%	47.9%	44.3%	39.2%	37.3%	34.2%	22.1%	2.7%	10.4%	6.0%

示している。「本人が現在、同和地区に住んでいる」が最も多く50.3%となっている。以下「本人の本籍地が同和地区にある」が38.3%、「本人の出生地が同和地区である」が36.6%、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」が29.1%、「父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区である」が27.5%、「父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である」が26.0%と続いている。

「2000年部落問題調査」の結果と比べてみても、数値こそ違え、まったく同じ順序での回答結果であることがわかる。いずれも、「現住所」「本籍地」「出生地」が部落とかかわりをもっているのかどうかという属地関係の有無が、部落出身者かどうかの識別基準として機能している現実を示している。

ただしいずれの調査結果においても、その基準のラインは実に曖昧であるといわざるをえない。「本人」か「父母」か「祖父母」か、属地関係を確かめる対象者は一律ではない。また属地の「地」においても、それが「現住所」を指すのか「本籍地」なのか「出生地」なのか、はたまた「住所歴」なのかも人によってさまざまであることが浮かび上がっている。今日、部落出身者は、部落との属地関係の有無によって社会的に識別されている。しかし、その属地関係の輪郭は実に曖昧模糊としている。

「2005年大阪府調査」における問24の質問文は、「もし、あなたが、

表7 同和地区の住宅物件に対する忌避意識

回答者数	同和地区にある物件は避けると思う		いずれにあってもこだわらない	わからない	無回答・不明
		同じ小学校区にある物件でも避けると思う			
3675	43.4%	(27.2%)	20.8%	32.1%	3.7%

家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、「同和地区や同じ小学校区にある物件は避けることがあると思いますか」というものであった。結果は表7のとおりで、「同和地区にある物件は避けると思う」とした人が43.4%に達している。また27.2%の人は、「同じ小学校区にある物件でも避けると思う」としている。「いずれにあってもこだわらない」は20.8%にとどまっている。部落との属地関係をもたないようにしようとする、部落の土地に対する忌避意識が強く存在している様子が調査の結果から明らかにされている。

部落出身者規定と忌避意識の現実にかかわる「検証論点Ⅰ」は、調査データにおいても裏づけられている。

### 3 差別の現実認識と忌避意識

**検証論点Ⅱ**：部落差別を受ける側にはなりたくないという「幸せへの希求」が、「部落出身者であると見なされる」可能性を避けようとする意識を形成しはじめた。部落や部落出身者への直接的な忌避意識ではなく、「部落出身者であると見なされる」ことへの忌避意識である。こうした忌避意識の前提には、差別の現実に対する悲観的な理解が存在している。

## 部落差別の現実認識と忌避意識

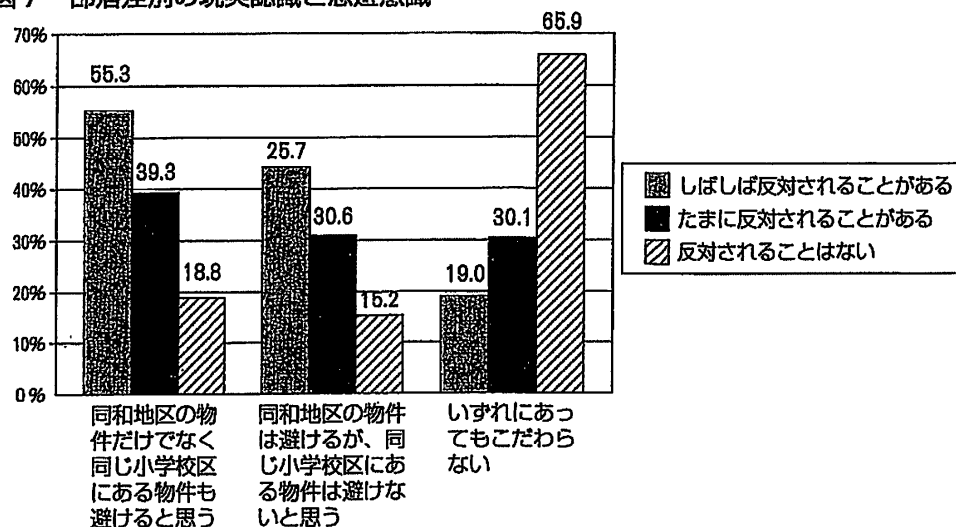
差別の現実に対する悲観的な理解が「部落出身者であると見なされる」ことへの忌避意識を支えているとすれば、差別の現実を厳しく受けとめている人ほど忌避意識は強いはずである。また、こうした現実が今後も解決されないという悲観的な展望しかもちえていない場合には、忌避意識がいつそう強く生じてくるはずである。

そこでまず、「2005年大阪府調査」における部落差別の現実認識を問う質問と、忌避意識をはかる質問とのかかわりを調べることにした。

部落差別の現実認識については、「問17 現在、同和地区の人たちは、結婚する際に反対されることがあると思いますか」を用いた。忌避意識は、「問24 もし、あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同じ小学校区にある物件は避けることがありますか」を採用した。

図7はその結果である。「しばしば反対されることがある」と差別の現実を厳しく受けとめている人にとっては、「同和地区の物件だけでなく同じ小学校区にある物件も避けると思う」人の割合が55.3

図7 部落差別の現実認識と忌避意識



%と過半数を超えている。逆に、「反対されることはない」との認識の場合には、それが18.8%と明らかに低い。現実認識の違いによる問24の結果の違いは歴然としている。部落差別の現実を厳しく受けとめている人ほど、忌避意識が強くなっている。

### 部落差別解消への展望と忌避意識

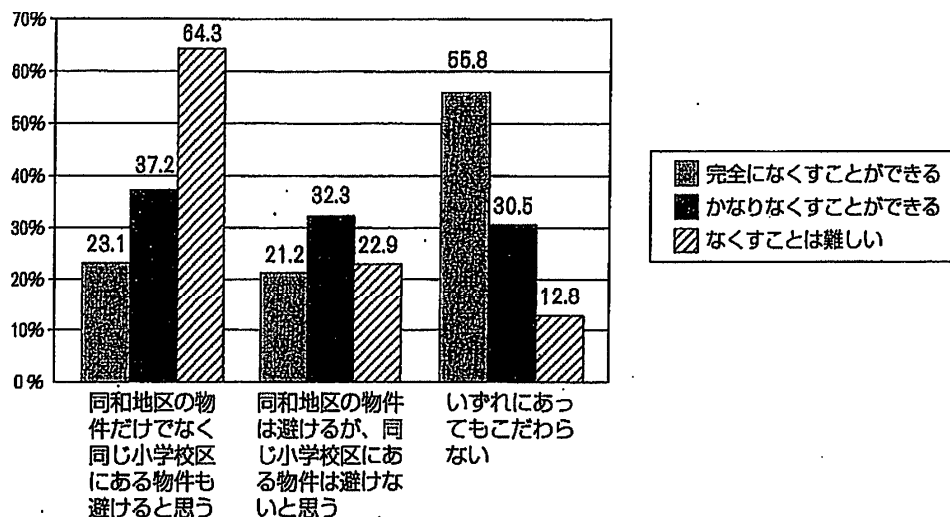
「2005年大阪府調査」では、問17の結婚差別の現実認識において、「しばしば反対されることがある」および「たまに反対されることがある」と差別の現実を認めた回答者に、こうした現実を近い将来なくすことができると思うかどうかを尋ねている。

図8は、この質問の結果と、問24の忌避意識の結果とをクロス集計して図示したものである。「完全になくすことができる」と差別解消への展望を明確に受けとめている人にとっては、「同和地区の物件だけでなく同じ小学校にある物件も避けると思う」人の割合は23.1%と低く、「いずれにあってもこだわらない」が55.8%にのぼっている。一方、「なくすことは難しい」との認識の場合には「同和地区の物件だけでなく同じ小学校にある物件も避けると思う」人の割合が64.3%と大変高くなっており、「いずれにあってもこだわらない」が12.8%にとどまっている。部落差別解消への展望が、忌避意識に大きくかかわっていることがわかる。

差別を受ける側にはなりたくないという「幸せへの希求」が、「部落出身者であると見なされる」可能性を避けようとする意識を形成している。それゆえに、部落差別の現実に対して厳しい認識をもつ人ほど、さらには差別解消への悲観的な展望をもつ人ほど、いっそう忌避意識が強くあらわれるという検証論点は、調査結果から確かめられた。

部落問題の理解において、差別の現実認識はその第一歩であり不

図8 差別解消への展望と忌避意識



可欠な要素である。しかし、部落問題理解がそれにとどまってしまっ  
ては忌避意識を強めてしまうだけに終わる危険性をもつといえる。  
「部落問題解決への展望」を獲得するような取り組みへの発展が提  
起されている。

#### 4 社会動向認識と忌避意識

検証論点Ⅲ：忌避意識は、ストレートに部落に向かってというよ  
りは、市民が他の市民の視線を感じ取り、お互いがそれに縛られ  
ながら「部落出身者と見なされる可能性」を回避していくという、  
むしろ市民と市民との関係、市民と社会との関係において形づく  
られている。市民は相互の監視を通じて社会的に躰けられ、自ら  
を「忌避する主体」へとつくりあげていく。部落差別を支えている  
今日の主要な意識構造はこうした忌避意識によって組み立てら  
れている。

## 社会動向認識の影響

市民が他の市民の視線を感じ取り、相互の監視を通じて自己の意識を形成しているとするれば、相互監視の中身や社会的躰のあり方など、市民が「これが今日の社会の動向だ」と受けとめる内容が異なれば、こうした忌避意識の構造にも当然影響が生じてくるはずである。「部落出身者と見なされる可能性など気にしている場合ではない」という社会の視線が形成されていけば、忌避意識の構造は切り崩されてくるに違いない。

「2005年大阪府調査」では、部落問題にかかわる社会の動向をどのように認識しているのかをはかる質問として次のような問が設けられている。

問27 同和地区出身者に対する差別について、A、B二人の意見が次のように分かれました。

Aの意見：今日では差別は許されない状況にあり、差別する人がやがて孤立してしまう。

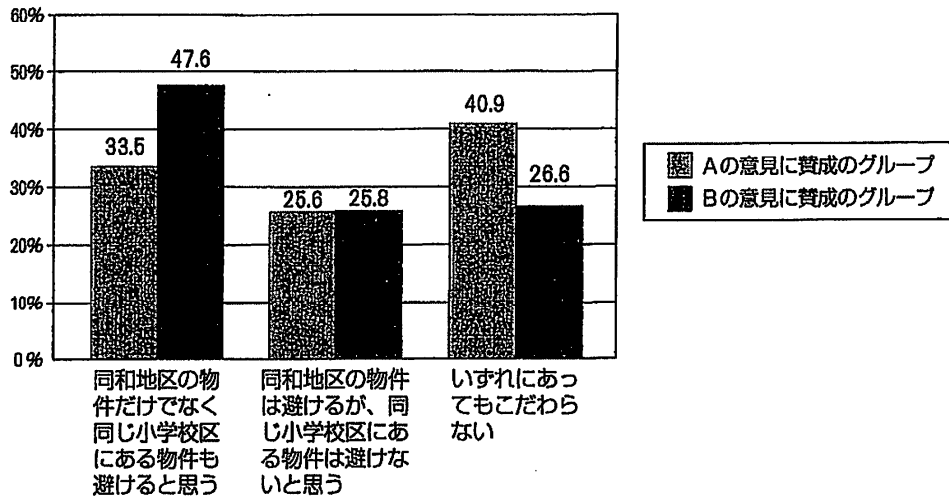
Bの意見：世間では、まだまだ差別が残っており、差別をなくそうとする人が孤立してしまう。

あなたはA、Bどちらの意見に近いですか。(○は1つ)

1. Aの意見に賛成
2. どちらかというともAの意見に賛成
3. Bの意見に賛成
4. どちらかというともBの意見に賛成
5. わからない

回答の結果は、「Aの意見に賛成」が11.4%、「どちらかというともAの意見に賛成」が20.3%、「どちらかというともBの意見に賛成」が26.6%、「Bの意見に賛成」が9.9%、「わからない」が27.4%、

図9 差別撤廃に関する社会動向認識と忌避意識



「無回答・不明」が4.3%であった。

図9は、この回答結果を「Aの意見に賛成のグループ」と「Bの意見に賛成のグループ」に二分し、それぞれのグループにおける、「問24 もし、あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同じ小学校区にある物件は避けることがあると思いますか」の回答結果をグラフで示したものである。なお作図にあたって、それぞれの質問における「わからない」および「無回答・不明」は欠損値扱いとした。

差別解消の方向に社会は変化していると感じている「Aの意見に賛成のグループ」にあっては、「いずれにあってもこだわらない」が40.9%になっている。これに対して、差別をなくそうとする人が孤立するという社会の状況があると受けとめている「Bの意見に賛成のグループ」にあっては、「いずれにあってもこだわらない」が26.6%と低く、逆に「同和地区の物件だけでなく同じ小学校にある物件も避けると思う」とした人が47.6%にのぼっている。

論点に示されたとおり、「部落出身者と見なされる可能性」を回避していくという市民の忌避意識は、差別撤廃に関する社会の動向

をいかに受けとめるのかということに影響を受けていることがわかる。

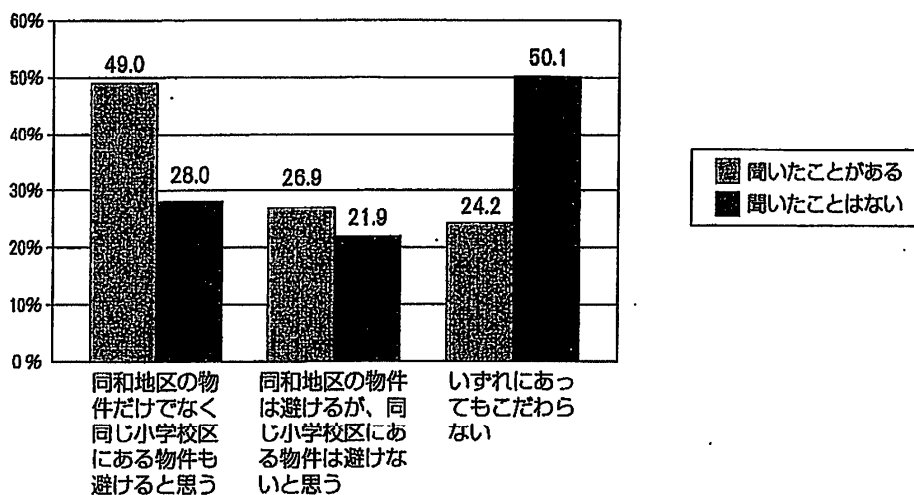
### 「同和地区の人はこわい」という噂の果たしている役割

「2005年大阪府調査」において、「あなたは『同和地区の人はこわい』というような話を聞いたことがありますか」との質問がある。これに対して60.7%の人が「聞いたことがある」と回答し、「聞いたことはない」は35.8%であった。

図10は、こうした「同和地区の人はこわい」という話を聞いた経験の有無別に、「問24 もし、あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同じ小学校区にある物件は避けることがありますか」の回答結果をグラフで示したものである。

「聞いたことがある」人においては、「同和地区の物件だけでなく同じ小学校にある物件も避けると思う」とした人が49.0%と約半数に達している。逆に、「聞いたことはない」人の場合、「いずれにあっててもこだわらない」が50.1%と半数を超えている。

図10 「同和地区の人はこわい」という話を聞いた経験と忌避意識



「同和地区の人はこわい」という話との接触は、部落差別の現実がなお厳しくあることを知らしめる機会となり、同時に、それが差別を容認する社会動向のシグナルとしての役割を果たしていることが推測される。部落に対する差別的情報の流布は、差別の現実認識と社会動向認識の双方に作用し、忌避意識を強める働きをしている。忌避意識が、市民と市民との関係、市民と社会との関係において形づくられている様子が調査の結果から見えてくる。

「2005年大阪府調査」の結果は、忌避意識に関する一連の論点を裏づけている。

奥田 均 (おくだひとし)

1952年生まれ。

現在、近畿大学人権問題研究所教授。博士(社会学)。

(社)部落解放・人権研究所理事、(財)大阪府人権協会評議員、(社福)大阪市社会福祉協議会理事、(財)大阪人権博物館理事

[著書]

『部落解放への挑戦——「補償」から「建設」へ』(解放出版社 1994年)

『就職差別NO!』(共著 部落解放・人権研究所 1995年)

『これからの同和行政・人権教育』(共著 奈良県部落解放研究所 1998年)

『人権のステージ——夢とロマンの部落解放』(解放出版社 1998年)

『データで考える結婚差別問題』(部落解放・人権研究所 2002年)

『「人権の宝島」冒険——2000年部落問題調査・10の発見』(部落解放・人権研究所 2002年)

『土地差別問題の研究』(解放出版社 2003年)

『新たな発展をめざして——「法」期限後の部落問題を考える』(和歌山人権研究所 2004年)

『土地差別——部落問題を考える』(解放出版社 2006年)

『結婚差別——データで読む現実と課題』(部落解放・人権研究所 2007年)

『見なされる差別——なぜ、部落を避けるのか』(解放出版社 2007年)

『同和行政がきちんとわかるQ&A』(共著 解放出版社 2008年)

『差別のカラクリ』(解放出版社 2009年)

## 見なされる差別——なぜ、部落を避けるのか

2007年11月15日 初版第1刷発行

2013年1月10日 初版第5刷発行

定価はカバーに表示しています

著 者

奥 田 均

発 行

株式会社 解放出版社

大阪市港区波除4-1-37 HRCビル3F

電話(06)6581-8542 FAX(06)6581-8552

振替00900-4-75417

東京営業所/東京都千代田区神田神保町2-23 アセント神保町3F

電話(03)5213-4771 FAX(03)3230-1600

ホームページ <http://kaihou-s.com>

印刷所

(株)国際印刷出版研究所

ISBN978-4-7592-1026-2 NDC361.86 102P 21cm

落丁・乱丁おとりかえします

人種差別の撤廃に関する委員会  
第58会期  
人種差別の撤廃に関する委員会の総括所見  
(仮訳)

CERD/C/58/CRP.  
CERD/C/58/Misc.17/Rev.3  
2001年3月20日  
原文：英語  
未編集版

## 日本

1. 委員会は、日本の第1回及び第2回定期報告（それぞれの提出期限は1997年1月14日、1999年1月14日）を、2001年3月8日及び9日に開催された第1443回及び第1444回会合において審査し、以下の総括所見を採択した。

### A. 序論

2. 締約国との建設的な対話を開始する機会を特に歓迎する。委員会は広範な政府省庁を代表する大規模な代表団が出席したことに意を強くした。また、締約国が認めているように、その最初の報告の準備に際し、NGOコミュニティが関わったことにも意を強くした。
3. 委員会は、締約国が、報告作成のためのガイドラインに従って作成し提出した詳細かつ包括的な報告及び委員会の委員により行われた広範な質問事項に対し代表団が提供した口頭による追加的な情報を歓迎する。また、委員会は報告の審査の後提出された書面による追加的な回答を歓迎する。

### B. 肯定的要素

4. 委員会は、いくつかの種族的及び民族的マイノリティの人権並びに経済的・社会的及び文化的発展を促進するために締約国が行った立法及び行政面での努力、特に、(i) 1997年の人権擁護施策推進法、(ii) 1997年のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律、(iii) 部落民に対する差別撤廃のための一連の同和対策事業特別措置法を歓迎する。

5. 委員会は、アイヌの人々を、その独特の文化を享受する権利を有する少数民族として認められている最近の判例に関心をもって留意する。
6. 委員会は、既存の人権基準の啓発に向けての取組み、特に、外務省のウェブサイトにおけるあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約を含む基本的な人権に関する条約のテキスト全文を掲載し広報していることを歓迎する。委員会は、また、諸条約の実施状況に関する締約国の報告及びそれぞれの国連のモニタリング機関による総括所見についても同様の配布がなされていることを歓迎する。

## C. 懸念事項及び勧告

7. 委員会は、人口の民族的構成比を決定することに伴う問題に関する締約国の意見に留意する一方、報告の中にこの点に関する情報が欠けていることを見い出している。委員会の報告ガイドラインにおいて要請されているように、人口の民族的構成比についての完全な詳細、特に、韓国・朝鮮人マイノリティ、部落民及び沖縄のコミュニティを含む本条約の適用範囲によってカバーされているすべてのマイノリティの状況を反映した経済的及び社会的指標に関する情報を次回報告の中で提供するよう、締約国に勧告する。沖縄の住民は、特定の民族的集団として認識されることを求めており、また、現在の島の状況が沖縄の住民に対する差別的行為につながっていると主張している。
8. 本条約第1条に定める人種差別の定義の解釈については、委員会は、締約国とは反対に、「世系 (descent)」の語はそれ独自の意味を持っており、人種や種族的又は民族的出身と混同されるべきではないと考えている。したがって、委員会は、締約国に対し、部落民を含む全ての集団について、差別から保護されること、本条約第5条に定める市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利が、完全に享受されることを確保するよう勧告する。
9. 委員会は、憲法第98条が、締約国によって批准された条約が国内法の一部であると定めているにもかかわらず、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の規定が、国の裁判所においてほとんど言及されていないことにつき、懸念をもって留意する。条約の規定の直接適用は、その規定の目的、意味及び文言を考慮して、個別のケース毎に判断されることの締約国からの情報に照らし、委員会は、国内法における本条約及びその規定の地位につき、締約国から明確な情報を求める。
10. 委員会は、本条約に関連する締約国の法律の規定が、憲法第14条のみであることを懸念する。本条約が自動執行力を持っていないという事実を考慮すれば、委員会は、特に本条約第4条及び第5条に適合するような、人種差別を非合法化する特定の法律を制定することが必要であると信じる。
11. 委員会は、本条約第4条 (a) 及び (b) に関し、「日本国憲法の下での集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と整合する範囲において日本はこれらの規定に基づく義務を

履行する」旨述べて締約国が維持している留保に留意する。委員会は、かかる解釈が、本条約第4条に基づく締約国の義務と抵触することに懸念を表明する。委員会は、その一般的勧告7（第32会期）及び15（第42会期）に締約国の注意を喚起する。同勧告によれば、本条約のすべての規定が自動執行力のある性格のものではないことにかんがみれば、第4条は義務的性格を有しており、また人種的優越や憎悪に基づくあらゆる思想の流布を禁止することは、意見や表現の自由の権利と整合するものである。

12. 人種差別の禁止全般について、委員会は、人種差別それのみでは刑法上明示的かつ十分に処罰されないことを更に懸念する。委員会は、締約国に対し、人種差別の処罰化と、権限のある国の裁判所及び他の国家機関による、人種差別的行為からの効果的な保護と救済へのアクセスを確保すべく、本条約の規定を国内法秩序において完全に実施することを考慮するよう勧告する。
13. 委員会は、高官による差別的発言及び、特に、本条約第4条（c）に違反する結果として当局がとる行政的又は法的措置の欠如や、またそのような行為が人種差別を助長し扇動する意図を有している場合にのみ処罰可能であるとする解釈に、懸念を持って留意する。締約国に対し、将来かかる事態を防止するために適切な措置をとり、また本条約第7条に従い、人種差別につながる偏見と戦うとの観点から、特に公務員、法執行官、及び行政官に対し、適切な訓練を施すよう要求する。
14. 委員会は、韓国・朝鮮人、主に児童、学生を対象とした暴力行為に係る報告及びこの点に関する当局の不十分な対応に対し懸念を有するものであり、政府に対し、当該行為を防止し、これに対処するためのより毅然たる措置をとることを勧告する。
15. 在日の外国国籍の児童に関し、委員会は小学及び中学教育が義務的でないことに留意する。委員会は、更に、「日本における初等教育の目的は、日本人をコミュニティのメンバーたるべく教育することにあるため、外国の児童に対し当該教育を受けることを強制することは不適切である。」との締約国の立場に留意する。委員会は、強制が、統合の目的を達成するために全く不適切であるとの主張に同意する。しかしながら、本条約第3条及び第5条（e）（v）との関連で、委員会は、本件に関し異なった取扱いの基準が人種隔離並びに教育、訓練及び雇用についての権利の享受が不平等なものとなることに繋がり得るものであることを懸念する。締約国に対し、本条約第5条（e）に定める諸権利が、人種、皮膚の色、民族的又は種族的出身について区別なく保障されることを確保するよう勧告する。
16. 委員会は、韓国・朝鮮人マイノリティに対する差別に懸念を有する。韓国・朝鮮人学校を含む外国人学校のマイノリティの学生が日本の大学へ入学するに際しての制度上の障害の幾つかを除去するための努力は払われているが、委員会は、特に、韓国語での学習が認められていないこと及び在日韓国・朝鮮人学生が高等教育へのアクセスについて不平等な取扱いを受けていることに懸念を有している。締約国に対し、韓国・朝鮮人を含むマイノリティに対する差別的取扱いを撤廃するために適切な措置をとることを勧告する。また、日本の公立学校においてマイノリティの言語での教育へのアクセスを確保するよう勧告す

る。

17. 委員会は、締約国に対し、先住民としてのアイヌの権利を更に促進するための措置を講ずることを勧告する。この点に関し、委員会は、特に、土地に係わる権利の認知及び保護並びに土地の滅失に対する賠償及び補償を呼びかけている先住民の権利に関する一般的勧告23（第51会期）に締約国の注意を喚起する。また、締約国に対し、原住民及び種族民に関するILO第169号条約を批准すること及び（又は）これを指針として使用することを懇請する。
18. 日本国籍を申請しようとする韓国・朝鮮人が自分の氏名を日本語名に変更することを求められるいかなる行政的又は法的要件ももはや存在しないことに留意するが、委員会は、伝えられるところによれば、当局が引き続き申請者に氏名を変更するよう求めており、また、韓国・朝鮮人は差別を恐れそのようにせざるを得ないと感じていることに懸念を表明する。個人の氏名は文化的・民族的アイデンティティの基本的な要素であることを考慮しつつ、委員会は、締約国に対し、このような慣行を防止するために必要な措置をとるよう勧告する。
19. 委員会は、締約国に受け入れられた難民の数が最近増加していることを留意しつつ、待遇に関する異なった基準が、一方でインドシナ難民に、他方で限られた数の他の国民的出身の難民に適用されていることを懸念する。インドシナ難民は住居、財政的支援及び政府の援助による日本語語学コースへのアクセスがあるのに対し、これらの援助は概して他の難民には適用されていない。委員会は、締約国に対し、これらのサービスについてすべての難民に対して等しい給付資格を確保するための必要な措置をとることを勧告する。また、この観点から、締約国に対し、すべての避難民が有する権利、特に、相当な生活水準と医療についての権利を確保するよう勧告する。
20. 委員会は、国家賠償法が本条約第6条に反し、相互主義に基づいてのみ救済を提供することに懸念を有する。
21. 委員会は、締約国に対し、今後の報告書の中で、特に、裁判所による適切な補償の提供を含めた本条約の違反に特に関係している判例について報告することを要請する。
22. 委員会は、次回の締約国の報告が、ジェンダー並びに国民的及び民族的集団に分類した社会・経済的データ、並びに性的搾取と暴力を含むジェンダーに関連した人種差別を防止するためにとられた措置に関する情報を提供することを勧告する。
23. 締約国に対し、次回の報告に、(i) 1997年の人権擁護施策推進法及び人権擁護推進審議会の任務及び権限、(ii) 1997年のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律、(iii) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び同法律が2002年に終了した後、部落民に対する差別を撤廃するために考えられている戦略、の影響に関する更なる情報を提供するよう求める。

24. 締約国が本条約第14条に規定する宣言を行っていないことに留意し、委員会はこのような宣言の可能性につき検討するよう勧告する。
25. 委員会は、締約国に対し、1992年1月15日に第14回締約国会合において採択された本条約第8条6の改正を批准するよう勧告する。
26. 委員会は、締約国に対し、報告を提出した時点から直ちにこれを一般に公開し、また、報告書に関する委員会の総括所見についても同様に公開するよう勧告する。
27. 委員会は、締約国に対し、第3回定期報告を、第4回定期報告と併せて、2003年1月14日までに提出し、また、同報告にはこの総括所見の中で取り上げられたすべての点を含むことを勧告する。

(訳注：訳文中の「締約国」は日本を指す)

(仮訳)

CERD/C/JPN/CO/10-11

配布：一般

2018年8月30日

原文：英語

人種差別撤廃委員会

日本の第10回・第11回定期報告に関する総括所見

1. 委員会は、2018年8月16日及び17日に開催された第2662回及び第2663回会合(CERD/C/SR.2662 及び 2663)において、日本の第10回・第11回定期報告(CERD/C/JPN/10-11)を審査した。委員会は、2018年8月28日に開催された第2675回会合において、今回の総括所見を採択した。

A. 序論

2. 委員会は、締約国の第10回及び第11回定期報告の提出を歓迎する。
3. 委員会は、締約国の大規模な代表団との率直かつ建設的な対話に謝意を表明する。委員会は、報告の審査に際して提供された情報及び対話に際して提出された書面による追加情報に関して、締約国に感謝する。

B. 肯定的側面

4. 委員会は、締約国による以下の立法的及び政策的措置を歓迎する。
  - (a) 2014年の人身取引対策行動計画の策定及び人身取引対策推進会議の創設
  - (b) 2015年12月25日の第4次男女共同参画基本計画の策定
  - (c) 2016年6月の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）の施行
  - (d) 2016年12月の部落差別の解消の推進に関する法律の施行
  - (e) 2017年11月の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行

C. 懸念及び勧告

前回の総括所見

5. 委員会は、前回の総括所見(CERD/C/JPN/O/7-9)における複数の勧告が

実施されていないことを懸念する。

6. 委員会は、締約国に対し、今回及び前回の総括所見に含まれる勧告の実行を確保することを勧告する。

#### 人種差別に関する法的枠組み

7. 委員会は、前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 8-9)にもかかわらず、日本国憲法における人種差別の定義が、いまだ本条約第1条に沿うものではないこと及び人種差別を禁止する包括法が締約国に存在しないことを遺憾に思う。(第1条及び第2条)
8. 委員会は、締約国が、人種差別の定義を、本条約第1条第1項に沿ったものとするよう確保し、民族的又は種族的出身、皮膚の色及び世系に基づくものを含むものとするべきとの過去の勧告を強調する。また、委員会は、締約国が、本条約第1条及び第2条に沿った直接的及び間接的な人種差別を禁止する個別の包括的な法律を制定することを要請する。

#### 国内人権機構

9. 委員会は、人権擁護法案の制定手続が2012年に中断され、それ以降国内人権機構の設置に関し何ら進展がないことを懸念する。
10. 締約国が、2017年の普遍的・定期的レビューにおける国内人権機構の設置に向けた努力の促進に関する勧告のフォローアップを受け入れたことに留意しつつ、委員会は、締約国に対し、パリ原則(国連総会決議48/134, 別添)に従い、人権の促進及び保護に関する広範な権限を有する国内人権機構を設置することを勧告する。

#### 本条約4条の留保

11. 委員会は、締約国が、未だ本条約第4条(a)及び(b)の留保を維持し続けており、これが条約の完全な履行に影響を与え得ることを遺憾に思う。(第4条)
12. 表現の自由に関する正当な権利を保護しつつ人種差別的ヘイトスピーチと効果的に闘うための多様な手段を記載した、人種差別的ヘイトスピーチへの対処に関する一般的勧告35(2013年)を想起し、委員会は、締約国が本条約第4条の留保を撤回する可能性について検討し、委員会にその結果の詳細に関する情報を提供することを勧告する。

#### ヘイトスピーチ及びヘイトクライム

13. 委員会は、2016年6月に施行された本邦外出身者に対する不当な

差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）を含む、ヘイトスピーチに対処するために締約国がとった措置について歓迎する。しかしながら、委員会は、以下について、引き続き懸念する：

- (a) 同法の適用範囲が狭すぎており、「適法に日本に在留する」者に対するヘイトスピーチに限られ、締約国における民族的マイノリティーに提供された救済措置が非常に限られていること；
  - (b) 同法成立後においても、特に、デモ参加者が在日韓国人・朝鮮人といった民族的マイノリティー集団に対する暴力的なヘイトスピーチを用いる集会を通じて、締約国においてヘイトスピーチ及び暴力の扇動が引き続き行われていること；
  - (c) インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチ並びに公人によるヘイトスピーチ及び差別的発言が継続していること；及び
  - (d) このような犯罪への捜査、起訴が首尾一貫した形ではされておらず、公人及び私人が人種差別的ヘイトスピーチ及びヘイトクライムへの責任を依然として負っていないこと（第4条）
14. 前回の勧告(CERD/C/JPM/CO/7-9, パラグラフ 11)を強調するとともに、人種差別的ヘイトスピーチへの対処に関する一般的勧告 35（2013年）を想起し、委員会は締約国に以下を勧告する：
- (a) 全ての者に対するヘイトスピーチが適切に対象に含められ、民族的マイノリティーに属する者への十分な救済措置の提供が確保されるよう、ヘイトスピーチ解消法を改正すること；
  - (b) 法的枠組み及び被害者による救済措置へのアクセスを強化するため、本法が対象としていない、犯罪を対象とするような人種差別禁止に関する包括法を定めること；
  - (c) 表現及び集会の自由を考慮しつつ、集会におけるヘイトスピーチの使用及び暴力の扇動を禁止し、加害者への制裁を確保すること；
  - (d) 自主規制制度の設立を含む、インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチに対処するための効果的な措置をとること；
  - (e) 次回の定期報告において、メディアを通じた人種差別の扇動及び人種差別的暴力の防止に関する放送法等の措置の実施及びその影響に関する詳細な情報を提供すること；
  - (f) 警察官、検察官、裁判官を含む法執行機関職員に対し、ヘイトクライム及びヘイトスピーチ解消法に関する、犯罪の人種差別的動機の認定、告訴受理及び事件の捜査・起訴のための適切な方策を含む研修を行うこと；

- (g) 私人又は政治家を含む公人若しくは報道機関職員によるヘイトクライム、人種差別的ヘイトスピーチ及び憎悪の扇動に対して、捜査し、適正な制裁を科すこと；
- (h) 次回の定期報告において、被害者の民族的及び種族的出身によって細分化された捜査、起訴、有罪判決に関する統計を提出すること；
- (i) 締約国におけるヘイトクライム、ヘイトスピーチ及び暴力の扇動の撤廃のため、具体的な達成目標及び措置並びに適切なモニタリングを定めた行動計画を制定すること；
- (j) 特にジャーナリスト及び公人の役割及び責任に焦点を当てたものを含む、偏見の根本的原因に取り組み、寛容や多様性の尊重を促進するための教育キャンペーンを行うこと；

#### アイヌの人々の状況

- 15. 締約国によるアイヌの人々の権利を保護し促進する近年の取組に留意しつつ、委員会は、以下について懸念する。
  - (a) アイヌの人々の雇用、教育及び公的サービスへのアクセスにおける差別が引き続き報告されていること、並びにある程度の改善は見られるものの、北海道におけるアイヌの人々とその他の人々との間で生活水準に格差が依然として存在すること
  - (b) アイヌの言語及び文化の保存のための努力がなされているものの、アイヌの人々の土地及び資源に対する権利並びに言語及び文化遺産が十分に確保されていないこと
  - (c) 協議体におけるアイヌの人々の割合が依然少なく、アイヌ政策推進会議に占めるアイヌの人々の割合が約3分の1のみであること(第5条)
- 16. 先住民族の権利に関する一般的勧告23(1997年)を想起し、委員会は、締約国に以下を勧告する。
  - (a) 雇用、教育、サービスへのアクセスにおけるアイヌの人々に対する差別の解消のための努力を強化すること
  - (b) 「第3次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」等の現在とられている取組の実施及びその影響の監視を確実に行うこと、並びに次回の定期報告において、アイヌの人々の生活水準向上のためにとられた同措置及び他の措置に関する情報を提供すること
  - (c) アイヌの人々の土地及び資源に関する権利を保護するための措置をとること並びに文化及び言語に対する権利の実現に向けた取組の強化を継続すること
  - (d) アイヌ政策推進会議及びその他の協議体におけるアイヌの代表者の

## 割合を増やすこと

### 琉球／沖縄の状況

17. 委員会は、前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 21)及び他の人権メカニズムからの勧告にもかかわらず、琉球／沖縄の人々が、先住民として認識されていないことを懸念する。委員会は、さらに、米軍基地の存在によって、沖縄の女性に対する暴力に関する報告及び民間区域における軍用機の事故に関連して琉球／沖縄の人々が直面している問題に関する報告について懸念する。(第5条)
18. 委員会は、締約国が、琉球の人々を先住民として認識するよう、その立場を見直し、その権利を保護する措置を強化することを勧告する。委員会は、締約国が、女性への暴力を含む、琉球／沖縄の人々の適切な安全と保護を確保し、加害者の適切な起訴及び有罪判決を確保することを勧告する。

### 部落民の状況

19. 委員会は、2016年の部落差別の解消の推進に関する法律の施行を歓迎する一方、部落民の定義が同法及びその他においても存在しないことを遺憾に思う。委員会は、雇用、住居、婚姻における部落差別が継続していることを懸念する。また、委員会は、部落民の戸籍情報への違法なアクセスやインターネット上での公開が、部落民を更なる差別に直面させていることを懸念する。また、委員会は、同法を施行するために割かれたリソースに関する情報の欠如についても懸念する。(第5条)
20. 世系に関する一般的勧告29(2002年)第1条第1項に留意し、委員会は、締約国に以下を勧告する。
  - (a) 部落民と協議し、部落民の明確な定義を定めること
  - (b) 部落民に対する差別を世系に基づく差別であると認識すること
  - (c) 次回の定期報告において、部落差別の解消の推進に関する法律の施行のためにとられた措置及びその影響について更なる情報を提供すること
  - (d) 雇用、住居及び婚姻における部落の人々に対する差別の撤廃に向けた努力を強化すること
  - (e) 2002年の同和特別対策の終了以降の部落民の社会経済的な状況の改善のためにとられた措置に関する情報を提供すること
  - (f) 部落民の権利に影響する全ての政策及び措置について、部落の人々と

の協議を確保すること

- (g) 部落民の戸籍情報の秘密が守られ、戸籍登録情報の濫用に関する事案が捜査、起訴され、加害者が制裁を科されることを確保すること
- (h) 部落差別の解消の促進に関する法律の施行のための十分な予算措置をとること

#### 在日韓国・朝鮮人の状況

- 2 1. 委員会は、数世代にわたり日本に在留し、外国籍を保持する韓国・朝鮮人が、地方参政権を有さず、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる国家公務員として勤務することができないことを懸念する。委員会は、「朝鮮学校」が未だ高等学校等就学支援金の対象外とされているとの報告をさらに懸念する。また、委員会は、多くの韓国・朝鮮人女性が、国籍及び性別による複合的及び交差的形態の差別に苦しんでおり、彼女たちの子供に対するヘイトスピーチにより不安を抱いているとの報告を懸念する。
- 2 2. 市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 3 0 (2 0 0 4 年) に留意し、委員会は、締約国に対し、数世代にわたり日本に在留する韓国・朝鮮人に対し、地方参政権及び公権力の行使又は公の意思の形成への参画にも携わる国家公務員として勤務することを認めることを勧告する。委員会は、韓国・朝鮮人の生徒の差別のない平等な教育の機会を保証するため、「朝鮮学校」が高等学校等就学支援金の支給にあたり不公平な取扱いをされないことを保証すべきという前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 19)を繰り返す。委員会は、韓国・朝鮮人の女性及び子供が、複合差別及びヘイトスピーチから確実に保護されるよう、締約国が努力することを勧告する。

#### イスラム教徒に対するプロファイリング及び監視

- 2 3. 委員会は、法執行機関による外国出身のイスラム教徒に対する民族的又は民族・宗教的プロファイリング及び監視が継続されているという報告を懸念する。
- 2 4. 刑事司法制度の運営及び機能における人種差別の防止に関する一般的勧告 3 1 (2 0 0 5 年) に留意し、委員会は、締約国に対し、警察による外国出身のイスラム教徒に対する民族的又は民族・宗教的プロファイリング及び監視を終了させ、プロファイリング及び集団監視に関する全ての主張につき完全かつ公平な捜査を行い、責任者に責任をとらせ、今後繰り返さないことの保障を含む、効果的な救済措置をとる

ことを勧告する。

#### 女性に対する交差的形態の差別及び暴力

25. 委員会は、外国籍、先住民及びマイノリティー女性の民族的・種族的出身及び性別に基づく交差的形態の差別に関する報告、並びに彼女たちが、貧困からの脱出及び教育、医療、雇用へのアクセスにおいて、様々な固有の障害に直面していることを引き続き懸念する。彼女たちは、しばしば、彼女たち自身やその家族に対する汚名やヘイトスピーチにより不安を感じ、心理的苦痛に苦しんでいる。委員会は、さらに、これらの女性たちに対する暴力に関する報告が引き続きなされ、彼女たちへの暴力に取り組むためにとられた、第四次男女共同参画基本計画（2015年）を含む措置に関する情報の欠落、及びこれらの暴力の加害者に対する捜査、起訴、有罪判決に関する情報の不足を懸念する。また、委員会は、入管法第22条の4が、夫による家庭内暴力の被害者である外国人女性が在留資格の取消しを恐れて、虐待関係から離れて支援を求めることを妨げるおそれがあるという前回の勧告（CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 17）を繰り返す。

26. 人種差別の性別的側面に関する一般的勧告25（2000年）及び市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）に留意し、委員会は、以下を勧告する。

- (a) 締約国は、交差的形態の差別に苦しんでいる女性に十分に着目し、彼女たちの直面している具体的な課題をよりよく理解し、それに取り組むための関連する統計をとること
- (b) 外国籍、先住民、マイノリティーの女性が、特に彼女たち自身の状況に影響する意思決定のプロセスに参加する権利及び機会を有すること
- (c) 締約国は、外国籍、マイノリティー、先住民の女性に対する暴力を防ぐため、加害者の適切な認定、捜査、起訴、有罪判決を含む措置を早急にとること。委員会は、次回の定期報告において、外国籍、マイノリティー、先住民の女性に対する暴力防止のために第4次男女共同参画基本計画（2015年）の下でとられた具体的措置及び女性への暴力に関して報告された犯罪の被害者の民族ごとの件数及び捜査、起訴、有罪判決の件数のデータに関する情報を求める。また、締約国は、外国籍女性が、在留資格の喪失又は退去強制を恐れて、虐待関係に留まらざるを得ないような影響を与えることがないようにするための法改正を行うべきである。

### 「慰安婦」

27. 委員会は、2015年の韓国との最近の合意を含む、「慰安婦」問題を解決するための取組に関する締約国から提供された情報に留意しつつ、これらの取組が、十分に被害者を中心に据えたアプローチを採用しておらず、生存する「慰安婦」に対し適切に意見を求めておらず、本解決が、第二次世界大戦中及びそれ以前に、軍がこれらの女性に対して犯した人権侵害に対する明確な責任を果たすものではないとの報告を懸念している。委員会はまた、「慰安婦」に関する政府の責任を極小化する複数の公人の発言、及び同発言が生存者にもたらす潜在的な悪影響についても懸念している。
28. 委員会は、締約国に対し、これらの女性の人権侵害におけるその役割に対する責任を受け入れ、全ての国籍の「慰安婦」を含む、被害者中心のアプローチを採用した、「慰安婦」問題の永続的な解決を確保することを勧告する。委員会は、生存する「慰安婦」及びその家族に対する適切な措置を含む、「慰安婦」問題の解決を達成するための取組について、次回の定期報告における詳細な情報を要請する。

### 移住者の状況

29. 委員会は、移住者及び締約国で生まれ育ち教育を受けたその子孫が、依然として住居、教育、医療、雇用の機会へのアクセスの制限を含む、固定化した社会的差別に直面し続けているとの報告を懸念する。(第5条)
30. 委員会は、締約国が、移住者に対する社会的差別の根本的原因に取り組み、住居、教育、医療及び雇用の機会への差別のない平等なアクセスを確保するための措置をとることを勧告する。

### 外国人技能実習制度

31. 委員会は、2017年11月の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行及び技能実習制度の改正のためにとられた措置について歓迎する一方、政府の監督が不十分であること並びに同法の施行及びその影響に関する情報の欠如を懸念する。
32. 委員会は、締約国に対し、技能実習制度が同法に適合するよう適切に規制され、政府により監視されることを勧告する。委員会は、次回の定期報告において、同法の実施及びその影響に関する情報を要請する。

## 市民でない者の状況

33. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 報告によれば、市民でない者が、外国人であることを理由に、住居及び雇用を拒否されていること
- (b) 報告によれば、外国人又は外国人風の容貌を有する者が、ホテルやレストランといった公共の用に供されている特定の民間施設において、「日本人に限る」といった看板を掲示すること等の方法により、入場やサービスを拒否されていること
- (c) 市民でない者、とりわけ韓国人が、年齢要件のために国民年金制度から除外され続けていること
- (d) 締約国が、市民でない者が障害基礎年金を受けられるための法令改正を未だ行っていないこと
- (e) 市民でない者並びに外国人長期在留者及びその子孫が、日本国籍を有していないことを理由に、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公職から除外されていること
- (f) 他の者には許可が必要とされていないにもかかわらず、特定の永住者は、たった1日の出国であっても、出発前に再入国許可を得なければならないこと

34. 市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）に留意し、委員会は、締約国に以下の点を勧告する。

- (a) 市民でない者及び外国人に対して差別なく住居及び雇用へのアクセスを確保すること
- (b) 差別的な看板の掲示及びホテルやレストランといった民間施設による公共の用に供されるサービスの提供を外国人又は外国人風の容貌を有するという理由で除外する慣習を禁じる法制度を制定し、施行すること
- (c) 市民でない者が国民年金制度の対象となるようにすること
- (d) 市民でない者が障害基礎年金を受給できるよう法令を改正すること
- (e) 市民でない者、特に外国人長期在留者及びその子孫に対して、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公職へのアクセスを認めること
- (f) 他の永住者と同様の方法で出入国できるよう、特定の永住者に対し、出国前の許可を得なければならないとの要件を撤廃すること
- (g) 1954年の無国籍者の地位に関する条約及び1961年の無国籍の削減に関する条約の批准を検討すること

#### 難民及び庇護希望者

35. 委員会は、締約国で報告された難民認定率（11,000件の申請中19件）が非常に低いことを懸念する。委員会は、期間を定めない庇護希望者の収容を懸念する。委員会は、難民認定申請者が通常は就労することも社会保障を受けることもできず、過密状態の政府施設への依存又は虐待及び労働搾取のおそれにさらされていることを懸念する。
36. 難民及び避難民に関する一般的勧告22（1996年）を想起し、委員会は、締約国に全ての難民認定申請者が適正な配慮を受けるよう確保することを勧告する。委員会は、締約国が収容所の収容期間の上限を導入することを勧告し、庇護希望者の収容が最後の手段としてのみ、かつ可能な限り最短の期間で用いられるべきであり、収容以外の代替措置を優先するよう努力すべきとの、前回の勧告（CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 23）を繰り返す。委員会は、締約国が難民認定申請者に対し、申請から6か月後の就労を認めることを勧告する。

#### 人身取引

37. 人身取引対策行動計画2014の改訂を含む人身取引への取組における努力に関する情報に留意する一方、委員会は、マイノリティーの女性及び女兒が未だ締約国において取引の対象とされ、特に性的搾取にさらされているとの報告を懸念する。また、委員会は、締約国が、未だ人身取引を犯罪化する特別法を制定していないこと並びに逮捕及び有罪判決件数が少ないことを懸念する。
38. 委員会は、締約国が、人身取引への取組における努力を強化することを勧告する。委員会は、締約国が、人身取引を犯罪化する特別法を制定し、加害者の徹底的な捜査、起訴、処罰を確保することを勧告する。委員会は、特にマイノリティーの女性及び女兒の人身取引の防止における人身取引対策行動計画の影響に関する情報を要請し、被害者の国籍ごとの、人身取引の加害者に対する捜査、起訴、有罪判決件数に関するデータの提供を要請する。

#### D. 他の勧告

##### 他の条約等の批准

39. 全ての人権の不可分性に留意し、委員会は、締約国に対し、いまだ批准していない国際人権条約、拷問等禁止条約の選択議定書、死刑廃止

を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書、全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約第111号(1958年)、独立国における原住民及び種族民に関する条約(1989年)を含む、特に人種差別の対象となりうる集団に直接関連する規定を有する条約の批准を検討することを要請する。

#### ダーバン宣言及び行動計画に対するフォローアップ

40. 一般的勧告33(2009年)に照らし、委員会は、締約国が、ダーバンレビュー会議(2009年4月)の成果文書を考慮し、人種主義・人種差別・外国人排斥及び関連する不寛容に関する世界会議(2001年)において採択されたダーバン宣言及び行動計画を実施し、それに従って報告することを勧告する。

#### アフリカ系の人々のための10年

41. 国連総会決議68/237に照らし、委員会は、締約国に、アフリカ系の人々に対する人種差別に関する一般的勧告34(2011年)を考慮し、次回の定期報告にアフリカ系の人々のための10年における枠組みで採択された具体的な措置に関する正確な情報を報告することを要請する。

#### 市民社会との対話

42. 委員会は、締約国が、次回の定期報告の準備及び今回の総括所見へのフォローアップにおいて、引き続き、人権保護に取り組む市民社会組織、とりわけ人種差別と闘うために取り組んでいるものと協議し、対話を促進することを勧告する。

#### 本条約第14条の下の宣言

43. 委員会は、締約国に対し、個人通報を受理し検討する委員会の権限を認める本条約第14条に規定する選択的宣言を行うことを懇請する。

#### 本条約第8条の改正

44. 委員会は、締約国に対し、1992年1月15日に第14回締約国会合において採決され、決議47/111において国連総会によって支持された、条約第8条6の改正を批准することを勧告する。

#### 共通コア文書

45. 委員会は、締約国に対し、2006年6月に開催された第5回人権条約委員会会合において採決された国際人権条約における報告、特に共通コア文書に関する調和的ガイドライン(HRI/GEN/2/Rev.6, chap. I)に従い、2012年に発行されたコア文書(HRI/CORE/JPN/2012)を共通コア文書に置き換えることを懇請する。国連総会決議68/268に照らし、委員会は、締約国に、同文書について42,400語の制限を守ることを要請する。

#### 総括所見に対するフォローアップ

46. 本条約第9条1及びその手続規則65に従って、委員会は、締約国に対し、今回の総括所見の採択後1年以内に上記パラグラフ10及び32に含まれる勧告の実施に関する情報を提供することを要請する。

#### 特別の重要性を有する勧告

47. 委員会は、上記パラグラフ14, 22及び34に含まれる勧告が特に重要であることにつき締約国の注意を喚起することを希望し、次回の定期報告においてそれらを実施するためにとられた具体的措置に関する詳細な情報を提供することを要請する。

#### 普及

48. 委員会は締約国の定期報告が、提出されると同時に一般に入手可能なものとされること及びこれらの報告に関する委員会の総括所見を、公用語及び適当な場合には他の一般に使用されている言語で同様に公表されることを勧告する。

#### 次回の定期報告の準備

49. 委員会は、締約国に対し、第71会期で委員会が採択した特定文書のガイドライン(CERD/C/2007/1)及び今回の総括所見において提起された全ての点に対処し、2023年1月14日までに、一文書として第12回～第14回合同定期報告を提出することを勧告する。国連総会決議68/268に照らし、委員会は、締約国に対し、定期報告について21,200語の制限を守ることを要請する。

第九十二回国参议院法務委員会會議録第十一号

平成二十八年十二月一日(木曜日) 午前十時開会

委員の異動 十二月一日

元榮太一郎君 補欠選任 小野田紀美君

出席者は左のとおり。 委員長 秋野 公造君 理事 西田 昌司君 山下 雄平君 真山 勇一君 佐々木さやか君

委員

衆議院議員 法務委員長 鈴木 淳司君 法務委員代理 山下 貴司君 法務委員代理 井出 庸生君 議長 門 博文君

第三部 法務委員会會議録第十一号 平成二十八年十二月一日 [参議院]

Table with columns for positions (e.g., 閣務大臣, 法務大臣, 副大臣, 事務局長, 政府参考人) and names of individuals (e.g., 宮崎 政久君, 若狭 勝君, 江田 康幸君, 逢坂 誠二君, 井出 庸生君, 金田 勝年君, 盛山 正仁君, 佐伯 修司君, 高嶋 智光君, 林 眞翠君, 富山 聡君, 畝本 直美君, 萩本 修君, 飯島 俊郎君, 神山 修君, 中井川 誠君, 大西 康之君, 橋本 次郎君).

○再犯の防止等の推進に関する法律案(衆議院提出) ○部落差別の解消の推進に関する法律案(衆議院提出) ○参考人の出席要求に関する件 ○委員長(秋野公造君) ただいまから法務委員会を開会いたします。 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。 再犯の防止等の推進に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、法務大臣官房審議官高嶋智光君外四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。 【異議なし】と答へる者あり ○委員長(秋野公造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(秋野公造君) 再犯の防止等の推進に関する法律案を議題といたします。 提出者衆議院法務委員長鈴木淳司君から趣旨説明を聴取いたします。鈴木淳司君から ○衆議院議員(鈴木淳司君) ただいま議題となりました再犯の防止等の推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。 本法務案は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、安全で安心して暮らせる社会の実現を期すため、再犯の防止等に関する施策を国を挙げて推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。 第一に、この法律は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民が犯罪による被害を受けることを防止して、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、犯罪をした者等及び再犯の防止等について定義を設け、基本理念、国等の責務などについて定めることとしております。 第二に、再犯の防止等に関する施策の推進の仕組みとして、政府が再犯防止推進計画を定め、省庁横断的に施策を行うこととするとともに、地方公共団体においても地方再犯防止推進計画を定めるべき努力義務の規定を設けることとしております。 第三に、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、七月を再犯防止啓発月間とし、その趣旨にふさわしい事業を実施することとしております。 第四に、再犯防止推進計画で定めることとされている項目に対応して、再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実、犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保等、再犯の防止等に関する施策の推進のための人的及び物的基盤の整備並びに再犯の防止等に関する施策の推進に関するその他の重要事項の四つの分野について、国が各種施策を行うべきことを定めるとともに、地方公共団体にも地方の実情に合わせて施策を行うべき努力義務の規定を設けることとしております。 なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。 以上が本法務案の提案の趣旨及び内容であります。 何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。 以上です。 ○委員長(秋野公造君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
○小川敏夫君 民進党・新緑風会の小川敏夫でございます。

まず、こうした犯罪を犯した者が社会に復帰するということの施策に取り組んでこられました提案者の皆様方に深く敬意を表します。

そうした理念は私も全く賛成なのでございますが、今回出された法律の規定の仕方とか、そうしたことについてお尋ねしたいことがありますので、質問させていただきます。

まず、この第二条で、言わばこの対象者ですが、「犯罪をした者等」という者が対象者となっておりますので、私としては、この書きぶりですと微罪も入る、それから司法で有罪認定されてない者も入る、あるいは四十年、五十年前の、昔の、はるか過去に犯罪を犯した者も入るといふように読めますものから、非常にこの対象範囲が広過ぎるのではないかと、このように思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○衆議院議員(山下貴司君) 小川先生、ありがとうございます。小川先生は法曹の大先輩でして、かねてから尊敬申し上げております。また、この原案を作りました超党派の再犯防止協議でも本当にメンバーとしていろいろ御示唆いただいておりまして、また大変感謝しております。

御指摘のところ、まさに先生の御理念、共有するところではございますけれども、そもそもこの基本理念、本法におきましては三条の二におきまして、特性に応じた必要な指導、支援を受けられるように行うであるとか、そういった必要に応じて、犯罪をした者に対していろいろな施策を行うことを念頭に置いております。

そうだといたしますと、この犯罪をした者というものは入口支援というニーズもございまして、幅広く捉えて、ただ、ニーズに応じた支援をするというところでございますから、必要な支援ということとはしないということは前提に置いております。

ので、このように開口を広く捉えさせていただいたということでございます。  
○小川敏夫君 では、ひとまずこの議論は、また後で戻るかもしれませんが、言わば、非常に幅広い、私から思うとほとんど無限定、あるいは、見方によってはもう国民全員が対象者になるような仕方だと思えます。

具体的には、先ほどお話しした、また繰り返すしになりますけれども、例えば軽犯罪法も入る、あるいは未成年者の喫煙や飲酒の違反も入る、道路交通法違反も入ると。しかも、そういうことで処罰された者以外にも、処罰されなくたってそういうことをやっている者も入るといふことですか、まあ恐らく国民の中で全くそういう法令に違反しない人はいないんじゃないかというふうにも思っていますけれども、まあ非常に範囲が広いということを取りあえず指摘しておきます。

それで、こうした、この犯罪をした者を対象に、二十一条の方でお尋ねします。一言で言いますと、国が必要と認められた場合には指導と支援を行うことができるかとあります。

順番に聞きますが、こうした指導と支援を行う国の機関ですが、これは警察は入るんでしょうか。

○衆議院議員(山下貴司君) まず大前提といたしまして、本法につきましては、その本法に基づいて直接指導や支援の具体的な権限が認められるわけではございません。そういった意味で、指導、支援といえますのは、ほかの法律に根拠がある場合は別といたしまして、基本、これはもう法令用語の辞典にも載っておりますが、任意の措置ということになっております。こういった指導の例として、例えば薬物の依存がある者や高齢者に対しての薬物依存離脱プログラムの指導や高齡者とか、福祉施設への入所や生活保護の申請に結び付けるような指導や支援というものも含んでおります。

そういった情報提供の主体として様々な主体が考えられると思うんですが、そういった情報提供、指導又は支援ということで行うものとして、

情報提供ということではあくまで任意ということでございますけれども、様々な主体、警察ももちろん、こういったところに行つてはどうかとかいうことはアドバイスということであろうかというふうにも考えております。

○小川敏夫君 ですから、指導、支援を行う機関として警察も入るといふことでございますね。

○衆議院議員(山下貴司君) もちろん一般的な権限を与えるものではないというふうな前提でございますけれども、そういったニーズに応じてそういったアドバイス等の支援を与えるということについては、例えば家族に対する連絡であるとか、そういったものについて支援を与えることはあり得ようかと考えます。

○小川敏夫君 警察庁法で、犯罪の予防に関する事務は警察庁法の所掌事務なんです。これも再犯者の防止、犯罪を犯した者を対象に新たな犯罪を予防するための法律ですから、当然、私はこの警察の所掌事務の中に犯罪の予防ということも含まれると思うんですが、答弁者も、結論からいへば、この指導、支援を行う国の機関として警察が入るといふことはお認めになつていらつしやるわけですか。

それで、次にお尋ねするのは、この二十一条で、適切な指導及び支援を受けることが、再犯の防止等に有効であると認められる者について指導、支援を行うとあるわけですが、この有効である、指導、支援が有効であると認める主体はどなたですか。

○衆議院議員(山下貴司君) これは、まず、この法律の立て付けというのは、特定の者に指導及び指導権限を与えるものではなくて、まず第一に国が再犯防止推進計画というものを策定して、その中で、例えば地方も、義務ではございませんが、計画というものを策定することになるんであるかと。そういった中で一定のカテゴリーについて行うということでございますが、これはあくまで、この理念、基本理念の三条二項にございまして、その特性に応じた必要な指導、支援を受けら

れるようにということを考えております。ですから、必要でない指導、支援については当然念頭に置いていないところであります。

そうした中で、どういった場合にこういった指導又は支援というのがこれは再犯の防止あるいは円滑な社会復帰の実現に適當であるかということについては、例えばその計画の中で一定のものが規定されることもありましようし、これに基づいて具体的な指導、支援が行われるものというふうな期待しております。

○小川敏夫君 私の質問に答えていらつしやるいですが、要するに、この指導、支援を行う主体として警察が入るといふことで、その次の質問として、この指導が必要だと認める主体は誰ですかと聞いているわけですが、具体的に言えば、指導、支援を行う機関がそうした判定をするんじゃないですかと聞いているわけですか。

○衆議院議員(山下貴司君) 全体の枠組みとしては先ほど言つた計画というところでありましてけれども、もちろんこういったものが有効ではないかというところについては、この指導又は支援というのは、あくまでこれは別の法律のあれがない限りは任意ということではございますから、そういったこととではあるかとあります。先生御指摘のように。

○小川敏夫君 いやいや、私は、こういう指導、支援をするという主体に警察が入る、指導、支援が必要だと認めるのはその指導、支援を行う警察だと、こういうふうには私に読める、私はこの条文を眺むんですがね。

ですから、私が聞いているのは、指導、支援を行う主体として警察が入ると、指導、支援を必要と認めるかどうかが、それは警察が判断するんでしようかと、こういうふうにお尋ねしているわけですか。だから、答弁は、入るか入らないかということをお答えいただければいいんですけれども。

「でございます。そういった中において、その指導、支援ということ、行う主体が、有効か、これがどういふ支援をした方がいかどうかということ、は判断することになるかと思ひます。」

○小川敏夫君 答弁の中で、この法律は基本法であるから、具体的な権限を直接付与したものでないという御趣旨のお話がありました。

ただ、これは基本法でこういうふうにありますと、これを具体化する法律はこの基本法に従って制定しなくては行けないわけですね。ですから、今、具体的な権限を付与して、この法律自体が具体的な権限を付与して、この法律自体が基本法に沿ったものじゃなくちゃいけないわけですね。だから、基本法だからいいんだというお話では困るんで、基本法が仮に間違つたことを含んでいれば、やはり基本法の段階からこれはきちんとしておかなければならぬと、こういう観点で質問をしておるわけです。

ここで言う、では、指導を行う主体として警察が入り得ると。指導が必要かどうか、これは警察が、つまり指導を行う主体が警察であらうけれども、指導を行う主体が判断するんだと。そして、具体的に何を行うかの指導、支援というのは具体的にどういふことを指しているんでしようか。

○衆議院議員(山下貴司君) 例えは、この指導の中には、これは、一般的な法令用語としての指導ということであれば、例えは榮養指導、進路指導、生活指導というものが含まれると思ひます。また、ほかの法律に特段のある場合、例えは職業安定法による二十二条の公共職業安定所による職業指導であるとか、あるいは精神保健、精神障害者福祉に関する法律の六条二項の精神保健福祉センターによる指導、そういうものも考えられるところではないかと。いづれにせよ、それらの法律の趣旨、定義、要件に基づいて行われるというものでございまして、本法案はそれを排除するものではないと思ひます。

ただ、この基本理念として本法を作らせていた

だいたいの、例えは先ほどの二項でいえば、特性に応じて必要な指導又は支援を行うということを考えておられますので、不必要なものというものは、これはやるというのとは本法の基本理念に反するということに考へておられます。

○小川敏夫君 理念としては分かりませんが、必要な支援を行うので不必要な支援を行わないと、これは理念としては当たり前のこととして、例えば警察が指導を行うなら警察が判断するわけですよ。そういうことになるわけですね。そうすると、そこで、例えはその必要かどうかの判断を間違えた場合、あるいはもつと進めば、この法律を濫用するといふ場合を必ず防止するといふ仕組みがこの法律の枠組みの中には私はないように思ふんですが。

要するに、話は少し変わりますが、例えは、警察官の職務執行法で職務質問といふものがあります。あれは任意です。任意捜査ですから、意に反しては行つてはならないことになっていて。だけれど、実際にはどうかと、歩いているところを呼び止められれば、自分ももうこんな協力しないからやめてくれ、もう行くよと言つても、前を立ち廻がられると、その横を擦り抜けようと思つても、横の方に警察官が動いてきて、実際上行動を制約されるわけです。

手は出しません。捕まえません。だけれど、任意といひながらかなり意思を、自由意思で全く完全な任意といふ形ではなくて、かなり強硬に行われていると。そこでどいてくれといつて手を出せば公務執行妨害で逮捕される。ですから、職務質問を仮に受けたことがある人がいれば、そんな職務質問が、任意だといひながら、実際の運用はかなり任意性が制約されているといふふうに思ふんですが。

そこで話がまた移りますが、犯罪の予防は警察官の職務に入るわけですね。ですから、犯罪の予防だといふことで警察がこの人を指導しよう、指導が必要だと警察が判断すればその人を指導する

ことができる。その指導は当然断ることができるといふても、じゃ、なぜ指導に応じないんだと、指導に応じないことの脱得する者は許されるわけですよ。指導を拒否する者に対して強制的に指導はできないかも知れないけれども、指導を拒否しない者に対して指導に依るよう脱得するといふことは私はできると思ふんですよ。そうすると、職務質問の例じゃありませんけれども、この指導に名を借りてかなり強硬なことが行われるといふことが許される余地がこの法律の中にあるのではないかと、私はそういう懸念から聞いておるわけでございます。

そして、この二十一條で、そうした指導が、警察が行う、そして必要かどうかは警察が判断する、そして指導の内容も行う警察が判断する、そして指導が嫌だと言つてもそれを指導を受けるように脱得することはこれは認められると。こういう中で、また話が戻るわけでありませうけれども、この対象者は非常に広い。

例えは、今国境世代以上の人が昔、学生運動などで公務執行妨害で逮捕された、有罪になつた事がある、あるいは、有罪にはなつていない、検査されただけで釈放されたといふこともあるけれども検査歴があると、そうした人に対して、この法律上警察は指導を行うことができるわけです。あるいは、軽犯罪法も入ると。じゃ、政治家があれこれにボスターを貼る、一軒一軒承諾を受けて貼れば何の問題もありませんけれども、所有者や管理者の承諾を得ないで貼つてしまえば、これは軽犯罪法に抵触する可能性があるわけでありませう。こうしたもので対象に入るといふ、まさに、非常に緩い、もう国民のほとんど誰もがこの指導を受ける対象に入るといふこの規定の中で、この二十一條では、警察が指導の主体となつて、この指導が必要かどうかを警察が判断する、指導の内容も警察が判断する、そして、指導が任意だといふても、指導に依らない者に対して指導を受けるよう脱得を続けることはできるといふことであれば、これは、警察なり、あるいは

そうした一つの権力側がこの法律の本来の理念を外れてこの法律を利用するといふことができるのではないか、そういう余地がこの法文では残しているのではないかと、私はそういう懸念を抱いて質問させていただいておるわけでありませうけれども、この私の懸念を解消するような手だてはないんでしようか、あるいは、どう考へていらつしやるんでしようか。

○衆議院議員(山下貴司君) 本當に、先生も法曹の先輩として、まさに、私も弁護士でございますので、そういう思い、共有する部分はございませう。

ただ、そういったこともありまして、この法律につきましても、まさに、例えは警察やあるいはそういったところに直接権限を与えるものではございませう。これは警察官職務執行法とは若干遠うところであるかと思ひます。そして、また、これについては理念のところ、繰り返しになりますが、特性に応じて必要な指導又は支援を行うといふところで幅広く規定しておるわけでございます。そしてまた、主体については官民を問わないと。例えは、協力雇用主であるとか保護司の先生方、こういったものも幅広く含まれておるわけでございます。二十一條の場面においては特にそうでございます。

そうした中で、再犯防止推進計画、そういったものは法務大臣が主体となつてしつかりと決めていただくといふことで、指導及び権限といふのを本法に基づいて、ある意味、白地委任をいただいたような形でやるということも考へておらないわけでございます。そういった計画の中で本當に必要なニーズに依つたものが提供されるのではないかと、このことを期待しております。そういう思いを持って再犯防止推進計画、固めて地方というものを規定させていただいて、そして基本理念を規定させていただいておると思ひます。

○小川敏夫君 余り長い答弁を長々といたたくと議論が着詰まらないですけれどもね。

同じことを言うけど、基本法であっても、これを具体化するときはこの基本法に従って具体化するわけですから。それから、そもそも犯罪の予防、防犯は、これ警察庁の所掌事務でありますから。そして、この法律が具体的に指導する権限を与えていなくとも、元々指導すること、警察は任意にできるんですよ、今でも。この法律がなくなつても今でもできるんですよ、任意なんだから。任意なら捜査もできるし指導もできるんですよ。ただ、その任意に関して、さらにそれがかなり強硬になるといふことのお墨付きを与えてしまふのではないかと。

私は、犯罪という、予防の名の下に、そうした、過去にそうした犯罪歴がある人に対して必要以上なそうした干渉が行われるのではないかと。これは、本来の犯罪を犯した者の社会復帰を支援するという目的とは離れてこの法律が使われる余地がある。余地があるから私はその問題を指摘しているわけで、この法律が必ずそういう警察のそうした不当な干渉を呼ぶものだと断定するわけにはありません。この法律はいい法律、理念はいい法律だと思えますよ。これを、その理念はしっかりかきと実現しなくちゃいけないけれども、でも、法律である以上、やはりそうした濫用があつてはならない、あるいは、そうした不当な国民の権利を侵害するようないふこと、悪用されるような余地があつてはならないので、私はそうしたこの法文の書きぶりについてそうした配慮を必要ではないかというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。先ほど小川委員の方から、理念は大事だということがあった。受刑者を始めとして、犯罪を犯した者というふうな法案が規定をしていこうとしている方々の社会復帰、それを通じた再犯防止ということを実らせていく上で、特に福祉的な支援との連携ということの重要性という角度でちょっと私は聞いていきたいと思つております。提案

者に何う前に、今の特に高齢者をめぐるこの再犯の状況について大臣に御認識をお伺いをしたいと思つております。

最近出されました犯罪白書について、各新聞が、高齢者再犯、四割は半年未満という大きな見出しで書きました。つまり、刑務所を出て五年以内に再び犯罪を犯した高齢者を調べると、その四割が再犯に至るまで半年未満だったという衝撃のような数字なんですね。ですから、立ち直り困難、支援急務と、そうした見出しが立てられているわけですが、大臣、この実態や要因を法務省としてどのように認識をし、そして急務とされている支援をどのように進めていかれますか。

○委員長(秋野公造君) まずは、大臣官房高嶋審議官。

○政府参考人(高嶋智光君) まず、数字的なところにつきましては……(発言する者あり)ええ、簡潔にお答えします。私の方からお答えいたします。

委員御指摘のとおり、母数は出所後五年以内に再び刑務所に入所した者でございますが、そのうち六十五歳以上の者については四〇・二％が半年未満で再び刑務所に入つていて、これは御指摘のとおりでございます。刑務所に収容されている受刑者の数というのは最近では減少傾向にあるんですが、高齢者受刑者につきましては増加を続けておりまして、平成二十六年には受刑者の高齢者率、六十五歳以上率が初めて一〇％を超えるなど、受刑者の高齢化が急速に進んでいるところでございます。

高齢受刑者の中には、歩行、食事等の日常的な動作が全般にわたつて支障があり、福祉的支援が疎く社会復帰が困難な者や、親族等との関係が疎遠であるため帰るべき場所のない者が少なくなく、こうしたことが再入率を高めている原因というふうにご考えておるところでございます。政府としましては、今年七月の犯罪対策閣僚会議におきまして、薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策を決定しました。その中で、具体

的には、刑務所内におきましても介護、病気、健康状態が良くない者等に対する処遇をしっかりと展開していくこと、それから、各刑事手続の段階におきまして福祉・医療機関へしっかりとつないでいくこと、それから、特に薬物依存の高齢者につきましては立ち直りに向けた長い支援を実現するということをお考えおるところでございます。

○国務大臣(金田勝年君) ただいま私どもの審議官から御説明申し上げたとおりでございますが、本年の七月に決定しておりますこの緊急対策における施策を着実に実施することによりまして、より一層効果的な再犯防止対策、ただいま申し上げた、具体的には二点申し上げておりますが、これを推進していきたいと、このように思つております。

○仁比聡平君 ありがとうございます。

そこで、提案者の皆さんにお尋ねをしたいと思つております。この法案は、目的として、再犯防止等に関する施策をしっかりとすることによって私は申し上げているような社会復帰を促すこと、ということ全体として目的にしていることは間違いのないことだと思つておられるか、いかがでしょうか。

○衆議院議員(井出庸生君) お答えを申し上げます。

この法律の目的というところでございますが、この法律は、一条のところにその目的を具体的に規定しております。先生御指摘のように、この法案の一条では、冒頭に、再犯の防止等が重要であることに鑑みと書いてございます。そしてまた、末尾には、もつて国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全、安心して暮らせる社会の実現をします。ただ、こうしたことは今までもいろいろな施策の中で言われてきたことでありまして、今回の法律というのには、まさに今先生御指摘のように、国や地方公共団体が施策の基本事項を定め、政策を総合的、計画的に推進をしていくと。ですから、国や地方団体が、一度犯罪に手を染め

てしまつてもう二度と犯罪と関わりたくない、犯罪と関係を断ち切りたい、そういう方にその環境整備をしていくと、そういう意味で今回の法律を出させていただいていると御理解いただければと思つております。

○仁比聡平君 今の点、社会復帰がまず目的の大事な柱ですよということ、それが法文上から明確に読み取れるということも大事な点と思つております。

もう一つ、先ほど小川先生の方から御議論があつていましたけれども、典型的には未決拘禁者、あるいは刑期を満了した者、そうしたいわゆる保護観察上の指導の対象にはならないというふうになつておられる方々について、これがその対象になるように読まれかねないような部分というのは、できたら形を整えられればなという思いを私持っております。先ほどの御答弁で、その指導という概念が私が想定していたよりももっと幅の広いものを提案者としては考えておられることが先ほどちょっと初めて私分りまして、ということであると、いろんな書きぶりもまたあるかなと思つております。指導及び支援というふうにくくりかますと、ちよつとかなると思つておられるか、ちよつと、できるだけの形での法案を世に送り出すことができるように御協議を願えればと、これは御要望を申し上げておきたいと思つております。

そこで、ちよつと具体的な、まず出口支援について伺いたいと思つておられるか、法務省と厚労省が連携をしまして、いわゆる特別調整ということが行われております。今度の犯罪白書を見ますと、その結果、福祉施設などにつなぐた人員は実質七・二％に上つておりました。これはやっぱり見るべき成果だと言つておられるか、すよね。一方で課題もあるかと思つておられるか、局長、どんなふうにご御覧になっておられるでしょうか。

○政府参考人(坂本直美君) この特別調整の取組、平成二十一年度から地域生活定着支援センターと連携を始めて行つておられるのでございま

す。そして、その数値、今先生が御指摘のとおりでございます。この連携は一定の成果を上げていくものと認識しております。また、一人でも多くの人がその必要な福祉的な支援に確実につなげていくように、今後ともしっかりと情報交換を行うなどして緊密な連携に取り組んでいく、そのように考えております。

○仁比聡平君 お手元に新聞の記事を一枚配らせていただいているんですけれども、左側の方です。北九州で地域生活定着支援センターの助力で安定した暮らしが始まったと、記事には、「初めて福祉にたどりついた安心感をのぞかせた。」という記事がありますけれども、下関駅を放火で焼いてしまったという事件なんですが、私、当時、生活保護の窓口で本当にニーズに応えられていたならばこうしたことにはならなかったのではないかと問題意識で国会での質問をしたことがある方なんです。

厚生労働省にお尋ねしたいと思うんですが、やっぱり施設から出てきたときにつなげていくということがとても大事と。なかなかいろいろ問題があれこれある中でこうして福祉につなげていくということについて、この厚労省の事業の大事な意義があると思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○政府参考人(中井川誠君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、地域生活定着支援センターにつきましては、まさにそのつながりという観点で、福祉サービスへのつながりということで、コーディネート業務で平成二十七年には七百五十名の方が受入先に帰住するなど、非常に実績を上げていくというふうに取り組んでおります。

第三部 法務委員会会議録第十一号 平成二十八年十二月一日 参議院

○仁比聡平君 ありがとうございます。そこで、大臣に、法務省と厚労省の連携でこの特別調整や地域定着支援センターの取組が大きき成果を上げ始めていると思うんですけれども、全体のニーズというのを考えると、もともと安定してもっと発展的にこうした取組が前進していくならば、今特別調整の対象になっていない例え七百三十人というふうな方々よりもっとたくさんの方々をそうした福祉的な支援につなげていくのではないかと、そういうニーズというのは矯正の現場にはたくさん実はあるんじゃないかと思うんです。

そうした観点からすると、これまで法務省がその支援センターについては言わば所管みたいなことをしているわけじゃないんですけれども、先ほどの七月の閣僚会議の決定もあることだし、政府を挙げてこの定着支援センターの事業を安定的に発展をさせていくように是非頑張りたいと思いますという観点からですが、まず、この事業の再犯防止、お願ひできませんか。

○委員(秋野公造君) では先、大臣官房高嶋審議官。

○政府参考人(高嶋智光君) まず、概略的なことを事務サイドの方から説明させていただきますかと思ひます。

議員御指摘のとおり、刑務所から出所した者については福祉につなげるのが非常に大事なプロセスになっております。ただ、それだけではなく、不起訴になった者やそれから執行猶予判決を受けた者の中にも、やはり同様に社会福祉につなげていくことが重要な場合が多くございます。特に高齢者については多くございます。

そういう観点から見ますと、先ほどから委員御指摘の地域生活定着支援センターというのは非常に大きな意義があるというふうにご覧いただきまして、障害者施設、介護保険施設等の受入先の確保に対しては非常に役立っているところでございます。

このように、センターは刑務所出所者等の自立更生、さらに再犯防止のため重要な役割を果たしております。今後とも同センターとの連携を密にしていくなされる必要があるというふうに認識しているところでございます。

○仁比聡平君 大臣から大事な意義があると御答弁があったこと自体がまずとても大事なことだと思ひます。

加えて、お配りしている資料の右側の方なんです。その地域生活定着支援センターがなかなか大変だという記事なんです。毎日新聞のアンケートで、二十六か所が職員不足などで体制に苦慮している。でもって、下から二段目のところにあります。厚労省の補助の仕組みなんですけれども、これがこの間、実質、私なりに言えば引き下げられたような格好になっていて、具体的に年間五百万円を持ち出す、そうしたセンターなんかも出ていくというなどの、やっぱりこれなかなか財政、つまり予算です。それを通じて職員さんも含めて安定的な体制をつくっていく、発展させていくということには、やっぱり政府が挙げてこのことをよく考えなきゃいけないと思ひます。

今度の法案で、そうした民間団体の活動に対する財政的な措置の拡充ということを提起されているのもそういう趣旨だと思ひますが、大臣、政府を挙げて、そうした予算や人的な体制の支援なんかも含めて考えていく上で、こうしたセンターの実態をまずつかんで、そして頑張つて検討していくということをお願いを是非したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(高嶋智光君) 度々申し訳ありません。委員御指摘のとおり、検察庁、刑事施設、保護観察所、地域定着支援センター及び地域の関係機関が相互に実務の実情というのを把握することは、そして情報を共有すること、人口支援を含む、犯罪に及んだ者の円滑な社会復帰を効率的かつ積極的に行う上で非常に重要であるというふうにご覧いただいております。

法務省としては、こうした取組を進めるとともに、再犯防止対策をより一層推進するために必要な予算を確保できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○仁比聡平君 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○政府参考人(中井川誠君) ただいま大臣から非常に有り難い御指摘いただきましたので、私どもといたしまして、今後、法務省との連携を強化しながらセンターの運営実態の把握に努めて、必要な予算の確保に当たつてまいりたいと思ひます。

○仁比聡平君 厚労省、審議官、大臣が一緒に取組んでいきたいとおっしゃったのは僕大事だと思ひます。これまでの事業の枠組みからして、実態については厚労省がまず御存じなんだと思ひますけれども、法務省を含めて一緒に実情をよくつかんでいただく、ここから始めてもらいたいと思ひますが、一言いかがですか。

○仁比聡平君 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。



しての地位が無罪推定を受ける地位であることは、当時の法務省立案担当者の書かれた注釈書にも明記されているところだ。

また、刑を終えた者等に対する指導は、満期出所者まで社会内で監視を行う制度につながりかねません。職前においては、刑を終えた者についても予防拘禁を継続できる制度が存在し、深刻な人権侵害を引き起こして、また、無用な誤解を引き起こしております。

無用な誤解を生まないよう、この未決の者と家裁送致前の少年、刑を終えた者等に対しては指導は行わず、これは支援にとどめるべきだということに思っています。これを法案に明記し、このような疑義をなくすべきであると思いますが、修正をしていただけないでしょうか。

○衆議院議員(山下貴司君) ありがとうございます。衆議委員の御懸念は本場に理解できるわけですが、さすすすすすす、他方で、本法は、先ほど来御説明させていただいているように、特定の指導権限や支援権限を根拠付けるものではないということとでございます。

一般に指導というのは、相手方の同意に基づき任意のものということで、強制力は持たないという一般法令用語の中で考えているということと御理解を賜りたいと思っております。そういうふうな指導として、再犯防止推進計画の中で、例えば民間団体における薬物依存離脱プログラムの指導、その中もございませぬ。また様々な指導もございませぬ、またそういうことを念頭に置いているところでございます。

また、これ、例えば指導と支援を切り分ける、何が指導で何が支援なのかというところのことも、切り分けも法文上必要になってくるのではないかと、あるいは、例えば先ほど例で申し上げました、ほかの法令で認められている、例えば職業安定法の職業指導、あるいは精神保健福祉センターにおける指導、そういうものを何か排除してしまふような反対解釈を呼びかね

ないのではないかと、いふふうにも懸念されるところでございます。

そういうところで、理念において必要なものを行うということ、ニーズに応じたものを行うということ、理解をしておりますので、このような書きぶりでは是非御理解を賜りたいというふうに考えております。

○衆議委員(高橋智光君) 先ほど申し上げましたけれども、やはり無用な誤解を生まないためにということとを、改めて修正をしていただくように私は希望したいというふうに思っています。

次に、政府に対してお伺いいたしますが、この法案に基づく政策の実行のための予算措置についてであります。

法案は、再犯の防止等に関する施策の推進の仕組みとして、政府が再犯防止推進計画を定め、省庁横断的に施策を行うこととする。また、地方公共団体においても地方再犯防止推進計画を定めるべき努力義務の規定を設けています。

○政府参考人(高橋智光君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、この地域生活定着支援センターというのは、再犯防止あるいは出所した者の社会復帰という観点から非常に大事な施設でございます。この地域定着支援センターとの連携を密にしていくということは非常に大事でありま

る。御指摘のとおり、犯罪者の社会復帰あるいは再犯防止という観点から、この地域生活定着支援センターの運営を始めとして、国と地方公共団体が連携してその施策を推進していくことが非常に大事なところであります。様々な面で財政的支出が必要となってまいります。

法務省といたしましては、本法案の成立、施行の際には、本法案の趣旨を十分踏まえまして、更に再犯防止対策を一層推進すべく、必要な予算の確保ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○衆議委員(高橋智光君) 引き続きよろしくお伺いいたします。次に、法務省にお伺いをいたします。

女性の受刑者の割合が少しづつ増えています。中でも六十五歳以上の高齢者女性の罪名は七〇%以上が窃盗であり、著しく高いものとなっております。二〇一四年の犯罪白書においても、女性の高齢者は他の年齢層や男性高齢者と比べて窃盗の再犯率が高く、特に近親者の病氣や死去を犯行の背景事情に持つ者、窃盗のその再犯率が高いことが明らかになっております。これは、女性の貧困と犯罪が密接に結び付く、犯罪発生として社会的要因の連鎖を指摘できる一つの事例ではないかというふうに思っています。

こうした女性の受刑者に特徴的な問題についてどのようにお考えでしょうか、そしてその対策をお伺いいたします。

○政府参考人(高橋智光君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、刑事施設に入所する女性受刑者の中で、特に高齢受刑者につきましては窃盗犯罪が大半であるというような現状がございます。また、犯罪白書によりますと、配偶者を始めとする家族とのトラブルなど、窃盗の背景事情として対人関係の問題なども指摘されているところでございます。

具体的に申し上げますと、窃盗防止指導として、窃盗に至った自己の問題について、身近な人との関係性の観点から振り返り自己理解を深めさせること、自己肯定感を高め適切な自己表現力を身に付けさせること、窃盗をしない生活を送るための具体的な方法を考えさせることなどを目標といたしまして、グループワーク形式で指導を実施しております。

また、窃盗には限られませんが、高齢者や摂食障害を有する者、あるいは妊産婦等、女子受刑者特有の問題がございますが、こういった問題につきまして、女子刑務所が所在いたします地域の医療や福祉の専門家の方、看護師、保健師、助産師、社会福祉士、そういった専門家の方々に施設においていただきまして協力や支援をしていただく仕組み、これを女子刑事施設の地域支援モデル事業と呼んでおりますが、そういった試みも展開しております。現在では女子受刑者を収容いたします九つの刑事施設においてそういった支援を受けられる状態になっております。

今後とも、各施設の実情を踏まえつつ、女子受刑者の再犯防止や社会復帰に資するため、より取組が充実するように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○衆議委員(高橋智光君) ありがとうございます。現場でも今お話を伺いますと、いろいろ考えていらっしやるのがよく分かりました。

こうした対策は非常に大切であるというふうに考えております。しっかりと予算を付けて適切に実施がなされることを強く希望いたします。私の質問を終わりたいと思っております。

○委員長(秋野公造君) 本案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

○委員長(秋野公造君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

部落差別の解消の推進に関する法律案の審査の

ため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、法務省人権擁護局長萩本修君外七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(秋野公造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(秋野公造君) 速記を起こしてください。

○委員長(秋野公造君) 部落差別の解消の推進に関する法律案を議題といたします。

まず、発議者衆議院議員門博文君から趣旨説明を聴取いたします。門博文君。

○衆議院議員(門博文君) 今御紹介いただきました発議者の一人であり門博文でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、趣旨の説明を行わせていただきます。ただいま議題となりました部落差別の解消の推進に関する法律案につきまして、提案者を代表して、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。まず、本法律案の趣旨について御説明申し上げます。

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じております。全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すべきと考え、ここに本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享

有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として行われなければならないこととしております。

第二に、国は、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有すること、地方公共団体は、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情にに応じた施策を講ずるよう努めるものとするとしております。

第三に、国は、部落差別に関する相対的に確に応ずるための体制の充実を図るものとする、地方公共団体は、そのような体制の充実を図るよう努めるものとするとしております。

第四に、国は、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うものとする、地方公共団体は、そのような教育及び啓発を行うよう努めるものとするとしております。

第五に、国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとするとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。以上が、本法律案の趣旨及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(秋野公造君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願ひいたします。

○西田昌司君 自民党の西田昌司でございます。提案者の皆さん、御苦労さんです。まず、この部落差別解消法なんですけれども、

出てきた経緯が、せんだつての国会で我々参議院の方でいわゆるヘイト法を作り出したが、それと密接に関係していると思うんですね。かつてはいわゆる人権擁護法案というのがいろいろ審議されてきたんですけれども、そのときには、いろいろ行政側が、差別を受けたらそれを呼び出して、それに対していろいろなことをしていくというようなことがありましたので、それ自体が逆に人々の言論とか自由なそういう表現も含めた、内心の自由も含めたものに制限を加えることになるんじゃないかということ、我々は強く反対をしてきたわけなんです。

同じように、ヘイト法についても、罰則とかそういうのがないから駄目じゃないかという意見もあつたんですけれども、それをしようとして、今言つたような、かつての人権擁護法案が検討されたときのように、いわゆる内心の自由にまで踏み込んでしまうことになるので、理念法という形でヘイト法を作つたわけでありまして、それと似たような形で、今回この部落差別解消法案というのが出てきたというふうに理解しております。それで、うんうんとうなずいておられるので、そうだといいことだということに進めていくんですけれども、

そこで、ただ、一つは立法事実の問題で、ヘイト法の場合には明らかに、今も残念ながらそういうことをする人がいるんですけれども、白昼堂々とそういうことをやっている人間がいるんですけれども、片一方のこの同和差別については、立法事実としてどういふことを考えておられるのかというところなんです。同和差別が今なおあるというところなんですけれども、その辺のところ、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(門博文君) 今、西田委員から、この同和差別の現状について我々の認識ということでお尋ねをいただいたと思ひます。

私たち提案者は、まず、現在もこの同和差別、部落差別が存在するということを認識をしております。

例えばでありますけれども、その背景としまして、人権侵犯事件調査処理規程に基づく救済手続による処理を行った件数、これは法務省の方でまとめたものでありますけれども、やはりここにも依然としてこの同和問題に関する人権侵犯、いわゆる部落差別の実態があると、こういうことが御報告をされておりますし、また、昨年、平成二十七年版の人権教育・啓発白書によつても、いわゆる結婚における差別、それから差別発言、差別落書き等、この部落差別についての現状というものは依然存在しているということが報告をされております。また、先ほどの趣旨の中でもお話を申し上げましたけれども、昨今はこの情報化の進展に伴つて、いわゆるインターネット等も含めて部落差別に関する状況にいろいろな変化が起つておるといふことは、我々報告を受けております。

法務省の人権擁護局によりまして、今申し上げたように、この人権侵犯事件の処理件数のうち、特にインターネット上の情報については、法務省が削除要請した件数、これは平成二十五年で五件でありました。平成二十六年で十件、平成二十七年で三十件となつて、こういうものが増加傾向にあるということも、私たちがこの法律を現在必要だといふように考えた根拠、そしてまた、私たちが認識をしております部落差別の現状ということでもあります。

○西田昌司君 そういうことがあるのも事実だと思ひます。

しかし、その一方で、結婚の差別というのがよく言われるんですけれども、同和の中で一番大きな差別の一つだと思ひます。確かにこれも認められるものではないんですけれども、しかし、人間の社会といふのはいろいろなところで差別なり偏見というのが結構あるものであります。我々政治家が特にそうして、例えばは今日ここに若い議員の先生もおられますけれども、私の知っている人は、政治家になつた途端、結婚を解消されたとか、婚約を解消されたとか、そういう政治



将来、部落差別に関する情報に接したりそういう状況に遭遇をしたときに、これが、それは新たな差別を生かしてしまふ、さらに次の差別行動や差別的な意識の醸成をもたらしてしまふ、そういうことがないようにするためには、やはりただ時がたつのを待つということではなくて、国民一人一人が差別を解消する必要性に対して十分に理解を深めていくことが必要であると、そのためにやはりこのような理念法が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○政府参考人(神山修君) お答え申し上げます。文部科学省におきましては、現在、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとりまして、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえながら、学校教育及び社会教育を通じて、同和問題に関する差別意識の解消を含みまます人権尊重の精神の涵養に係る取組を推進しているところでございます。

具体的に申し上げますと、学校教育におきましては、児童生徒の発達段階に応じて、人間の尊重についての考え方を基本的人権を中心に深めさせることなどについて指導することを通じて、同和問題を含む人権課題に対する取組を推進しているところでございます。また、社会教育におきましては、地方公共団体において社会教育の指導者として中心的役割を担います社会教育主事の養成講習や現職研修におきまして同和問題に関するプログラムを実施しておりまして、公民館などにおきまして人権教育の推進を図っているところでございます。

文部科学省といたしましては、同和問題に関する差別や偏見の解消に向けた施策の実施に当たりまして、新たな差別を生むなどの弊害が生じることのないよう留意するのは当然のことと考えております。このような認識に立ちまして、適切に人権教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○西田昌司君 そういふことなんですが、しか

し、それとよと表面上に流れていると思うんですね、私。

要するに、時の経過だけでは駄目だと、それも確かにあるんですね。あるんですが、現実問題、例えば京都を始め西日本の方は今なおそういう地域が現存していると言われていて、地域がありますよね。ところが、東日本に行っちゃうとほとんどない。東京周辺でも、かつてはあったかもしれないけれども、戦争で焼けてしまったということも含め、なくなつてしまつて、まさに同和しているわけですよ、同じく和しているわけですね。それが一つ解決であるし、実際問題、同和地区なんでも、京都におきまして、かなり混住が進んでいたりするところがたくさんあるわけですね。それで、なくなつていくと、元々いわれのないものから、忘れてなくなつていけばいいと。

ところが、忘れるだけでは駄目だと。もちろんそれが後で出自がばれたら、これがどうだという話になつてくると、「被爆」のその丑松じやないですけれども、そういうことになつてしまふんですけれども、そこはもうちょっとバランスの問題があると思うんですね。

つまり、同和問題の片一方の問題は、そういうふうな同和差別されている方が被害者であつたのは事実です。ところが、もう片一方で、この解放運動の中で余りにも行き過ぎた糾弾とかされたのもまた事実であるわけなんです。だから、そこで非常な同和というのが、かつては弱者であつたものが反対に強いと、力があると、そういう形になつてきて、それが実はこの差別意識の基になつたところもこれは否定できない現実だと思ふんですね。

私は、その中で、私の知り合いの方でも、いわゆる自分自身は同和出身者だと語られる方おられますし、私の選挙の後援会の役員もやつていた方おられて立派な方でおられます。この方は、要するに、かつてそういう運動団体で名前を連ねていた

と。ところが、そうすると、そこでいろんな行政に要求できるわけですね。ところが、そういうことをやると要するに自分の魂が汚れるというか、そういうことやりたくないというのでやめられ、自分はそういう何か変な圧力団体だということと拒否されて普通の生活をされているわけですよ。非常に立派な方であるわけなんです。

そういうことも含めて考えていくと、今日はその団体の方おられませんか。後日、我々、その団体の方も呼んでそういう現実を議論していきたいと思ふんですけれども、要するに、提案者側も行政側もやっぱりそのところをもう少し現実問題見ていただかないと、片一方のきれいな事だけいっちゃうと、これ誤解与えちゃうわけですね。だから、むしろ提案者側には言いたいのは、かつてそういう運動団体の行き過ぎがあつたことは事実ですから、だからそこはしっかり提案者としても、そういうことは認めるものじゃないということをはつきりそこで明言をしていただきたいんです。いかがですか。

○衆議院議員(宮崎政久君) まさに、かつて民間運動団体が行き過ぎた行動があつたこと、これは法案を議員立法として出させていただく作成の過程においても学びました。また、様々な団体の方からも、お呼びして意見を聞き、また意見交換もしたりしていったところでございまして、西田委員御指摘のとおり、この法案が成立することによつて、あたかも何がしかの不適切な言動であつたり差別的な行動である、こういふものに対して根拠を与えるようなことがあつてはいささかもいけないわけでありまして。

そのことは再三申し上げておきますとおり、本法案第一一条の目的、すなわち部落差別のない社会を実現することを目的としているということ、そして二条の基本理念で部落差別のない社会を実現することを旨として施策が行われなければならないことと言つておられることから、行き過ぎた言動や、例えば先ほどお話ししたとおり、行政に対して様々な持ちかけなどがあつたとして

も、それが部落差別の解消に資するようなものでないものに対していささかも根拠は与えてはならない、提案者としてはこのように考えております。

○西田昌司君 そが非常に大事なポイントだと思ひますね。ですから、その辺も含めて、次回、運動団体の方々にも御意見を聴取させていただきたいと思つております。

最後にいひましようか、ここで、それで、最後じゃないんですが、調査をするというのがあるんですね、これ。必要な調査をするというのがある。この調査というの、要するに、先ほど言ひましたように、調査をすることによつてその地域がいゆる旧同和地域であつたとかそういうことを逆に知らしめてしまふ。

本日は、知らされても、それは、差別なんていうものは人間すべきじゃないんだと、堂々とそのできたらいいわけですよ、本日は。本日は一番いいのはそうであるわけですけれども、現実問題はそういうことにならないわけなんです。そこで皆さん苦しんでおられるわけですよ。いろいろ、この丑松じやないわけですよ、そこでいろいろ苦しみが出てくるわけですよ、これは。本来、元々は知られていなかったから差別も受けて、皆さんに受け入れられて生活をしてきた、ところが、知られた瞬間これが排除されていくという、この悲しい物語があるわけですよ。

だから、同じようなところが現代でもあつて、知つてしまつたら差別するようになることは駄目だからちゃんとした人権教育やこれ、これもそんなんですが、しかし、これなかなか現実問題、しつかりそれをやつていくと、なかなか難しいのも現実なんです。だから私は、そこを、人間というものの本質をよく見極めながら法律、人間という使つていかなないと、理念は正しいんだけど、逆に新たな対立を生んでしまふことになつては困ると。だから、その調査においてもその辺のところをしっかりと分かつていただかなければならないと思ふんですね。今ちょうど仁比さん来られたの

で、また後で私の質問は見ておいてください。  
それで、要するに、今言いましたように、この法律を作ることによって逆の面にならないように、今言ったように、この調査なんかもそうなんです。その辺のところをもう一度皆さん方にお聞きしたいのと、それと、結局そういうことになる、同和差別の解消というのはいくつかの状態が、どうした状態になつていくのか、いいと思つておられるのかという、ここに掛かってくる話なんです。これは。

つまり、常に何か一つの事案が出てきて、例えば便所に落書きがありました、そしてこれがあるから差別がまだあるんだとかいうような話にしちゃうと、いつまでたつても差別があるあると続いてしまふんですね。そうじゃなくて、もう少しみんなが、まさに同じで和せる状態です。ね、そういう社会をつくっていく、もう少しおぼろかさも含めたものがやっぱりお互い必要だと私は思ふんです。だからその、その要するにあんばいというのが非常に大事であると思つてい

ます。  
その辺のところをちょっと提案者に、ちょっと長くならしたけれども、質問が、お聞きしたい。  
○衆議院議員(宮崎政久君) ありがとうございます。

調査によつて逆に部落差別が例えば掘り起こされるか、そういう意識がばらまかれるようなことがあつてはならないという事は、この発議者として認識は西田委員と全く共通のものであります。そのことは、第一条、第二条の規定の仕方から御説明をさせていただいてるところであります。

この第六條に規定する調査は、あくまでも部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査でありまして、相俣体制の充実や教育、啓蒙の実施に資するための調査を行うというものであります。例えば部落差別を受けた人や、例えば当該の地域などを個別に掘り出

して公表するということをご想定しているものではございません。

また、新たな差別を生み出すような調査というのは本法案の、先ほど述べられているとおり、第一条、第二条の目的や基本理念に沿わないものでありますので、そのような調査が本法案に基づく調査であるというふうには考えておりません。

その上で、部落差別の解消という事は、それはそれぞれ様々な内心の問題なんです、最終的には委員も冒頭、御質問の中で触れていただきましたが、結婚の問題であったりとか様々な差別、こういうものが一人一人の国民意識の中からは許されたいものであるということが定着をして、そのような部落差別がない、行われないうような社会を目指していかないとけないと思つておりますし、私どもは、そういうものが部落差別を解消していく姿であると思つております。

以上です。  
○西田昌司君 非常に、本当にこの差別問題とい

いますのは、ヘイトもそうなんですけれども、本当にいろいろ難しい問題であります。ヘイトの場合、特に在日韓国人の方に対するものが典型的なものであれんですけれども、この同和の問題は、全く同じ日本人で、全くいわれのないところから封建制の中でつくられてきてしまつて、それがずっとそここの地域に残っていますから、それだけに耐え難い、許し難い、そういう歴史であつたと思ひます。  
しかし、そういう歴史をしつかり教えていくという事はもちろん大事なんです、非常に大事。そして、そういうことがあつてあつて、我々はそれを乗り越えて、そういう社会はもう二度とつくらないと、そういうことも大事なんだけれども、片っ方、何度か言いますけれども、運動団体側がそのことをきつかけに新たな様々な要求が出てきたり、そして、かつてそういうことが余りにも横行していたために同和差別というのが逆に助長されてしまつたという一面がこれ拭い切れない

事実としてあるわけですから、そこを私たちは一番懸念をしているわけで、そういうことがないよう

にこれ運用しなければならぬと思ひますが、政府側、いかがですか。  
○政府参考人(坂本修君) 法務省におきましては、これまで同和問題に関する偏見や差別意識をなくするための啓発活動に取り組むとともに、人権

優待事件の調査、救済活動に取り組んできたところでございます。  
こうした取組をするに当たりまして、委員から繰り返して御指摘が出ていますとおり、新たな差別を生むなどの弊害が生ずることがないように留意することは当然のことというふうに考えております。引き続きそのような認識の下、適切な啓発活動を実施してまいりたいと考えております。  
○西田昌司君 終わります。  
○有田芳生君 民進党、新緑風会の有田芳生で

す。  
西田委員は京都を選挙区にされておられて、京都の高校出身だと先ほどのお話にありました。が、私も京都生まれで、まあ全国転々としたけれども、高校は京都で通いました。お話を伺つていて思ひ出したんですけれども、私の仲のいいグループがありましたけれども、一九六八、九年だつたでしょうか、そのうちの一人の女性が突然に、私、部落やねんということを発言をして驚いたことがありました。当時、一九六〇年代後半から七〇年代前半というのは、京都も当然なんですけれども、各高校あるいは大学で部落問題研究会であるいは部落解放研究会というものがもう至る所であつていく、そういう流れにあつたんです。すね。

恐らく仁比委員も質問されるのかわかりませんが、前仁比委員が質問をされた、一九七四年、昭和四十九年ですか、兵庫県の高尾高校事件というものがあつた。私はリアルタイムでそのときに問題に関わつておりました。許すことができない暴挙だということ、それをやめさせようという行動もしてきたという意味で、私にとつ

てもこの部落問題というのは遠い問題ではないという側面から質問をしたいというふうに思つております。

煎じ詰めれば、今なぜ部落解消法なのかというところに尽きるとは、実は、御承知のように、一八七一年、明治四年に隠居禁止令が出るんだけれども、当時は隠居禁止令が出たといつてそれに対して反対して一揆なんか起きて、例えば兵庫縣では被差別部落の人たちが十八人殺されるというような大事件があつた。だから、隠居禁止令が出てからもそれに抗議するようになんたが特に西日本地域であつて、それから何と百五十年です。百五十年掛かつて、なぜ今理念法の部落解消法なのかという根本的な疑問がある。確かに、西田委員おっしゃつたように、ヘイトスピーチ解消法は今年できました。大きな力を発揮しつとあります。問題点は多いんだけれども、だ、ヘイトスピーチが一番吹き荒れたのは二〇一三年、今から三年前です。だ、この部落問題というのは近代日本百五十年の問題としてずっと続いている。この問題をどう解決するかという、本

歴史的な課題だというふうに思ふんです。  
まず、提案者にお聞きをしたいと思います、部落問題の解消というのはいくつか、どうなんでしょうか。  
○衆議院議員(遠坂誠二君) 御質問ありがとうございます。

私は実は北海道生まれ、北海道育ちでありまして、子供の頃から、実は部落という言葉は地域の農村集落を指し示す言葉でありまして、当たり前のように使つておりました。だから、部落問題というものが存在しているのは子供の頃は全く念頭にもなかつたという、そういう生い立ちであります。しかしながら、その後、年を重ねて、中学生、高校生となるに従つて、実はそういう問題が日本にあるんだということを認識するに至りました。さらに、私は自治体の現場で長い間仕事をしておりましたので、そういう仕事をすることで、全国にはこの問題で相当大きな課題を抱えていると

いうことを私なりに認識をさせていただいているところでありませう。

そうした中で、現在もやっぱりこの部落差別というものが存在しているということ、それから情報化の進展に伴って随分その在り方が変化してきているのではないかと、そして一方で、憲法では全ての国民に基本的人権の享受を保障していると、そういう憲法の基本理念があるわけでありませう。そういうことから考えてみますと、まず一つ、部落差別は許されないうたというものである、そういう認識をしっかりと持つこと、加えて、それを解消していくことが重要な課題であるということ、部落差別の解消を推進して部落差別のない社会を実現する、これが今回の本法の大きな目的であります。

そのための具体的な施策として、部落差別に関する相談の的確に答えるための体制の充実、あるいは部落差別を解消するために必要な教育及び啓蒙を行うこと、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査、こうしたことが規定されているということでありませう。

○有田芳生君 次に、人権擁護局長にお聞きをしますけれども、同じく部落問題の解消とは何かという質問なんですけれども、もう少し説明しますと、大正十一年、一九二二年に全国水平社ができましたけれども、もうそれ以来の部落解放運動というのは部落の土地と部落民というものを、その存在を明らかにした上で差別をなくす運動だったと理解をしておりますが、その理解でいいのかどうかというのを含めて、部落差別をなくすということはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(秋本修造) 今委員から歴史的な経緯も含めたお話がございましたけれども、法務省では部落問題という言い方をしておりますんで、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている我

が固有の人権問題を同和問題と呼んでおりまして、人権課題の一つと位置付けてこれまで様々な施策に取り組んできたところでございます。

法務省としましては、この同和問題につきまして人権啓発活動を実施することにより国民の偏見や差別意識の解消を図ること、また、同和問題に関する個別の事案につきまして人権侵犯事件としての調査、処理や人権相談の対応などにより事案に応じた適切な解決を図ると同時に、そうした解決を通じて関係者に対する啓蒙を行い、同和問題の解決につながることを目的として様々な施策に取り組んでいくところでございます。

○有田芳生君 もう少し具体的に教えていただきたいんですけれども、例えば結婚差別、就職差別など様々な問題がずっと続いてきましたけれども、そういう事項的事実としてどういう差別をなくすんですか。

○政府参考人(秋本修造) 法務省では、全国の同和問題の実態を網羅的に把握しているわけではなく、あくまで法務局での人権相談等を通じて同和問題に関する差別事案を把握していることと、問に対しては差別事案を把握して申し上げます、今御紹介のありました、あるいは先ほど西田委員からもお話がありました結婚に関する差別のほか、差別発言あるいは差別差遣、あるいは就職といたしまして雇用に関する差別など、差別意識に関する事案が依然として存在しているものと認識しております。

○有田芳生君 部落差別の今ということでは次にいきたいんですが、先ほど西田委員の方から、今回の部落差別の解消の推進に関する法律案について立法事実はあるのかという点について、提案者の方からはお答えをいただきましたので、同じお答えにしたいと思います。

六条の方で実態に係る調査を行うんだということもありませんけれども、その実態がやはり大事だと思っておりますが、人権擁護局長にお聞きをします。この十年間の部落問題に関わっての人権侵犯

事件の件数、特徴というものを教えてくださいませうか。

○政府参考人(秋本修造) 先ほど御答弁いたしました同和問題に関する人権侵犯事件の新規の救済手続開始件数につきまして、過去十年間を申し上げますと、平成十八年が百七十一件、平成十九年が百七十一件、平成二十年が百七十五件、平成二十一年が百五十七件、平成二十二年が百五十七件、平成二十三年が百三十七件、平成二十四年が百三十七件、平成二十五年が百三十七件、平成二十六年が百三十七件、平成二十七年が百三十七件という推移でございます。

そのうち、同じような件数を毎年処理しているわけですが、そうした処理件数のうち、インターネット上の情報につきまして法務局がアドバイザー等に削除の要請をした件数につきましては、先ほど発議者からも御紹介をいただきましたけれども、直近の三年間の数字を集計しておりますと、その三年間で申し上げますと、平成二十年が五件、平成二十一年が十件、平成二十二年が三十件という推移でございます。

その内訳、先ほど具体的な例を申し上げましたけれども、圧倒的に多いのが差別表現に関する事案でして、次に多いのが結婚や交際に関するものとなっております。

○有田芳生君 それだけ毎年人権侵犯事件が続いているわけですが、これは氷山の一角なんですよね。後でもお話をしますけど、結婚差別なんかは表面化しないケースが非常に多いんですよ。そこで、皆様にお配りした資料を御覧いただきたいんですが、各自自治体の人権意識調査をやっております。直近のものだけ、二〇二一年、二〇二二年、二〇二三年、二〇二四年という資料をお配りをいたしました。

例えば、鳥取県が昨年度行った調査、子供が同和地区出身者と結婚することに反対、一三・一%。同じ色のやつは同じテーマの問題です。愛知県がやはり人権意識調査を二〇二二年にやったところを見ていただければ分かりますけれども、子供が同和地区出身者と結婚することに反

対、家族や親戚の反対があれば認めないも含む、四八・五%。あるいは、新潟県の二〇二三年の調査、結婚相手の身元調査は当然、仕方がない、六五・四%。二〇一四年の香川県丸亀市、同じく身元調査の実施、三二・四%と。

こういう現実が、百五十年前、百年前ではなく今なお続いているんですね。この現実からやはり出発しなければいけないというふうに考えております。人権擁護局長からの回答がありましたけれども、結婚差別について言えば今なお続いているんです。

関西地方と書いておきましょう、今続いている。例えば、結婚をしない若い二人がいる。だけれど、その片方の女性は御両親からずっと部落朝鮮人とは付き合なうというふうに教育されてきたんですよ。それで、結婚という話が出たときに当然猛反対を今でもしている。で、彼女は逃げた。逃げて逃げたかという話で、全然違うところにも今いらつしやるんですけれども、親の方も執念深い。どうしても娘を捕まえて結婚をやめさせなければいけないというところで、まあいろんなことを考えるのだけれども、まあいろんなナンバーカードを封書に入れて送った。送ると同時に、その中にGPSを入れていた。それがあの場所が、ここにいるんじゃないかということが特定をされて、実際にずっと張り込みを親がやって彼女は見付かってしまった。GPSを封書を開けたら発見しますから、これは危ないというのですぐにある遠いところまで持って行って捨てたんだけれども、時既に遅しなんです。これが現実なんです。

あるいは、資料にお示ししました、見てくださいます、念書、黒塗りしてありますけれども、娘と相手の名前が書いてあり、結婚により実家及び親戚一同様からの縁切りの申出を約束し、一切の関係を絶つことを約束させていただきます。去年です、去年の十二月十一日付けの念書。これは、御両親は結婚賛成したんです、若い二人が好きになったんだから。けれど、親戚が許さなかった

ということでもこういう念書。現在進行中のこ  
ういう件がいつはある。

だから、よく最近統計を取って混合結婚が進ん  
でいるという言われ方がするんですけども、確  
かにもう若い人たちの感覚ですから、そんな地域  
の、被差別部落出身だつて好きになれば結婚する  
という人が増えていることは物すごく大きな変化  
で好ましいことなんだけれども、だけども実際のこ  
ろは、先ほどの人権意識調査見ていただきまし  
たように、古い世代の中には、あるいは新しい世  
代かもしれませんが、そういうことは許せ  
ないということ、そして結婚差別というのは表  
面化しないんですよ。なぜ結婚差別が表面化しな  
いかということ、結婚させてあげたいからなん  
です。本人たちも結婚したいし、周りも何とか丸く  
取めたいということでもなかなか表面化してこ  
ないという現実がある。だけど、現実には、そうい  
うくらい思いを以て結婚された方々に、今でも結婚  
式には親戚が参加しないとか、そういうことがあ  
るんですよ。

この現実をどうするかということがやはり  
我々、もうこの問題、百五十年日本が抱えている  
にもかかわらず解決されていない問題、これに何  
が必要かということ、人権擁護局長、啓発とか  
そういうことを、一般論になるのかも分かりませ  
んけれども、どうすればいいんですか、このこと  
に対して。

○政府参考人 森本修君 先ほどの答弁の繰り返  
しになってしまいますけれども、私ももととしてや  
り得ることというものは、人権啓発活動を実施  
することにより、同和問題に関する国民の偏見や  
差別意識の解消に努めることということに形でも  
また及ぼしてまいりたいと思います。どのような啓  
発活動をするのが最も効果的かということも考  
えつつ、粘り強く地道な啓発活動に引き続き努め  
ていく必要があると考えております。

○有田芳生君 質問通告をストレートにしたわけ  
ではないんですけども、部落差別の今について  
立法事実はあるのかということについては提案者

にもお聞きをしたいということはお伝えをして  
あったので、もし可能ならば、今私が示したよう  
な事実、それをどう解決していけばいいのか、こ  
の法律を作つてですね、どのようにお考えかとい  
うのを、率直なお気持ちをお聞かせいただきたい  
んですが。

○衆議院議員 進坂誠二君 今、有田委員が御用  
意いただいた資料を見て、私は本当に大きな衝撃  
を受けているわけでありまして。先ほど申し上げ  
ましたとおり、北海道においては多分また違った  
結果が出る、片や一方でこういう意識調査の結果  
が出てくる。あるいは、この念書を見て、こう  
いう念書を今の時代においても書かざるを得ない  
という現実があるということも重く受け止  
めているところであります。そういう中におい  
て、なかなか具体的にそれではどう進むのかとい  
うことについては簡単ではないというふうに思  
います。

ただ、私が大それたなど思っているのは、やつぱ  
りこういう差別は絶対にあつてはならないんだ  
という認識を広く国民の皆さんが持つということが  
まず出発点だろうというふうに思います。それな  
くしてこの部落差別の解消というのにはあり得ない  
というふうに思います。

特に私自身が北海道の生まれでありますから感  
ずるのかもしれませんが、非常にこうした  
問題についてはある種冷静に見ているところがご  
ざいます。冷静という言い方はちょっと変かもし  
れませんが、だから、多くの人たちが私どものよ  
うな気持ちにどこかの段階でなつていくというこ  
とがある種の目指す姿なのか、私の体験を踏  
まえて今感じているところであります。

○有田芳生君 私自身も、じゃ、こうすればいい  
んだという確たるものはないからこそ、じゃ、先  
ほどお伝えしたような事実がまだ現在進行形も  
含めて続いている状況の下で、なぜ今部落解消の  
理念法なのかという、どうしてそこがすつと  
落ちないところがあるんですかね。ですから、こ  
の法律ができることによってそういう現実が解消

されていくことは本望に望ましいし、実現しなけ  
ればいけないんだけれども、この法律でいいのか  
どうかということを中心に秘めながら次の質問に行  
きたいんですけれども。

○政府参考人 佐伯修司君 お答えいたします。  
過去三つの特別措置法が作られておりまして、生  
活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の  
充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進など  
に関する事業の円滑な実施を図るために必要な特  
別の措置が定められております。具体的には、住  
宅事情の改善、社会福祉施設の整備、農林漁業の  
生産基盤の整備、中小企業の設備の近代化、職業  
指導及び職業訓練の充実、進学の奨励、人権擁護  
機関の充実などの取組が行われたと承知しており  
ます。

○有田芳生君 同和对策事業をやるときにはその  
地域を指定するわけですよね。だから、この地域  
は同和地域であるということ、それを明らかにして、そ  
こに立派な建物なんかできていく。だけど、そ  
れが例えば、先ほど西田委員のお話にもあつた  
でしょうか、ああ、進坂議員からのお答えでし  
たけれども、例えば同和問題を抱えていないところ  
では、何でもここにこんな立派なものができると  
いうのは不思議に思いますよね、しかも優遇措  
置があるみたいなことになると。具体的に言え  
ば、東北地方でそういうことが行われると。昔か  
らこういう問題があつたにもかかわらず、啓発が  
余りにもなさ過ぎたんじゃないですか。だから、  
ある特定の地域には立派な建物が建つていく、奨  
学金が出る、学校でも特別な体制がなされるとい  
うようなことがあつたことに対して、周りからの  
あえて言へば差別を助長するような現実がすつと  
続いてきた、同和对策事業をやっている中でも、  
だから、決定的に啓発が行われなかつた状況の

下で、今この理念法ができて啓発進むんでし  
ょうか。総務省の方はどうでしょうか。

○政府参考人 佐伯修司君 総務省では、現在  
関係事務所掌しておりませんので、ちょっとお答  
えをする立場にないという理解をしております。

○衆議院議員 進坂誠二君 有田委員からいろ  
いろ御指摘をいただいていること、御懸念は、私も  
様々な過去にも課題があつたんだろうというふう  
に思っております。

そういう中で、今回、この理念法として提出を  
したというのは、やはり、いろんな懸念がある中  
で、しかしながら、この部落差別の解消というの  
は国民が認識をしなければならぬと、そして  
これを解消していかなければならぬと、そして  
様々な懸念を頭に置いた上で、ぎりぎりのところ  
が私今回の理念法ではないかというふうに認識  
をしております。

先ほど西田委員からお話がありましたとお  
り、ちょっと言葉は適切ではないかもしれませ  
んけれども、余り深入りをし過ぎると、逆ばねとい  
いましょうか、逆に差別を助長するようになつ  
たりもなかりかねないということでもありますので、ぎり  
ぎりのところを考えたのが今回の法案ではな  
いかという認識を私は持っております。

○有田芳生君 そこでまた、根源的な問題で提案  
者に御質問させていただきまして、部落差  
別をなくすというのは部落を、被差別部落をなく  
すことなんですか。

○衆議院議員 進坂誠二君 実はこの問題は、例  
えば部落差別というような概念といましよう  
か、そういうものが社会から全部消えてなくなつ  
てしまつた、だからそれではないかという、必  
ずしもそうではないかという気も私自  
身はしております。

特に、時間の経過とともにそういうものが忘れ  
去られていく。だがしかし、今の時代ですから、  
インターネットとか書き物とかいろいろなんでも  
でこれらのことが残るわけでありまして。そして、  
全くこの問題を知らない方が、そうしたインタ

ネットだとか書き物とかで、ああ、こういう差別があるんだということを知って、逆にまたその差別が助長されるというたようなこともあるというふうには懸念をしております。

そういう観点からいいますと、単に部落がなくならないということではなくて、やはり国民全体が、部落差別というものは駄目なんだ、そういう認識をしつかりと持てる、まあ部落差別だけではないんですけれども、そういった差別、人権の侵害に当たるような差別というものは駄目なんだという気持ちを持っていただくことが私は大事なことだろうと思えます。

○有田芳生君 障害者差別をなくす運動というのは、障害者の方々が健常者になろうという運動じゃないんです。障害者の方が、障害をお持ちだけれども、それでもこの日本で、世界で豊かに暮らしていくような、そういう差別をなくす。だから、それと同じように、やはりこの部落問題も、じゃ、本間に被差別部落というところをなくしていけばいいのかという問題なのかという課題残していると思うんです。

だから、本間に誇りを持っていらっしゃる方々だっという地域があります。地図には載っていませんけれども、非常に長い歴史を持つていられるけれども、やはり今では、例えば去年の十二月には歳末まなぶ市というのをやりますと、本間に特産物なんかを出すことよってどんどん周りに人々が集まるようになってきて、外国人なんかも今集まってくるような、だからこういうところは俺たちは残していくんだという誇りを持っている人たち、いるわけですよ。

だから、この法律の第五条で、その地域の実情に応じた施策というものは、これは提案者も含めてですけれども、人権擁護局長なども、やはりそういうところと、本間に豊かな文化をこの日本に残していくということも大事だということを知っておいていただきたいと思えます。だから、その

地域がなくならない差別がなくなるのではないんだと思うんです。ですから、本間に豊かな日本社会をつくっていく、その道筋として地域の実情に応じた施策というものを取っていただきたい。

もう時間が来ましたから、最後にネット上の差別についてお聞きをします。  
何度か法務委員会では質問をしました。鳥取ループという、名のつて、全国部落調査というものを復刻出版しようとして、それに対して駄目だということ、三月二十八日には横浜地裁が出版差止めの仮処分を行いました。けれど、ネット上には全国五千三百か所以上の部落名、住所、戸数、職業、生活程度などがさらされて拡散された。けれど、これは四月十八日に、やはり横浜地裁の相模原支部が削除するように仮処分の決定を行いましたけれども、ミラーサイトでいまだこの資料というのはネット上に出ている。

この鳥取ループに対して、法務省人権擁護局長の該当人物についてどういう対応をされましたか、ご参考人(坂本修君) まず一般論ですが、インターネット上におきまして不当な差別的な取扱いを助長、誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する、そういった内容の情報を認知した場合、人権侵害事件として事件の上、調査を行い、その情報の発信者に対して同種行為をやめるように説示をせよしたり、プロバイダー等に対して当該情報の削除を要請するなどの対応に努めているところでございます。

御指摘の事案につきましては、相手方に対し、その削除をするよう要請、要請というか説示をしたところでございます。  
通常、こういう個別の事件のことは申し上げないんですけれども、この件につきましてはその当該発信者が法務局から説示を受けたということを自ら公表しておりますので、その旨の場で答弁をいたしました。

○有田芳生君 この人物は、部落問題をおちよくというふうなことで意識的に差別をまき散らす

うという意図的な人物、それに対して、法務省、説示一枚でいいんですか。  
○政府参考人(坂本修君) そこから先は個別の事案のことになりますので詳細の御答弁は差し控えますが、事案に応じてとり得る適切な措置をその都度検討しているところでございます。

○有田芳生君 説示一枚で確信犯は改めないわけですよ。本間に挑発的なことを今でも裁判の中で発言をしている。  
しかも、お認めになつていられるように、いまだインターネット上にはそういう部落地名鑑の中身が残っているんですよ。それは僕は、ハイトスビーチの問題でも質問しましたけれども、やはり強力に削除しなければ本間に差別というものは拡散されていくんじゃないでしょうか。もともとと強力にできないんでしようか、人権擁護局長。

○政府参考人(坂本修君) 法務省の人権擁護機関が行っております説示あるいは勧告といった措置は強制力を有するものではありませんで、あくまで任意で行うものには限りませんが、限界がございます。もともと、できる限り相手方に反省を促し、人権侵害を繰り返さないよう是正を求めるなど、適切な対応に努めているところでございまして、引き続き同様に対応してまいりたいと考えております。

○有田芳生君 法務省の努力でハイトスビーチについての動画あるいは書き込みというものは一定部分ですけれども削除できたという成果がありますので、この問題でも強力に進めていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。  
○委員長(秋野公造君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。  
午後零時七分休憩

午後一時開会  
○委員長(秋野公造君) ただいまから法務委員会を再開いたします。  
休憩前に引き続き、部落差別の解消の推進に関

する法律案を議題といたします。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
○小川敏夫君 民進党・新緑風会の小川敏夫でございます。

この部落問題に関して、国連の委員会からやはり解消について勧告なり意見が出されていると思うんですが、まず外務省の方、まず人種差別撤廃委員会の方でどのようなこの部落差別に関して意見、勧告が出されているのか、御紹介していただけますか。  
○政府参考人(飯島俊郎君) お答え申し上げます。  
二〇一四年七月の自由権規約委員会による最終見解の男女平等という項目におきまして、部落の女性を含むマイノリティー女性の政治参加を評価及び支援するための具体的措置をとるべき等の指摘がなされております。また、ハイトスビーチ及び人種差別の項目におきまして、部落民を含むマイノリティー集団のメンバーに対する憎悪や差別を

あおり立てる人種差別的言動の広がり等についての懸念が示されております。  
また、二〇一四年九月の人種差別撤廃委員会による最終見解におきましては、部落差別は、人種差別撤廃条約上の人種差別であり、部落民の生活状況等に関する情報等を提供するよう勧告しております。これに対して我が国は、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるとの政府の立場を説明しております。

○小川敏夫君 今、国連の委員会、人種差別撤廃委員会の最終見解を紹介していただいたんですけれども、ちょっと今最後は、それに対する回答として、部落差別は人種差別ではないからと回答しているというふうな回答はいたしませんか。  
確かに部落の差別は人種差別ではないというふうな気もするんですけれども、今外務省がそういうふうな人種差別ではないと回答しているというところは、すなわち、だからこの勧告については、意見について日本は受け入れない、こういう意思

する法律案を議題といたします。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
○小川敏夫君 民進党・新緑風会の小川敏夫でございます。

の表明だということですか、外務省。  
○政府参考人(飯島俊郎君) お答え申し上げます。

我が国としては、繰り返して恐縮でございますが、同和地区の住民が疑いもなく日本民族、日本国民であるということに對して申し上げておきます。

○小川敏夫君 ですから、申し上げた意味など、だから、人種差別ではないからその国連のこの人種差別委員会の見解は受け入れない、筋違いだから受け入れない、こういう趣旨で回答したということですか。

○政府参考人(飯島俊郎君) この国連におけます、お答え申し上げます。人種差別ということとは異なり、我々としては、同和地区の住民が日本民族、日本国民であるということに對して説明をしております。

○小川敏夫君 どうも私の質問の趣旨がよく、ですから、人種差別撤廃委員会からそういう見解が出されたら、それに対して、そうすると、じゃ聞き方変えますけど、だから人種差別撤廃委員会から見解が出されたら、人種差別撤廃委員会は人種差別のことだけ言っているわけで、人種差別ではない、部落差別は人種差別ではないから、それはそもそもお門違いだと、だからその見解に対しては受け入れないと、そういう意思表示なんですか、すなわち。

人種差別撤廃委員会からそういう見解が出されたことについては、人種差別じゃないことを説明したということは、説明したという事実はお伺いしましたから、その説明したという意味は、その見解を受け入れない、人種差別じゃないからその見解は受け入れない、こういうことを意味しているのかということをお尋ねしているわけですか。  
○政府参考人(飯島俊郎君) お答え申し上げます。

があるものではございませんので、我が方といたしましては、この問題につきましては、同和地区の住民について日本民族、日本国民であるという立場を説明してきているということでございます。

○小川敏夫君 何か同じ質問繰り返しても堂々巡り、堂々巡りというか押し問答で、何というんだらう、こういうのは。時間が重なるだけですけれども。

○政府参考人(飯島俊郎君) お答え申し上げます。二〇一四年七月の自由権規約委員会による最終見解の男女平等等の項目におきまして、部落の女性及びマイノリティー女性の政治参加を評価及び支援するための具体的措置をとるべき等の指摘がなされておりますが、ヘイトスピーチ及び人種差別の項目におきまして、部落民を含むマイノリティー集団のメンバーに対する憎悪や差別をあいり立てる人種差別的言動の広がり等についての懸念が示されております。

○小川敏夫君 じゃ、この自由権規約委員会の見解に対してはどのように回答したんですか。  
○政府参考人(飯島俊郎君) お答え申し上げます。

次の対日審査において説明をするということとしております。

この国連の自由権規約委員会における対日審査についてのこれは最終見解でございますので、本件につきましては、次回の対日審査において本件について日本政府の立場を説明するということとしております。

○小川敏夫君 自由権規約委員会の勧告でヘイトスピーチ及び人種差別という中で取り上げられている。そうすると、これはあれですか、やはり同じように部落差別というのは人種差別ではないか

らと、こういう対応をするということなんです。か。  
○政府参考人(飯島俊郎君) お答え申し上げます。

○小川敏夫君 外務省ではなくて、今度は法務省の方にお尋ねしますけれども、外務省の方として、そういう回答しているということはあると、しかし実際には、国連の方からこの部落差別に對する取組が一言でまとめれば不十分であると、こういう見解が出されておられるわけですか、法務省としては、これを受けて何か具体的な施策に反映するというようなことは、これはしているんでしょうか。

○政府参考人(飯島俊郎君) 法務省としても、自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から今外務省から紹介がありましたような懸念が表明されていることは承知しております。

今、小川委員御指摘のとおり、この勧告を直接踏まえた施策というところではないので、すけれども、法務省としては、今なお同和問題に関する偏見や差別意識がなお存在しているという認識の下、同和問題に関するそうした偏見や差別をなくすための啓発活動に取り組むとともに、人権相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には人権侵害事件として調査・救済活動に取り組んできたところでございます。

○小川敏夫君 もちろん、この勧告以前からそういう問題に取り組んでいらつしやるでしょうから、そういうことなんですよけれども、例えば人種差別撤廃委員会、人種差別でないからということだけで対応するのではなくて、やはりその人種差別撤廃委員会において、人種差別かどうかは別として、やはり差別があるというからそうした見解が示されるわけでありまして、ですから、国連のこの人種差別撤廃委員会、自由権規約委員会等で、

結局部落差別がある、そしてそれが政府の対応が不十分であるという趣旨がこうした国連機関から示されているということは、これは事実だと思っております。

ですから、人種差別でないというそうした定義の問題だけで処理できる問題ではなくて、やはりこの部落差別が国際機関からもやはり差別として問題視されているという観点から、私はしっかりと日本政府としても取り組む必要があるというふうに思っておりますが、どうでしょう、大臣、この部落差別の問題について、ひとつ大臣の御見解として御認識と、これから政府がこの差別の解消についてどのように取り組んでいくというお考えなのか、そのところをちよつと大臣として総括的な御答弁をいただけませんか。

○国務大臣(金田勝年君) ただいまの御指摘の中で、国連の自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から委員御指摘のような懸念が表明されていることは承知をいたしております。

法務省としては、同和問題に関する偏見や差別が依然として存在していることを踏まえて、これをなくすための人権啓発活動に取り組んでまいりましても、人権侵害事件の調査・救済活動にも取り組んできたところであります。今後とも引き続きしっかりと取り組んでまいりまします。

○小川敏夫君 しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。大臣がそうおっしゃるのですから、それにしっかりと期待したいと思っております。

今回のこの法案は議員立法で出てまいりました。思うには、この議員立法に出る前にそもそも政府の方でそうした法的対応をしておいておられるべきだったんじゃないかと思うんです。これまでもそうした立法対応というふうな検討は、これ、したことはなかったんですか、法務省の方では。

ついでに施策についての検討を進めてまいりました。

代表的なところを御紹介しますと、平成八年に人権擁護推進法が成立いたしました。これに基づいて翌年、人権擁護推進審議会が設置されました。この審議会における審議の結果、平成十三年五月に「人権救済制度の在り方について」という答申がなされまして、これを踏まえまして、翌平成十四年三月、政府は人権擁護法案を国会に提出したところでございます。西田委員から午前中御紹介があったとおりです。ただ、この法案は、平成十五年十月、衆議院の解散に伴って廃案になりました。その後、平成二十四年になりまして、民主党政権時代ですが、政府が人権委員会設置法案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案、これを国会に提出いたしました。これにつきましても衆議院の解散に伴って廃案となっております。

人権救済制度の在り方につきましては、こうした経緯あるはこれまでされてきました議論の状況をも踏まえまして、現在も適切に検討しているところでございます。

○小川敏夫君 今、部落差別だけでなく、それを含んだ人権問題全般についての御説明いただきましたけれども、この人権委員会の設置につきましても、この自由権規約委員会から最終見解というところで指摘を受けております。この自由権規約委員会からこの人権委員会、あるいは国内人権機構というふうに訳されておりますけれども、これについてはどのような勧告を受けているんでしょうか。

○政府参考人(飯島俊郎君) お答え申し上げます。二〇一四年七月の自由権規約委員会による最終見解及び同年九月の人権差別撤廃委員会の最終見解におきまして、パリ原則に従い、国内人権機構の設置を再検討するよう勧告がなされております。

○小川敏夫君 そのパリ原則ですけれども、要するに、独立した国内人権機構、つまり政府から独立した、あるいは行政機構から独立したといえますか独立性を持った国内人権機構の設置、これを検討するようにと、言わば設置を勧告されているというふうな御説明ですが、そういう独立性について少し説明していただけないでしょうか。パリ原則で独立した人権機構と言われておりますその独立ということが、ちょっと今説明からなかつたようなので、そのところをポイントを絞って御説明お願いいたします。

○政府参考人(飯島俊郎君) お答え申し上げます。関連する国連総会決議の附属文書におきまして、そのポイントは以下のとおりとなっております。一、新たな立法の勧告、人権状況についての勧告等の準備、人権教育の支援、人権に関する広報等の権限を有する。二、構成においても、政府の代表は諮問的地位にとどまるべきである。三、円滑な業務の遂行のための施設を持ち、十分な資金を有する。政府より独立するため、独自の人員、建物等を有する。四、個人の状況に関する苦情、陳情を聴取し、検討し、調停等を通じた和解を求めるとの準司法的機能を持つ。

以上でございます。

○小川敏夫君 だから、今のお話の中で、私が聞いた政府から独立したという部分、だから、政府から独立したという国内人権機構の設置というものが勧告されておるわけでありませぬ。現状はどうかといえますと、今は法務省の中に人権擁護局があるわけでありまして、政府から独立しているのではなくて、政府の行政の機構の中に入った人権を扱う部署があるわけでありませぬ。これにつきまして、政府から独立した人権機構というものを設置、本来的にも、やはり政府から独立して、政府が行うそうした人権抑圧というものを、しっかりと政府の意向に影響されずに独立して判断できるという意味で独立性が求められておると思うんですが、これが全く履行されていない

いわけでございます。

どうでしょう、これについては、法務大臣、例えば先ほどの説明の中で、平成十四年、これは自民政権の時代でございます。あるいは平成十四年、民主党政権のときでございます。こうした独立性を備えた人権機構を設置しようという、そうしたこれまでの検討の状況もあるようなんでありますが、現時点では、今、政府の方は、こうした人権機構の独立性についてこれを実施する、あるいは実施に向けての検討をするというお考えはどうなんでしょうか。

○国務大臣(金田勝年君) ただいま御指摘もございました。新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案というものを平成二十四年十一月に提出をされた、しかしあの二十四年十一月の衆議院解散によって廃案となったという経緯を承知しているわけですが、人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況も踏まえ、やはり適切に検討をしているところでありませぬ。

○小川敏夫君 適切に検討していただくということですが、適切という言葉で理解したいと思うんですが、大臣が言う適切というのは、具体的にどういうことをしたら適切ということの意味するんでしょうか。

○政府参考人(飯本修君) 先ほど私の方から御答弁いたしました二回にわたる政府からの内閣提出法案としてのこの人権救済機関についての法案ですけれども、これらはいずれもパリ原則に沿った内容を盛り込んだものというように理解をしております。そして、それぞれその法案を提出するに当たりまして様々な議論がされてきたところでございます。また、人権救済制度の在り方につきましては、そうしたこれまでなされてきた議論の状況も踏まえ、引き続き適切に検討しているところでございます。

○小川敏夫君 まあ適切の中身を議論してもしょうがありませんけれども、今回、部落差別を解消するという法律でございますが、やはりこの部落差別の解消も含めて、やはり人権侵害、そうしたことについては非常に重要なことだと思いますので、それがまた適切にそうした行政なり救済が行われるように、パリ原則に従った、そして中身を伴った人権救済に関する組織、そうした施策が講じられるということが行われるよう、大臣におきましては適切に対応していただきますよう申し上げまして、私の質問を終わります。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。今日の議題となっております部落差別の解消の推進に関する法律案について質問をいたします。我が国の憲法は、基本的な人権の尊重また法の下の平等を定めておりまして、生まれやまた住んでい地域などによつては差別されない、平等であるということを明確に規定しているわけでございますけれども、今日の議論でも既に明らかになっている部分がございますが、やはり残念ながら部落差別というものの実態が今もなお存在している、そうした認識の下で、その解消の推進のためにこの法案が提出されたわけでございます。まずは冒頭、この困難な問題について取り組まれて法律案を議員提案として提出されたことに、心からその御努力と御苦勞に敬意を表したいというふうに思っております。

この部落差別の問題については、今日も議論の中でございましたけれども、やはり地域によつて様々な状況があるのであると思えます。私自身は、この問題は学校の教育の中で初めて認識をしたように記憶をしておりますけれども、直接その差別を見聞きをしたりしたことはございません。そうした意味で、厳然としてあるけれども、国民の皆様にしても非常に詳しく知つていられるという方は限られていられるかもしれません。多くの方が問題としては認識しているけれども、私自身も、この法案の必要性というところについて、私の方からはまず順を追って質問をさせていただきたいというふうに思っております。

そこで、まず、前提をいたしまして、改めてで

はございますけれども、この法律案の趣旨と、また概要について改めて確認をさせていただきますかと思っております。

○衆議院議員(江田康幸君) 佐々木委員からの質問に答えていただきます。

まず、我々、法案の大前提といたしまして、やはり部落差別が今もなお存在しているという認識の下にございまして、そしてまた、インターネット等様々な情報の進展がございまして、それに従って新たな差別が発生する、そういう社会的な状況が変化してきている、このような認識を踏まえまして、私どもはこの部落差別の解消が必要である、その前提に立つてこの法案を提出をしております。

そして、法案の趣旨、概要についてございませうけれども、法案は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえて、全ての国民に基本的な権利の享有を保障する日本国憲法の理念のとおりまして、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することと重要な課題である、そのことに鑑み、部落差別の解消を推進して、もって部落差別のない社会を実現するために、部落差別の解消に關して基本理念を定め、並びに国、地方公共団体の責務を明らかにしていくとともに、相談体制の充実等、また教育、啓発、さらには部落差別の実態に係る調査について定めるものがございます。

○佐々木さやか君 法案の第一条には、日本国憲法の理念のとおり、部落差別は許されないものであると、このことがはっきりと記載をされております。非常に重要なことであると思っております。

今この趣旨、概要の説明にもありましたとおり、この法案は基本理念を定めると。そして、国民一人一人に、この差別というものは許されないものであると、こういった意識を浸透させていく、そういったことを非常に重要なものとして考えている法案であると思っております。

こうした法案が必要であるということや国民の皆様にも理解をしていただくに当たってやはり重要なのは、そもそも立法事実というものが法律については重要でございますので、これを確認をしたいんですが、この部落差別の問題については、いわゆる旧同和三法という法律による特別対策というものが進められてまいりました。しかしながら、その対策も平成十四年には終了をしております。

中には、この部落差別の問題というものはもう認識としても薄くなってきたという差別というものは余り存在しないのではないかと、また、この法案についても必要性に乏しいのではないかと、こういった疑問の声もなきわけではないわけでございます。ここで、このことについて、しっかりとこの立法事実というものを示して説明をするということが重要であるかと思っております。

そこで、この立法事実である部落差別の存在についての認識と、また、そのように認識する根拠を具体的にございましてお示しをいただきたいと思っております。

○衆議院議員(江田康幸君) 先生より、立法事実である部落差別の存在についてということ、また、その根拠についてどうかという御質問でございます。

提出者、我々といましては、先ほども申しましたように、この部落差別は現在も依然として存在しているという認識に立っております。

例えば、法務省の人権擁護局によれば、同和問題に関する人権侵害事案につきまして、人権侵害事件調査処理規程に基づく救済手続による処理を行った件数、平成二十五年で八十件、平成二十六年で百七件、平成二十七年で百十三件となっております。依然として、この同和問題に関する人権侵害の実態があると認識しております。

また、平成二十七年版の人権教育・啓発白書によりますれば、結婚における差別、また差別発言や差別落書き等の事案は依然として存在していることが報告をされております。

さらに、我が公明党が実施しましたさきさきのヒアリング等におきまして、やはりインターネットでの差別事案や、また差別文書の大規模配布などが現在も行われておりました。これらの立法事実の証左となることを確認しているところでございまして。

私、地元は九州、出身は福岡で、今熊本ではございますけれども、この地元での御意見、また私の経験からでもございまして、やはりいまだに、先ほどからありますように、結婚に至る際におきましてはその差別があり、また、就職に關してもその差別を受けておられる方が多くやばりいらつしやるわけでありまして、地域によっては教育の格差があったり、この切実な声を聞いております。

改めて、やはり部落差別という問題は現在もなお存在しているということが、痛切に私は実感しているところでございまして。

○佐々木さやか君 具体的に御説明をいただきたい。

例えば、大変悪質な内容の文書をばらまくというような行為も行われる、また、結婚に關しての問題というものも今もなお存在をしております。どちらかというと若い世代の方々というのは、この部落差別、同和問題というのは認識が薄いかもしれませんけれども、結婚というふうなときに至って大きな悩みを抱える、こういうことも現在もおあるということで、大変心の痛い問題でありますし、また真剣にやはり取り組んでいかなければならないと思っております。

先ほども申し上げたとおり、この問題については、旧同和三法によりまして昭和四十四年以降、同和対策事業、地域改善対策事業などが実施をされてまいりました。そうした中で、生活環境の改善、産業の振興等が図られて、その効果として改善が見られた、また取り巻く状況も変化したというところで、こうした対策は終了している状況でございます。

このように、同和対策事業特別措置法を始めと

するこれまでの法律というものが存在をして、またそれが一定の役割を果たしてきたわけでありませうけれども、こうしたこれまでの法律との今回の法案の違いと、また本法律案のこうしたところが意義があるのだと、こういった点がございましたら御説明を願いたいと思っております。

○衆議院議員(江田康幸君) 御質問にお答えいたします。

もう御存じのように、旧同和三法、この法律は、歴史的な、また社会的な理由によって生活環境の安定向上が阻害されている、そういう地域について生活環境の改善等のために行う事業、これについて定めたものであり、三十三年間にわたってその事業が施行されてきました。その結果として、一般地区との生活環境の改善は図られて、その格差は大きく改善されたものとされております。

しかし、やはり部落差別は現在もなお存在している、先ほど申したとおりでございますが、これに対して本法案は、生活環境の改善のために、やはり部落差別の解消を直接に目的といたしております。この部落差別を解消する必要性に對する国民一人一人の理解を深めるように努めることによりまして部落差別のない社会を実現することとを目的とするものでございまして。ここが旧三法とは、目的においても、また対象においても違うところでございまして。

○佐々木さやか君 分かりやすい御説明がございました。これまでの旧同和三法というのは生活環境、その地域の環境というものを改善するものであったと。それはそれで非常に大きな意味があったわけでございますけれども、今回の法律案というのは、環境の改善というよりは差別自体をなくすということを大きく掲げて、それを目的としていまして、こういう御説明がございました。

この地域の、事業の対象の地域の環境というのは改善をされてきて、それによって、地域が特定されるというふうなことも徐々に少なくなつて

きている。また、国民の認識としても、昔に比べれば徐々に薄くなつてきているのではないかと。そうした状態にあるにもかかわらず、どうして今改めて部落差別の問題を正面から取り上げるという法案を提出するのかと、こういう疑問の声もあるかもしれません。

しかし、そういった考え方というのは、言わば時を経ることで、そのままにしておけば部落差別というものは解消するのではないかと、解決するのではないかと、こういう考え方ではないかと思ひますけれども、こういう考え方については、発議者としてはどのように捉えていらっしゃるのか、認識を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(江田康幸君) 提出者といひましたし、今先生が御指摘なされた一部の御意見として、時を経ることで部落差別が解決するのではと、寝た子を起すのかと、こういうような御意見もあろうかと思ひますけれども、私も私どもとしては、時を経ることでこの部落差別は解決されないものと考えております。

それとも、現在でも、先ほど申しましたように、結婚における差別、また就職における差別、厳然と行われておりました、また差別発言や差別ビラ配布等の事案は、我々がヒアリングをした中においても相当のものがございました。さらには、インターネット上においても、特定地域の地名を同和地区であると掲載する行為、こういうことが散見されるわけでありまして、部落差別は忘れられた過去の問題ではなく、現在存在する問題であります。また、部落差別のその存在を知らないということだけでは、これは、将来部落差別に関する情報に皆さんが触れたときに再び新たな差別を生じさせるおそれがあるために、部落差別の問題が解決されたとは言えないと思ひております。

部落差別のやはり根本的な解決、これを我々政治家は望んで目指してこの法案を提出するわけですが、やはりただ時がたつのを待つのではなくて、やはり国民一人一人が部落差別を解消する必

要件に対する理解を深めることができるように、本法に規定するような部落差別の解消に関する施策を行つていくことが何よりも重要であると考へております。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。この法律の第一条には、「情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と、このようにございまして、このインターネットという問題は近年急速に発展したものでありまして、皆様御存じのとおり、匿名による発信が可能ということもあって、様々な名誉毀損でありますとかプライバシー侵害、様々な差別的な書き込みというものも残念ながらあるという状況であります。

インターネットに関する人権侵害事件とこの救済手続というものは件数を見ますと、これはこの部落差別の問題に限つたものではありませぬけれども、件数も非常に増えておりました。平成二十三年には六百三十六件だったのが平成二十七年には千七百三十六件に倍以上に増えておると、こういう特徴がございまして。

インターネット上の差別的表現ですとか様々な被害の特徴としては、やはりインターネット上というのは瞬時にあらゆるところに広がつてしまつて、また完全な削除というものはなかなか難しいと、こういう特徴がございまして。

こういった中で、この部落差別の問題についてはどのような状況の変化が生じているというふうな御認識なのか、先ほど御答弁の中で少し触れてはいただきましたけれども、例えば具体的な例ですとか、そういったことがあればお示しをいたされたらと思ひます。

○衆議院議員(江田康幸君) まず、法務省の人権擁護局によるデータでございましてけれども、同和問題に関する人権侵害事案について、先ほど申しました人権侵害事件調査処理規程に基づく救済手続による処理を行つた、その中でインターネット上の情報について法務局が削除を要請した件数は、平成二十五年で五件、平成二十六年で十件、

平成二十七年で三十件となっております。このように、インターネットの普及によつて部落差別に関する状況の変化が生じていると考へておりますが、これらの事案の中には、例えばインターネット上に特定地域の地名が同和地区であるとして掲載されているものについて、この特定地域の住民に対する不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的でそのような行為を行つていると認められるものも含まれております。

事実、先ほど有田先生からの御質問にもありましたが、先ほど鳥取ループというところが発刊しようとした部落地名総鑑の原典といわれる全国部落調査という、その複製版をインターネット上にその販売を載せていった事例がございまして。それは訴訟によつて出版禁止の仮処分が認められたわけでありまして、それはしかし、そのま

まインターネット上に掲載をされておりましたアクセスすればそういうものに、入手することができ得るような状況にもあるわけですね。

また、先ほどからある、同和地区ウイキというようにございまして、これについては、さらには、先ほどの全国部落調査というものに対するアカウントをツイッター上に、十分ご同様の内容を発信し始めているものもございまして。

したがって、そういうような行為、まさに不当な差別的取扱いを助長する目的で行つている行為、これらがインターネットでは非常に多く見られるわけがございまして。

こういったインターネットが普及している今においては、一旦情報が拡散した場合には半永久的にこの情報の閲覧が可能になっているわけでありまして、掲載の書き込みにおいても多くの方向が受動的に、望むままにかかわらず受動的にこの部落差別に関する悪意のある情報に触れる機会が多くなつておる。そういうことから、以前に比べてやはり部落差別に関する情報、触れる機会は多くなつておる、また、その状況の変化は非常に大きくなつておるということがございまして。した

がつて、これらの情報、触れたときに、何も知らないままでは新たな差別を生んでしまつ、そういうことで、やはり根本的な、根本的な解決を見るために我々はこの法案を提出しているところでございまして。

○佐々木さやか君 このインターネット上の人権侵害という問題は、近年急速に深刻になつてきたというふうに認識をしております。この部落差別の問題についても、今御説明があつたとおり人権侵害事件についても増えてきておると。ですから、むしろ、かえつてこれからこうした部落差別についての悪意のある表現、また情報が増えていつてしまつたのではないかと、こういう懸念もお待ちだということであると理解をいたしました。

こうしたインターネット上に部落差別の問題について差別的な書き込みがなされた、悪意のある表現があると、こういった場合には現行の法律上の枠組みではどのように対応をしているのか、この点について法務省にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(萩本修君) 法務省の人権擁護機関におきましては、インターネット上において不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する、そういった内容の情報を認知した場合には、人権侵害事件として立件の上、調査を行い、違法性が認められると判断した場合には、その情報の発信者に対して情報の発信をやめ、繰り返しされないように説示をする、あるいは、その情報が掲載されているインターネットの管理者やプロバイダー等、情報の送信を防止する措置を講ずることが可能な者に対しまして削除を要請するなどの対応に努めておるところでございまして。

○佐々木さやか君 そうした表現を行わないように、繰り返しされないように説示をする、また、送信の防止をプロバイダーなどに求めるということ、これらはいずれも強制的に行わせるというよりは任意に促すことを促すということであると思ひます。

そうなりますと、先ほどから議論になつており

ますけれども、ネット上で特定の地域が同和地区だなどというふうに悪意を持って殊更に記載をする、発信をしていくと、こういった確信犯的に行っているような場合にはなかなか任意の削除というものも期待できないのではないかと思うんですけれども、こういった場合には法務省としてはどのように対応しているんでしょうか。

○政府参考人(秋野公造君) 今委員からお示しいただきましたとおり、法務省の人権擁護機関が人権侵犯事件について講ずる措置は強制力を有するものではなく、あくまで任意の対応を促すものになります。

ただ、粘り強くやはり対応することが大事と考えておりました。情報の発信者に対しては、できる限り反省を促し、そうした情報の発信をやめ、同様の行為を繰り返さないよう粘り強くやはり是正を求めるということをしております。

また、プロバイダー等に対する削除の要請をしても、プロバイダー等がすぐに削除に応じただけな場合も多々ございますが、一回きりの要請ですぐに断念するというのではなく、事実上よっては、その情報の違法性や被害の重大性につきまして繰り返し説明するなど粘り強く削除を要請しております。現にそのような繰り返しの要請に応じていただいたケースもあるところでございます。

○佐々木さやか君 粘り強い対応、重要であると思っております。引き続き努力を続けていただきたいと思っております。

このインターネット上の情報の削除の問題というのは、大手のプロバイダーの場合には利用規約に差別的な表現などというものは送信をさせないようにすると、こういった利用規約がある。また、プロバイダー責任制限法もございまして、他人の権利を侵害している表現についてはプロバイダーが削除要求に応じることも多いというふうな理解をしております。しかしながら、そうした大手のプロバイダーではない、自らサーバーを管理して差別的な情報を発信している、そのようなもの

のに対してはプロバイダーが削除するということができませんので、なかなか現行法では難しい。また、そうすると、人格権などに基づいて訴訟手続を通じて是正を要求していくということになりますけれども、この点についても、裁判手続自体大変なものでありますし、いろいろ困難なこともございます。

そうした現行法、現行制度の限界というものも認識をしつつ、じゃ、この法律案が、今回の法律案がどのようにこの問題の解決に資するのかが念法でございまして、冒頭確認したように理法として考えてみますので、この法律案自体にこういふ条文として書かれていくわけはございませぬけれども、やはりこの法律案の目指すところというものは、差別的解消を目的とする、そして国民一人一人のやっばり心の中にそうした差別は許さなぬということをしかりと立立てていく、これを指すものでありまして、こうした情報に仮に、できるだけそういった情報は削除していくわけですけれども、仮に残りたことを連鎖させないというふうな、新たな差別を引き起こさないこと、こういったことを実現していくという意味で、私は、こうした情報化の進展に伴って新しい状況の変化が生じているということにも対応していく上で非常に重要な法律案ではないかと、こう考えているんですけれども、御認識を伺いたいと思っております。

○衆議院議員(江田康幸君) 今まさに佐々木委員がおっしゃったとお答えをさせていただきます。今法務省からもお答えをさせていただきますけれども、やはりインターネット上の差別的な情報、差別的表現について現行法で、その枠組みで対処できる部分もある一方で、やはり海外サーバーを利用してたり発信が特定できない場合など、対処に限界があるものもあるのが事実でございます。このような問題に対しては、先ほどもございましてけれども、粘り強く取り組んでいくという

現行法令の枠組みの中でこれをやっていくことも、やはり根本的には、部落差別の解消に関する国民一人一人の理解を深めるように努めることによつて部落差別が生まれないような社会的な意識を確立していく、そのことが根本的な解決につながるものと我々提案者は考えております。このような考え方の下で、禁止規定、罰則規定はない理念法ではありますけれども、この部落差別の解消のための施策を推進していくこと、もつて部落差別のない社会を実現する、そのために本法案を提出したところでございます。

○佐々木さやか君 質問はもう少し予定をしておりましたけれども、残された時間も僅かになってまいりましたので、この法律案につきましては、今まで申し上げたように、やはり国民に対する、また教育、啓発の促進ということが非常に重要ではないかというふうに思っております。

そこで、予定の質問を一問飛ばしまして、この法律案の中にもございまして、教育、啓発を促進をしていくと、これは具体的にどのように行っていくかを予定しているのかについて最後にお聞きをしたいと思っております。

○衆議院議員(江田康幸君) 御指摘のとおり、教育、啓発ということが大変に重要となってくるわけでございますけれども、これについては様々なものがあり得ると考えております。

今後、行政庁におきまして、現在、法務省、文部科学省が同和問題に関して行っている施策を前提としながら、情報化の進展に伴ってこの部落差別に関する状況の変化が生じていることも踏まえまして、基本理念にのっとり教育、啓発の中身が検討されることになるものと承知しております。

なお、インターネットで不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するような行為、これは人権擁護の観点から許されるものではないということについて啓発を行っていく、このようなことが考えられると思っております。

今日、ここまでの質疑を伺っております。改めて、我が国の歴史と民主主義の重要問題である部落問題に関する法案をこうして審議をすることになったと、極めて重い責任を負っているこの法務委員会が、部落問題とは何か、その歴史と到達点、そして部落問題の真の解決のありよう、そこへの道筋について、まさに真剣に十分に学び、徹底した審議を尽くさなければならぬ、間違っても採決ありきの強行などあり得ないということ改めて確認をしたいと思います。その上で、日本共産党は本法案の撤回を求めるものです。法案六条は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するためとして国に部落差別の実態に係る調査を行うことを義務付け、地方公共団体の協力を得てとして地方公共団体の関与を規定しようとしているわけですね。今日はこの点について、提案者及び大臣、政府にお尋ねをしたいと思います。

○委員(秋野公造君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、元菜木一郎君が委員を辞任され、その補欠として小野田紀美君が選任されました。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。この教育、啓発については、かえって差別を助長するようなことにならないようにと、こういった懸念の声もございまして、そうしたことも勘案の上、法務省も含め、どういった方法が効果的なのか検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○委員(秋野公造君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、元菜木一郎君が委員を辞任され、その補欠として小野田紀美君が選任されました。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。この教育、啓発については、かえって差別を助長するようなことにならないようにと、こういった懸念の声もございまして、そうしたことも勘案の上、法務省も含め、どういった方法が効果的なのか検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

Date	Description	Amount
1950-01-01	Balance forward	100.00
1950-01-15	Deposit	50.00
1950-02-01	Withdrawal	25.00
1950-02-15	Deposit	75.00
1950-03-01	Withdrawal	30.00
1950-03-15	Deposit	60.00
1950-04-01	Withdrawal	40.00
1950-04-15	Deposit	80.00
1950-05-01	Withdrawal	50.00
1950-05-15	Deposit	90.00
1950-06-01	Withdrawal	60.00
1950-06-15	Deposit	100.00
1950-07-01	Withdrawal	70.00
1950-07-15	Deposit	110.00
1950-08-01	Withdrawal	80.00
1950-08-15	Deposit	120.00
1950-09-01	Withdrawal	90.00
1950-09-15	Deposit	130.00
1950-10-01	Withdrawal	100.00
1950-10-15	Deposit	140.00
1950-11-01	Withdrawal	110.00
1950-11-15	Deposit	150.00
1950-12-01	Withdrawal	120.00
1950-12-15	Deposit	160.00
1951-01-01	Balance forward	170.00



いう趣旨などと曖昧に言っただけで、調査の対象、調査や評価の体制、調査項目、対象地域や規模などについて全く答弁をしようとしておられませんか。

提案者は法案を理念法だとおっしゃいますが、国や自治体が行う実態調査それ自体が重大なプライバシー侵害や新たな差別を生む要因になりかねないことは、前回、十一月二十二日の質疑において金田法務大臣もお認めになられたことだと思っております。

そこで、現に、平成二十三年、二〇二一年度に全国隣保協議会、全隣協によって行われた実態調査についてお尋ねしたいと思っております。

この隣保協の調査に対して、全国各地人権運動連絡会、人権連が厳しく反対をされるとともに、全国の多くの自治体から苦慮や困惑の声が寄せられました。

提案者に伺いますが、今回の法案を作る上で、こうした、つまりこの二〇二一年の実態調査や、過去幾つの実態調査ありますが、そうした過去の実態調査に対する抗議や批判の声、それらによって重大な問題点を認識した政府がそうした実態調査をやめてきた経緯、歴史を検討、吟味されましたか。

○衆議院議員(若狭勝君) 先生、委員御指摘の調査、隣保協の調査というのは、平成二十三年秋、全国の隣保協に対して調査票を郵送するということで行われたものであり、旧同和对策事業対象地区の住民についての福祉関連課題や生活実態の調査というふうに承知しておりますが、そういうこともいろいろ含めて今回提案をさせていただいたという次第です。

委員御指摘のように、断固廃案にすべきだというお話をいただきましたが、本日の午前からの審議、いろいろと多角的にさせていただきまして非常に有り難いというふうに思っているところでございますが、今回、我々提案者として考えたことと、この情報は、やはり法律というのは、ある意味、今の情報化の進展に伴ってインターネットが非常に

大きな力を占めてきていると、そしてそのインターネットの上においてもいわゆる部落差別を助長するような傾向が今生まれてきているというふうに我々としては認識しまして、今ここできちんとした、理念法であってもそうした火種というのをきちんと抑えておかないと、それこそ手に負えないような状態が今後インターネット上で繰り広げられるというような危惧感が非常にあります。

その意味においては、法律というのは、そうした事態をあらかじめ想定しながらそれに対処するというような下で法律が作られる、制定されるということがあろうかというふうに私は承知してまいりまして、その意味合いにおいて今回こうした提案をさせていただいた次第でございます。

○仁比聡平君 今の御答弁で、二つですけれども、まず、私が示した二〇二一年の全国隣保協議会による調査のような、これは調査を行うという御答弁だったんだと今ちょっと受け止めたけれども、それでよろしいですか。

○衆議院議員(若狭勝君) 行うというよりも、そのようないるんな調査がこれまで行われてきたというふうなことは承知しておりますという答弁でございます。

○仁比聡平君 どのような調査が行われているのかについてちょっと先に伺いますけれども、先ほど、何か郵送で隣保協に尋ねただけであるかのような、そんな御答弁ぶりでしたけれども、とんでもありませんよね。

全国の隣保協が、市町村を始めとした行政が持っているセンシティブなデータ、デリケートなデータを収集し、それを調査をして、これを整理を一定した上で全国隣保協議会に送るわけなんです。そういう調査であった、その中身、例えば調査項目は、生活保護受給世帯の状況や障害者手帳の所持数、その種別や等級、あるいは中学校卒業者と、進学等の状況ということ、つまり高卒、進学率などのデリケートなデータを行政から取って調査するというわけですね。

そして、その対象は、隣保協が事業対象とする

地域住民及び周辺地域住民の生活実態把握であるということ、当該市町村にも含めた三区分のデータ収集を求めている。ここに、地域住民というのは同和对策事業対象地区の指定を受けていた地域の住民のことであり、周辺地域住民というのは地域住民が主に通う小学校区住民なわけですね。

お調べになったかもしれませんが、全隣協はこの調査に当たって、回収は二〇〇%を目指しますので、全隣保協の協力を要請しますと、隣保協長とともに関係市町村長に対して通知を行ってまいります。つまり、日本中の隣保協関係全住民、旧同和地区関係全住民のプライバシーに係る事柄を調査するということになります。

ですから、人権連から、地区指定は失効している、地区住民をどのように把握するのか、調査には属人に関わる項目がある、属人の特定は部落民暴走であり、個人のプライバシーを侵害する、進学率調査は文科省でさえ部落の児童生徒を特定することは困難としてやめた経緯がある、こうした経緯を無視するのか、そして

来年度のアンケート調査も行う予定で、どのような実施するのかの厳しい反対、抗議の声と質問が全隣協にも向けられたわけですね。

こうした声に対して、全隣協の二〇二二年の一月十一日付けのQ&Aというのがあります。関係市町村長と隣保協長に宛てられたものですが、この問いの(二)、(三)、特別措置法が失効しているのに地域住民のデータを出すことについての考え方を聞きたい。問いの(一)、地域住民というのを同和对策事業対象地区の指定を受けていた地域の住民として行政データを収集することは困難であるため、周辺地域住民(小学校区)と市町村全体を回すだけでもいいのかといった問合せ項目があるわけですが、これは、つまり全国の自治体からこうした困惑や疑問、そして批判があったことと表れたと思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(中井川誠君) お答え申し上げます。

厚労省といたしましては、本事業はある意味では補助事業という形で、実施主体は社会福祉法人でございます。そういうこともございますので、当時自治体から具体的な批判があったかについては厚労省としては確認できておりません。以上でございます。

○仁比聡平君 そのQ&Aの冒頭には、数々の質問が寄せられておりますがというふうに書いてあつて、今私がお尋ねしていることは明らかかなんですよ。そもそも、厚労省、何だかお客さんのような言い方をされるけれども、費用は全額国庫で出しているんですよ。一社会福祉法人が全国全同和地区関係住民のプライバシーの実態調査を全て一手に手にすることが出来る。大きな異論があり自治体は困惑しているのに、一体それどういうことですか。

その御答弁なので、先に伺いますけれども、二〇二三年の一月に、この実態調査について全国人権連と厚労省地域福祉課の交渉が行われております。ここで、調査票は問題があり過ぎる、旧同和地区住民と市民を分けて隔て、生活保護受給者や障害者のプライバシーを侵害するという厳しい抗議が上がりましたが、そのときに課は、直接省として関わっていない、オブザーバーとしての関与だと曖昧な答弁に終始したと聞きますが、これは事実ですか。

○政府参考人(中井川誠君) お答え申し上げます。

御指摘の交渉におきまして、当省の担当者が、本実態調査は国の補助事業であり、国が直接行っているものではないと述べたというところは承知しております。この本実態調査は、ただ、先生御指摘のとおり、第三者から成る委員会が設置されまして、そこで実態調査の基本実施設計を決めたわけでございますが、そこに当省担当者がオブザーバーとして参加している事実はございます。

ただ、このいわゆる調査研究事業でございます

が、この事業の効果的実施の観点から、実施主体の求めがあれば厚労省がオプザバーとして参加をすることは、本事業に限らず、これはあることではないかと、その際は、あくまでも求められれば御助言申し上げるといふ立場でございます。

○仁比聡平君 いや、つまり、国が後ろ盾になって行っているから全国の市区町村がそうやって実態調査のデータを出すわけでしょう。そういう仕組みでついで五年前にそういう調査が行われているということですよ。そこに対して多くの関係自治体が、旧同和地区住民を対象者として抽出する調査はできないと、無理だということ声を上げた。ところが、全隣協はあくまで三分区、つまり旧同和地区の住民を抽出してデータを収集してくださると答えている。これに対して提案者は、先ほど、そうした調査も含めてというふうなお話になるのかどうかよく分からない、どう考えるんですか。

○衆議院議員(若狭勝君) 仁比委員が御指摘のこととしては、隣保館に対してそうしたいろいろな旧同和地区の対象者の調査等が行われたということ、今回の法案においても六条において実態調査というのがあるので、場合によってはそういうふうな、同じようなことが行われるのではないかと、懸念の下で御質問をいただいているというふうな承知しておりますが、本法案は、あくまで、そうした対象となる個人とか地域、いわゆる旧同和地区を特定した上で、その中の個人とか地区等々について実態調査をするということではなくて、えておられないので、そういう懸念の下で私もはこの法案を提案したわけではございません。

○仁比聡平君 法案でも同様のこととはおっしゃったので、ちょっと、それだったら確認をしたくないですけれども、私が申し上げているのは、つまり、旧同和特別対策の対象地域としての指定をされていた、そうした地域の住民を抽出して行うという、これはこの法案ではやらないんだというのです。

○衆議院議員(若狭勝君) 結論から申し上げます

と、この法案の下で実態調査を行うというのは、そうした旧同和地区を特定した上で、その中の個人の個人を特定した上で、その調査というのは、全く行う予定ではございません。

○仁比聡平君 予定ではございませんというのがよく分からないんですが、今おっしゃることは法文からは全く読み取れません。

逆に、提案者は、部落差別とは何かという定義を置いておられないんだが、その部落差別の定義について、繰り返し、法律上の定義を置かずとも、部落の出身であることを理由にした差別という意味で明解である、行政においても一義的に明確に理解できるものとして、あえて定義という格好で限定することは適切でないとおっしゃっているんです。この部落の出身であることと理由にした差別という言葉は、部落解放同盟綱領に掲げる部落民の定義と私は同じ意味だと思えます。解同の綱領には、「部落民とは、歴史的・社会的に形成された被差別部落に現在居住しているかあるいは過去に居住していたという事実などによつて、部落差別をうける可能性をもつ人の総称である。」というふうにあります。これは、部落の出身であることを理由にした差別という言葉と論理的には等しいと思っております。そうすると、何らかの不利が部落の出身であることを理由にした差別かどうかということが問題になるときに、おのずから、部落出身者を抽出して、あなただけ出身者ですが、差別を受けたことがありませんか、そうした論理の調査ということが必要とされるんじゃないかと思っております、そうではないんですか。

○衆議院議員(若狭勝君) 本法案の六条の実態調査というの、あくまで、部落差別の解消に関する施策を実施する、それに資するためというふうな相対体制の充実などをすれば一番効果的かどうか、そういう面でも、一番その施策を、実施に一番効果的なのは、どういふふうなものでしょうか、この果的なのはどういふふうなものでしょうか、このための調査というふうな前提で法案を作っておりますので、委員御指摘の心配、懸念のような、本

法案において、御指摘の、部落、一部の部落の地区のどこにおいてその中にいる対象者を一切切り出してその調査を行うというのを考えているものでもなく、その必要性もないという前提で法案を作っております。

○仁比聡平君 意味がよく分からないんですが、旧対象地域に住んでいる人を一切切り出すというのがまたよく分からないんですけれども。

解同の綱領が言っている部落民の定義も、それから繰り返し、部落者がおっしゃっている部落の出身であることによる差別というのものも、その対象地域とかつて指定されていたとか、あるいはその出身であること、繰り返しのようになりまして、どこで生まれ育ったとか、現在住んでいるとか、過去に住んでいたとか、一度も住んだことはなかったけれども親がその地域に過去に住んでいたとか、おじいちゃんやおばあちゃんがその地域に住んでいたことがあるとか、あるいは何代まで週つて血筋とか本籍だとかをたどるのかとか、出身という言葉にはそれだけ、まあ曖昧なというよりも、どこまでも広がっていくという概念だと思っております。

それ以外に、皆さんがこの部落差別の定義、つまり、差別行為のその核心部分ということをおっしゃった言葉がないから、だから部落差別というものは何ですかと。その実態調査と書いてあるでしよう、それをなくすための施策と書いてあるでしよう。

先ほどの御議論の中には、例えば教育格差があるというお話がありました。その教育格差というもののがその部落差別であるのかどうか。何しろ貧困格差は大きく広がっているわけですから、だからその下で、一般施策としてその進学の保障あるいは奨学金の充実、それが国政の重要課題ですよ。それを部落差別として捉えるのか、先ほど来御答弁の中にありますからね、そういう言葉が、だったら、それを解決するための施策、その実情があるかどうかの実態調査ということになれ

ば、部落の出身であることによる差別があるのかどうかを何か尋ねていかないと困るんじゃないんですか。そういうふうにはならないんですか。

○衆議院議員(若狭勝君) 結論から申し上げますと、そうした個人とか地域を特定した上で調査を行うという必要もないというふうな考えの上での法案を考えております。

○仁比聡平君 必要がないというのがまた分からないんです。

だって、この法案のこの構成の中には、午前中、西田議員がちょっと触れられましたけど、例えばハイトスピーチ解消法を徹底して議論しました。例えば、過去の人権関連の法案について大議論になってきたのは、その定義や、あるいは判定を一体どうするのかということですよ。ところが、この法案には、一切定義規定もなければ何らの判定の手続もないんですよ。国が責務を負う、実態調査に関しては地方公共団体が協力をする、そして地域の実情に応じて地方公共団体も施策の義務を負うわけでしょう。なのに、何の定義もない。法案の骨格はそういうことですよ。

だったら、今私が申し上げた、旧対象地域の住民を抽出して行わないということが法案のどこに書いてあるのかを教えてください。

○衆議院議員(若狭勝君) あくまで六条は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するためにその実態調査をするという前提で作られているものと承知しておりますので、考えておりますので、その観点から申せば、個人とか地域を特定した上で、先生、委員御懸念のような調査が行われるという必要性もなければ、その可能性、実態もないという前提で法案を作っております。



ます。いじめや虐待、体罰など、子供といえどもやはり一人の人間ということで守つていかなければなりません。最近はそのほかにも、高齢化が進むことによりまして高齢者に対する虐待、こういったことも問題になってきておりますし、また、障害をお持ちの方々に対することに関しても同様かと思ひます。そのほか、まだまだございませうけれども、今回、その中の一つの同和問題、これが掲げられております。我が国固有の人権問題です。しっかりと考えていかなければならぬ。私も思つております。

それでは、通告に従ひまして、部落差別解消法案の必要性について順を追つてお伺いしたいと思います。

第一条に規定されておりますが、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである。」法案提出者の認識は、それは理解できるところであります。

他方、同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間経済的、社会的、そして文化的に低い状態に置かれ、日常生活で差別を受けるものとされ、我が国固有の人権問題であることは明白でございます。

この問題の解決を図るために、御承知のとおり、国は地方公共団体とともに昭和四十四年から三十三年間にわたり特別措置法に基づき対策事業を行つてまいりました。そして、同和地区の環境改善は一定の成果が見られたものと私も思つております。昭和四十四年に制定されました同和対策事業特別措置法などにより隣りられてきた事業に対する政府の評価とその後の同和問題への取組について、各都府に順にお伺いをしていきたいと思います。

まず、法務省でございますが、取組についてお伺いをしていきたいと思います。インターネット上の対応につきましては後ほどお聞きをしたいと思いますので、それ以外の取組について教えてください。

ていただけますでしょうか、よろしく願ひいたします。

○政府参考人(萩本修君) 同和問題につきましては、法務省では、人権教育・啓発に関する基本計画、これは平成十四年三月に閣議決定されたものですが、この計画に基づきまして、人権啓発の強調事項、すなわち特に強調して啓発すべき人権課題の一つに掲げまして、隣接会の開催、啓発冊子の配布等、広く国民一般に向けた各種の啓発活動を実施するとともに、同和問題をめぐる人権侵害事案につきましては、人権相談及び人権侵害事件の調査、処理を通じてその被害の救済や予防を図つてきたところでございます。

また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、いわゆるえせ同和行為の問題がございます。すなわち、同和問題を口実として企業や行政機関などへ不当な圧力を掛けて高額な借付や機関紙を売り付ける、活動への寄附金、賛助金を要求する、そうした不当な利益を要求するえせ同和行為の横行の問題がございますことから、国におきましては、全庁庁長が参加するえせ同和行為対策中央連絡協議会を組織しております。また、地方におきましても、全国の法務局、地方法務局を事務局とするえせ同和行為対策関係機関連絡会を組織しております。

こうした協議会、連絡会が中心となりまして、えせ同和行為を排除するための取組を行っているほか、講演会の開催、啓発ビデオの作成等の啓発活動も行つていまして、この中でございます。○高木かおり君 ありがとうございます。人権保護機関等と隣接会の開催ですとか啓発冊子等の配布等、今、最後、えせ同和行為の排除等、いろいろと行つていただいているとおっしゃっていただきました。

同和問題につきましては教育の現場での取組も大変重要で大きいものと思われまします。文部科学省での取組を次にお聞かせください。○政府参考人(神山修君) お答えいたします。文部科学省におきましては、日本国憲法及び教

育基本法の精神にのっとりまして、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて、同和問題に関する差別意識の解消を含む人権尊重の精神の涵養に係る取組を推進しているところでございます。

具体的には申し上げますと、初等中等教育におきましては、児童生徒の発達段階に応じまして、人権の尊重についての考え方を基本的人権を中心に深めさせることなどについて指導することを通じて、同和問題を含む人権課題に対する取組を推進しているところでございます。

また、大学におきましては、具体的な教育に関する事項は各大学が自主的に決定し、各大学の責任において実施するものでございますけれども、各大学の担当者向けの会議などを通じて、人権教育について一層の理解と適切な対応を求めてきていまして、この中でございます。

また、社会教育におきましては、地方自治において社会教育の指導者としての中心的役割を担います社会教育主事の養成講習や現職の研修におきまして同和問題に関するプログラムを実施しております。公民館等において人権教育の着実な推進を図つていまして、この中でございます。

○高木かおり君 ありがとうございます。教育の面におきましては様々な取組をされていると聞いています。私には大阪の堺市の出身ですけれども、本当に私が小学生の頃は、堺市の方では「にんげん」という道徳の教科書を使つていっていった教育を受けてまいつたのをちょっと今思い出したところでございます。

そうしましたら、同和問題が一番顕在化するといひますのは、やはり就職のときかと思ひます。厚生労働省での取組の方はいかがでしょうか、お聞かせください。○政府参考人(大西康之君) 人権教育・啓発に関する基本計画におきまして、雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考シス

テムの確立が図られるよう指導、啓発を行うこととされております。このため、厚生労働省におきましては、雇用主に對し、応募者に広く門戸を開き、適性、能力に基づく公正な採用選考を行うようパンフレットを配布する等により啓発指導を実施しているところであります。

また、地方自治体におきまして、同和問題を含む生活上の各種コミュニケーションセンターとして隣接館が設置、運営されているところがございますが、厚生労働省といたしましては、自治体への補助を通じて隣接館が行う活動の推進に対する支援を行つていまして、この中でございます。

○高木かおり君 ありがとうございます。今厚生労働省での取組、就職に關しての取組等もいろいろと、人権に配慮したものですか、そういったことも今お聞かせいただきました。

続きまして、その次、農林水産省です。農林水産省でも取組をされているというふうな何つていふんですけれども、詳しく教えていただけますでしょうか。○政府参考人(橋本次郎君) お答えいたします。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき人権教育・啓発に関する基本計画におきまして、全国農林漁業団体等が同和問題を始めたこととされております。

このため、農林水産省では、人権問題啓発事業によりまして、全国農林漁業団体が当該団体の役員を対象に実施する啓発活動の支援、そして府県への委託による地域の農林漁業団体役員を対象とする啓発活動の実施に取り組んでいまして、この中でございます。

○高木かおり君 今農林水産省の方でもお取組みしていただいている、パンフレット等を発行する手助け、また窓口の研修等、そういったこともやっていただいているということでございます。今各都府、どういった取組をいただいている

るのかというのをざっとお聞かせいただきまし  
た。それで、様々のように既に取り組んでい  
だいておりまして、ある程度一定の効果も上が  
っているように私は思われます。それにもかか  
らず、この法案が提出、提案されました。

そこで、提案者の先生方にお尋ねをしたいと思  
います。本法律案を提案される理由につきまして、  
いわゆる同和地区とその他の政府の取組にい  
いての提案者の先生方の評価とともに御説明をい  
ただければと存じます。よろしくお願ひいたしま  
す。

○衆議院議員(岡博文君) 高木先生の質問にお答  
えをさせていただきたいと思ひます。

今回、この法律につきましては、私たち自民  
党、それから民進党、公明党、各党派から共同提  
案ということでさせていただいておりますけれども、  
まず、自民党の方の提案理由というか、その  
背景を簡単に御話をさせていただきたいと思ひま  
す。

今御指摘いただきましたように、旧同和三法、  
これに基づいて地域の改善事業が行われて十分な  
結果が出てきているのは一つの成果だというふう  
に思っておりますけれども、その上で一般地区と  
の格差は非常に改善をされております。

ただ、やはり私たち、党内で今回の法案をいろ  
いろ作っていく中で、各方面の皆様方からいろ  
いろなことを聞かせていただいたり、そしてまた  
私たちも同和地区そのものにお邪魔をさせていた  
だいて、地域の実態ということもヒアリングもさ  
せていただきました。

そう考えますと、物的ないろいろな格差という  
のは解消できたということですが、やはり  
今なお部落差別というのは依然と残っているとい  
う立場であります。午前にも有田先生からも貴重な  
資料をお示しいただきましたけれども、やはり当  
事者の皆さん方の思いというのは我々がふだん感  
じていた以上に切実なものがあるということも認  
識をさせていただきました。

また、これは例えばの話ですが、過去に

数字的にいろいろな事象が百あったものが十に減  
少したということも例えば捉まえて、百から十に  
なったからいいじゃないかという御意見もあろう  
かと思ひます。ただ、逆に、十も残っているとい  
うような御意見もあろうかと思ひます。その上  
で、私たちは、やはりこの部落差別というのを根  
絶するために今回の理念法を提出をさせていただ  
いております。

また、今までの質疑の中にも何度も取り上げら  
れておりますけれども、インターネット等、新し  
い部落差別の実態があるということも我々承知を  
させていただきました。この中で、よく既た子を  
起こすなどというような議論があらわれて、この同  
和問題、部落差別を今更に取り上げることによつて  
既た子を起すんじゃないかという御意見もあ  
るのには事実だと思ひますけれども、有識者の方  
から聞かせていただいた一つの御懸念ということ  
でいいますと、例えばインターネット、全くこの  
部落差別に知識のない若い人たちが見たこと。何か  
これ、人を嘲たじやないかという材料がこのことが  
使われるんじゃないかという中で、私たちが既  
た子を起すんじゃないかと、インターネットによつて  
よつてそういう差別意識を自覚させられる事象  
がこれから懸念されるのではないかと、そういう  
ことでもあります。この法律を今提案をさせていただ  
いた次第であります。

○高木かおり君 ありがとうございます。  
詳しく、門先生の体験等も入れながら、同和  
地区に訪れて声を聞いて、また、実際にまだまだ  
差別は残っているんだという認識を持たれたと、  
これを根絶するためにこの理念法を提案されたとい  
うふうに理解しております。

また、今インターネットのお話も出ました。既  
た子を起すなどという御懸念もあつたかと思  
ひますけれども、先生のおっしゃるインターネット  
トを見て何も知らない若い世代の方々が間違つた  
認識を持つということに対しての懸念ということ  
も一定理解をさせていただきました。

今インターネットのお話も出ましたので、次の

質問に入らせていただきたいと思ひますけれど  
も、本法案の成立による効果について概要をお聞  
きをしていただきたいと思っておりますが、本法案の  
第一條におきまして、何度も出ておりますけれど  
も、「情報化の進展に伴つて部落差別に関する状  
況の変化が生じている」と書かれております。  
本法案の提出の理由の一つには、このインタ  
ーネットによる同和問題の再燃というのがあるの  
ではないかと思ひます。

先ほどからもお話ありますが、インターネット  
を検索してみますと、やはりインターネット上で  
特定地域の名前が出てきて、それが差別されてい  
る部落であることが表示されていたり、現にネッ  
ト上にはそういったことがあるのを私も認識いた  
しております。インターネットというネット社会  
の特徴から、一度情報が流れてしまいますとなか  
なかこれらの情報を消すことができない、このよ  
うなことから私たちもネット上で目に触れること  
が多くなつてきているのではないかと、そういう  
思っております。

そこで、次にインターネット上での同和問題へ  
の対応についてお伺いをしてまいりたいと思ひま  
す。

まず、総務省にお聞きをしてみたい。  
インターネット上で他人の権利を侵害する情報  
の流通につきまして、プロバイダー制限責任法  
(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限  
及び発信者情報の開示に関する法律)により、プ  
ロバイダーに対して削除請求などができるのでは  
ないかと思ひます。

例えば、ある人物が部落出身であるということ  
をインターネット上で公表する行為は、その人物  
への権利侵害となり、プロバイダー制限責任法に  
よつてプロバイダーに削除を請求することができ  
るのでしょうか、お答えください。  
○政府参考人(菅英司君) お答えいたします。  
特定の方を名前を特定する形で人権侵害等な  
されている場合には、プロバイダー責任法に基づい  
て削除を請求していただくことができます。

○高木かおり君 それでは、続いて、インタ  
ーネット上において特定地域を同和地区と掲載す  
る行為に対しては、同様に削除を請求することが  
できるのでしょうか、お聞かせください。  
○政府参考人(菅英司君) その場合は、特定の  
個人が名指しされているわけではございませんの  
で、削除の要求はできないという形になっており  
ます。

○高木かおり君 では、続いて、同様の事案につ  
いて法務省にお尋ねしたいと思ひます。  
ある人物が部落出身者であるということをも  
インターネット上で公表する行為、インターネット上  
において特定地域を同和地区と掲載する行為につ  
いて、当該行為者に対する民事上、刑事上の対応  
を法務省にお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(萩本修君) 法務省におきまして  
は、インターネット上におきまして、不当な差別  
的取扱いを助長、誘発する目的で特定の地域を同  
和地区であると指摘する、そういった内容の情報  
を認知した場合には、人権侵害事件として立件  
の上、調査を行い、違法性が認められると判断した  
場合には、当該情報の発信者に対し、その情報の  
発信をやめるとともに、また同種の行為を繰り返  
さないよう説示をする、あるいはプロバイダーな  
どに対し当該情報の削除を要請する、そういった対  
応に努めてきたところでございます。

また、インターネット上、そうした同和問題に  
関する差別への対処方針につきましては、現在、  
電気通信事業を所管する総務省等とも連携しつ  
つ検討を進めているところでございます。  
今後引き続きそうした対応に努め、必要な検  
討を進めるとともに、同和問題に関する偏見や差  
別意識をなくすための啓発活動にも取り組んでま  
いりたいと考えております。

○高木かおり君 現在、特定の地域を同和地区で  
あるとする情報がインターネット上に掲載された  
場合、当該情報の削除等を、プロバイダー等に削  
除の要請ができるということでございますけれども、  
同じような質問が先ほどあつたかと思ひま

すが、例えば相手が削除要請を拒否することも考  
えられると思ひます。そういった場合の対応につ  
いて、再度法務省の方に伺いたいと思ひます。

○政府参考人(教本修君) これも繰り返しの答弁  
になってしまいますが、法務省の人権擁護機関が  
行っております人権侵害事件について講ずる措置  
は、強制力を有するものではなく、あくまで任意  
の対応を促すものでございます。

したがって、拒否された場合にはそれ以上  
の強制力はないわけですから、一度その要請  
をして削除に応じてもらえなかったからといって  
それでも要請をやめるといふことではなく、事  
案によっては、その行為、その書き込みの違法性  
ですとか被害の重大性などについて繰り返し説明  
をし、粘り強く削除を要請するというようなこと  
をしておりまして、その結果削除が実現したもの  
も現にございます。

○高木かおり君 ありがとうございます。  
何度も粘り強く要請をしていくということでご  
ざいました。現段階におきまして情報化社会に対  
する対応というのでもやっていたらいいという  
ふうに認識をいたしました。

では、この今の枠組みではあと何が足りないん  
でしょうか。そういったことをちょっと提案者の  
先生方にお聞かせいただきたいと思います。

○衆議院議員(若狭勝君) まず、高木委員のイン  
ターネットにおけるいろんな問題、あるいは今後  
起こり得る問題点についての指摘についてはま  
まおっしゃるとおりというふうに考えておりま  
して、インターネットによる今後のそういうら  
んな差別的行為がかなり手に負えないくらいにな  
っていくのではないかと懸念の下で今回の法律  
を提案させていただいたという、私どもの提案者  
の考え方と全く同じところがございます。

そして、まさしく今関係省庁からお答えいた  
だいたんです、今現在ある法律の下でそうしたイ  
ンターネットの削除要請等々いろんなことをする  
ということもよりですが、しかしながら、そ  
れも限界があるのと思ひます。

した場合にはやはり一番大事なことは、こうした差  
別が発生しないような社会的意識というのを一層  
高めるといふのがこの問題の一番大事な解決策と  
いふふうに我々は考えております。

したがって、今回の法案においても、まさしく  
部落差別を解消する必要性に対して国民一人一人  
の深い理解が得られるようなそうした施策を推進  
するということ、それによってこうした部落差別  
がない社会を実現しようというのが我々の意図し  
ているところでございます。

○高木かおり君 ありがとうございます。若狭  
先生おっしゃった社会的な意識、そういったもの  
を改善していくということは本当に大事なことだ  
なというふうに思っております。

今日は、各省庁にもこういった取組を行って  
いるのか、また私が大変懸念しているこのインタ  
ネット上でのこういった新たな差別が起こるの  
はないか等、様々な質問を今日はさせていただきます  
ました。

最後に、盛山副大臣の方にお伺いをしたいと思  
ひます。先ほどの提案者の先生の発言等も含め  
ながら、この法案が成立した際には、これまで、ど  
のような点で違う取組をされるのか、また今後の  
対応全般について見解の方をお聞かせいただき  
たいと思ひます。

○副大臣(盛山正仁君) 先ほど来いろんなやり取  
りがございましたけれども、一般的に、インタ  
ネット上において不当な差別的取扱いを助長、誘  
発する目的で特定の地区を同和地区であると指摘  
するなどの事象については人権擁護上問題である  
と私も考えております。

法務省の人権擁護機関では、そのような事象を  
認知した場合には、当該情報の削除をプロバイ  
ダー等に要請するなどの対応に努めてきたこと  
でございます。今後も引き続きこのような対応に  
努めてまいりたいと思ひます。

さらに、この今御審議中の法案が成立した後  
と、こういったことになるわけではございませんよ  
うけれども、こうした問題につきましてはそもそも社

会全体の人権意識を高める必要があると思ひま  
す。差別的な情報発信することは許されない、  
こういう意識を醸成することも大変重要であると  
考えております。

同和問題に関する偏見あるいは差別をなくすた  
めの啓発活動、こういったものに引き続き取り組  
むとともに、一層の实效性のある施策、どうい  
うものがあるのか検討してまいりたいと考えてお  
ります。

○高木かおり君 盛山副大臣、ありがとうございます。  
日本社会の中で一部の方々に対して本当に長く  
続いてきたこれらの部落差別の問題ですけれど  
も、一日も早く解決できるように、取組をするこ  
とによって逆に先ほどから出ておりました差別の  
掘り起こし、こういったことにならないよう  
に、是非とも前に進めていただくことをお願い  
いたしました。私の質問を終わります。ありがとう  
ございました。

○糸数慶子君 沖縄の風の糸数慶子です。  
部落差別の解消の推進に関する法律案について  
お伺いいたします。

まず、部落差別の実態調査についてですが、法  
案の第六条で、国が、部落差別の解消に関する施  
策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得  
て、部落差別の実態について調査することが盛り  
込まれました。当事者団体からは、どのように調  
査が行われるのか懸念する声が上がっておりま  
す。衆議院法務委員会でも、またこの委員会でも  
この実態調査については度々質問がされてお  
りまして、改めて伺います。

この調査は、差別される側の意見を十分に反映  
して行われるべきだと考えますが、どのように行  
う予定なのか、伺います。

○衆議院議員(宮崎久君) お答え申し上げます。  
まず、委員御指摘の差別される側の意見を反映  
する、すなわち、当然、調査によって新たな差別  
を生み出すことがあってはならないというよう  
なことを、改めて伺います。

御趣旨と理解しておりますけれども、そのよう  
なことがあってはならないということは、繰り返  
し申し上げておられますとおり、この発議者も同  
じ認識でいるものでございます。

そして、この法案全体の構成というんでし  
ょうか、この調査の項目も含めまして少し敷衍  
をさせておきますと、例えば旧同和  
三法といふものがありましたが、これは差別を受け  
てきた方々やその地域を対象として生活環境の改  
善などのために財政支出を伴う事業等を行うとい  
うようなこととございました。本法案は、国民全  
体を対象として、部落差別の解消の必要性に対  
する国民一人一人の理解を深めるように努めること  
によって、部落差別が発生しないように社会的な  
意識を確立するということを目的としているもの  
であります。

施策の対象であったりその内容もこのよう  
な形で進んでおりますが、こういった趣旨からい  
まして、差別を受けた方々であるとかその  
地域を対象としたものというものは旧同和三法が  
主眼としてきたものであります、今私たちが必  
要だと考えているのは、国民全体を対象として部  
落差別が発生しないような社会的意識の確立を  
目指すこと、それであるがゆえに、この法案の第  
二条には基本理念を定めまして、この基本理念の中  
では、この法案における施策としては、全ての  
国民が等しく基本的人権を享有するわけがない  
個人として尊重されるものであるとの理念にの  
つて、部落差別を解消する必要性に対する国民  
一人一人の理解を深めるように努めることによ  
り、部落差別のない社会を実現することを旨とし  
て行わなければならないということ、この第六  
条の施策にも当然掛かるもの、基本理念として定  
めておられるところでございます。

でありますので、この文言にもございますと  
おり、部落差別の解消に関する施策の実施に資  
するための調査を行うものでありまして、部落差別  
を受けた人や地域を個別に掘り出して公表するよ  
うな形式のものであってはならず、また新たな差別

をむむような方法による調査はこの法案の理念に反するものであるということを示し添えたいと思っております。

○系数摩子君 次に、戸籍の不正取得についてありますが、戸籍情報を不正に入手して差別事件になった事案を全て調査し、責任者を処罰するよう国連から勧告をされております。不正取得防止目的で二〇〇八年に戸籍法が改正され、本人確認を始め使用目的を厳しくチェックすることになりました。しかし、その後もブライム総合法務事務所事件が発覚し、膨大な戸籍情報が不正に入手されたことが明らかになりました。さらに、闇の情報屋と呼ばれる調査会社の存在も明らかになりましたが、差別事件を調査すれば、あらゆる手段を用いて出自を明らかにする戸籍情報を入手しようとする実態が分かります。

戸籍情報が電子情報化され、瞬時に情報入手が可能となりました。電子化された戸籍情報もまた個人情報保護法の下で管理することが求められています。しかし、戸籍情報は個人情報保護法の適用除外とされているために不正取得が後を絶ちません。本人の同意なくして第三者に提供しないとの原則を戸籍情報にも適用すべきだと考えます。

そこで伺いますが、この法案が成立すれば不正取得はなくなるのでしょうか、お伺いいたします。

○衆議院議員(宮崎政久君) 委員御指摘のブライム事件、社会的にも非常に批判を浴びた戸籍の不当な手段による取得、しかも大規模な事件であったわけでありませぬ。

た、それは戸籍法等の法令違反に該当する場合に処罰の対象になるという形で対処をしていくものと理解しているということになります。

ただ、この法案は戸籍の不正取得というものを直接規制しているわけではないわけでありませぬけれども、部落差別の解消に関する施策の推進を図りまして部落差別の解消を図って、こういう事件があつたような、そもそも部落の出身者であることとを調査する目的で戸籍を取得するような行為が行われることがないような社会を目指しているというものでありませぬ、この法案、理念法によつて、最終的には、第一条の目的に記載されているわけでありませぬ、第一条の末尾にありますが、部落差別の解消を推進して、もつて部落差別のない社会を実現することを目的としておられるのでありませぬ、このような不正取得、要は部落出身者であることを調査することを目的とするような調査をしようというところが起きない社会を目指しているというふうにお伺いいたされたいと思つておられます。

○系数摩子君 この法案の趣旨がしっかりと国民に理解されて、不正取得がなくなるということを目指していききたいと思つておられます。

また、部落差別の撤廃については、これまで国連の人種差別撤廃委員会を始め各人権委員会から度々勧告をされておられます。私も出席いたしました、今年二月にジュネーブで行われた女性差別撤廃条約第七回、第八回日本政府報告書審査では、部落を含めたマイノリティ(女性への複合的、交差的差別が続いていることについて懸念が示されました。差別禁止の法制定や、偏見を根絶するための監視と評価を行うことが勧告され、フォローアップの対象にもなつておられるということも申し添えておきたいと思つておられます。

先ほど、小川委員に対する外務省の答弁で、国連からの勧告には法的拘束力はないという答弁がありました。それは了解しておりますけれども、条約加盟国には条約実施義務があり、憲法九十八条一項でも、「日本国が締結した条約及び確立された

れた国際法規範は、これを誠実に遵守することを必要とする。」というふうに規定しております。つまり、締約国は、条約実施のためにその状況について数年ごとに報告書を提出することが義務付けられており、その報告書審査で勧告されればそれに従うことは当然で、締約国の責務であるというふうに思われます。法的拘束力がないという答弁がありましたけれども、それは聞き直りや誤解されることのないよう、条約実施のために勧告には従うという積極的な姿勢を示していただきたいというふうに思われます。

それから、次の質問ですが、これは差別ということでは沖縄県民に対する土人発言についても根柢は一緒だと思つておられます、お伺いしたいと思つておられます。

十一月二十五日の衆議院法務委員会におきまして、警備中の警察官が国民に対して土人というふうな発言を行った場合、一般論としてどう考えるかという委員の質問に対し、法務省人権擁護局長は、不当な差別的言動はいかなる者に対してもあつてはならず、人権擁護上問題があるというふうに答弁されました。この発言は差別的言動に当たり得ることは否定できないというふうに答弁されておられるわけですが、金田法務大臣も同様の見解である旨が答弁されたわけですが、けれども、他方、鶴保沖繩担当大臣は機動隊員による発言を差別と断定できないと発言し、政府もまた差別と断定できないという鶴保大臣の発言を容認する答弁をしておられます。

そこで、改めてこの問題について伺いますが、政府は、発言を人権問題と捉えるかどうかについては言われた側の感情を軸に置いて判断すべきとの見解を既に示しておりますが、土人と言われた井川眞作家の目取眞俊さんは、この発言を見下しており、沖縄に対する侮蔑だと見解を述べておられます。

動員隊員は土人発言の直前に、触るなくぞ、どこにかんどんじや、ほけという侮蔑的な発言を行つておられます。この一連の発言を差別と断定するのは容易なことだと思つておられますが、差別と断定できないのか、改めて政府参考人にお伺いいたします。

○政府参考人(藤本修君) 御指摘のありました沖縄における警察官による発言につきましては、政府としまして、相手方を極めて不快にさせ、警察の信用を失墜させるような不適切なものであると、まず答弁しているものと承知しておられます。その一方で、指摘がありましたこととおあり、その発言につきまして、差別と断定することはできないと答弁しているというふうに承知をしております。

なぜ断定できないかという理由は説明されておられないわけですが、私の理解するところということになつてしまつておられます、土人という言葉、今委員からも御指摘がありましたこととおりの意味のほか、国語辞典などを引きますと複数の意味が紹介されているところでして、具体的な場面においてどのような意味合いで用いられているかについて一義的に述べることは困難という側面があるかと思つておられます。また、その具体的な発言そのものが差別に当たるかどうかにつきましては、その発言がされるに至つた経緯、その際、その状況等によるという面もあるかと思つておられます。そうしたことから、御指摘の発言を差別と断定することはできないというように説明しているものと理解をしております。

いずれにしても、御指摘の警察官の発言が不適切であり、また大差残念で許すまじきものであることは、これまで国会審議の場等々で繰り返して政府の関係者から答弁されておられると受け止めておられます。

○系数摩子君 部落発言も、この部落に対する差別、それからこの沖縄県民への土人という発言も、これ沖縄県民への差別も、私、同根だということに思つておられます。とんでもない発言であるにもかかわらず、これ、差別的言動といったものが差別

に当たらないと主張しても、言われた側が差別であるとして止めればそれは差別に当たるといふので、

今のお答えの中に、複数、辞典の中にあるといふふうにおっしゃっておりますけれども、やはりこの提案されております法案も、長年差別を受けた側が差別をやめてほしいというその願ひから生まれたものだというふうにおっしゃるわけですが、この沖繩の歴史的な現実を考慮していきますと、これまでも七十年以上も本島に本土から切り離されて、しかも県民の思いというのが、ことごとくこれまでもの沖繩の選挙でも示されてまいりましたように、民意というのは新たな基地を造ってほしくないという、その中で県民の運動の延長線でございますことを発言されたわけですから、それ私、本当に差別をした発言だと思つておられます。

今日はこの場に発言者として官議議員もいらつしやいます。沖繩の議員として、この今の発言に対して一言御感想を求めたいと思つておられます。どのようか。

○衆議院議員(宮崎政久君) この法案との関係で申しますれば、この法案、これまでの様々な質疑、この法案の提出に至るまでの各党における様々な関係される皆様からのいろいろな事情を聞かせていただいたこと、歴史を学び、そういうことを踏まえて今回この法案の提出に至ったものがあります。例えば、旧同和三法で築き上げられてきた例えば生活環境の改善などについての成果があることもしつかりと踏まえた上で国民意識を、部落差別は許されないものだという意味で国民意識をしっかりと確立をしていく必要があるという趣旨であります。沖繩に関することも、長い歴史の中で様々な事柄を一つ一つ実現をしていかないといけないという趣旨であれば全く同じことでもあります。

私自身の様々な感情はありますけれども、ここは法案を質疑する場でありまして、また、政府の関係者の発言に対する評価等にわたることは私が

この場で答えるのは適切でないと思つておられますので、発言を控えていただきます。

○衆議院議員(宮崎政久君) 今、私は、この土人発言に対する直接の官議議員の思いをお伺いしたいと思つて質問したわけでございますが、先ほど提案がありましたように、国民一人一人の理解を得てこの法案を成立させていく、そして、そういう意味では差別ということ、部落の差別も沖繩県民への差別というのと同根ではなないかというのを私申し上げたわけでは、それに対しての思いは何かがあるかと。沖繩担当大臣である橋本大臣がそういうふうな発言をされておられますけれども、それに対して全く沖繩の立場からお話ができないというのは本当に残念であります。

この法案も、長年差別を受け続けた側が差別をやめてほしいという願ひから生まれたものだというふうにおっしゃるわけ、沖繩での、先ほどから申し上げておられます基地に対する反対の、そういう立場から運動している人たちの人権ということ、国民の一人として当然受け入れられるべきだということ、そういう趣旨でございまして、差別の解消を促すという趣旨でございまして、個人の感情は別としてということでございますが、あえてこれ以上追及いたしませんけれども、やはり、こういう法案も、長年差別を受けた側が差別をやめてほしいという願ひから生まれたものだというふうにおっしゃいます。部落差別が一日も早く解消されることを願ひまして、私の質問を終わります。

○山口和之君 無所属の山口和之でございます。本日は、部落差別解消推進法案の質疑というところで、先ほどとも追加質問者から出たように、北海道出身であるということですが、私も東北出身なので、正直言つてこれまで部落差別について身近に認識したことはございません。しかし、本法案の質疑を準備する中で、改めて部落差別の現

実、そして差別された方々の痛みについて考えさせられるところが多かつたと思つておられます。

既に多くの論点が出ており、重複する部分もかなりあると思つておられますが、差別の解消を目指す、部落差別の解消を目指すという重要な法案なので、重複については容赦願ひたいと思つておられます。まず初めに、今回初めて部落差別というワードを使つた法律になるわけですが、その意味について所見を伺いたいと思つておられます。

○衆議院議員(岡博文君) 御質問ありがとうございます。まず、その背景を言いますと、今御指摘いただきましたように、部落差別という言葉を用いたものは、かつて法律案としては提案された経緯があつたと聞いておりますけれども、実際のところ、法律として成立したものは、御指摘のように、今のところありません。それで、かつては、旧三法の語も今出ておりましたけれども、同和対策事業とか同和問題という言葉が使われておつたというふうには我々も認識しておられます。

そこで、今回、先ほど申し上げましたように、私たちがこの法律を作つていく中で様々な方々から御話を伺ひ、そして様々な実態を我々なりにいろいろ調査、取材をさせていただきまして、その中で立法手続を我々党内で取つてきたわけですが、けれども、そのときに、今御指摘いただいているように、要するに、名は体を表すではないですが、部落差別の名前をどうするかということに当然我々もふち当たつたわけなんです。

そのとき、いろいろな方々の御意見の中で、まず一番消極的な御意見としたら、部落差別はなくなつてはならないけれども、もう非常に少数になつてきているから、今更ながら寝た子を起すなよというふうな議論もありました。ただ、お話ししたにいたっている中で、同和事業とか同和問題という、そういう直接的な表現じゃないことではなくて、この際、部落差別という言葉を使つていく意義の法律を作ることが部落差別を解消していく意義になるのではないかと御意見のところに到達を

しまして、関係、いろいろな団体の方又はその地区の方々にもいろいろお話をさせていただいたところ、非常に皆様方も覚悟していただいた上だと思つておられます。この名前を、この四文字の部落差別ということを経る法律の名称に掲げてほしいということでありましたので、あえて掲げさせていただきます。

今も朝からの質疑の中で、確かに私も趣旨説明の中に部落差別という言葉は何度もこの場で発言させていただきますましたし、質疑の中でもこの部落差別という言葉が何回も行つたり来たりをしております。

私のこれは私見ですが、今までは、なかなか声高にこういうことを言わないでとか、余り言うこともはばかるような状況もあつたと思つておられます。逆にこのことを、この法律ができ上がつていき、そしてこの法律ができ上がることによつて、そういう陰にこもつていろいろなことを語つていくような環境をつくつていきたい、そういう思いもあつて、今回この部落差別という言葉に法律に冠させていただきますところでありまして、

○山口和之君 ありがとうございます。次に、法案の第一条に、部落差別は許さないに込められた意図について伺いたいと思つておられます。○衆議院議員(江田康幸君) 今先生申されました部落差別は許されない、この意図についてお答えをいたします。

先ほど来述べておりますように、部落差別は厳然として存在しているという認識に立つておられますが、提出者としてしましては、全てに国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとめていくならば、部落差別は許されないものであると認識しております。このような認識の下で、これを解消することが最も重要な課題であるということをお考えしております。憲法が保障するこの内心の自由、また表現の自由への配慮も踏まえた上で、本法案は禁止規定また罰則規定というものは理念法ではありません

けれども、本法案が成立することで、立法府として、部落差別は許されないというその姿勢を示すことは大きな意味があると考えております。

○山口和之君 私に差別というのは心の問題というふうには思っておりますが、この法案で、部落差別という言葉を初めて法律で使つて、部落差別は許さないとはっきり宣言することの意義は大きいのかというふうにも思います。

そこで、それぞれのような思いで法案作りに取り組んだのか、発議者のうち各会派からそれぞれ伺いたいと思つておられます。思いについてお願ひします。

○衆議院議員(門博文君) 引き続きお答えをさせていただきます。

先ほどの高木委員への御答弁と重複する部分があると思つておられます。やはり旧同和三法が施行されて物的な環境というのは随分改善されてきたということは誰もが理解をしております。ただ、先ほど来御議論がおりますように、部落差別というのが現在日本にあるかないか、部落差別がどうかあるかという定義であつたり、誰が認定するのかという議論もありましたけれども、原点の、部落差別が今、日本にあるのかどうかということから考えますと、我々は、厳然として残つていて、この認識に立つた上で、ひとつこの法律を作つていく意義とこの確認をさせていただきます。

それから、先ほど来これも何度も御指摘を、触れていただいておりますけれども、新しい形のインターネットのような環境を使つて今までなかったような部落差別の実態があるということも、今回の法律を作つていく我々の原動力になったのも事実であります。

そして、私たち、先ほど来もお話ししておりますように、この法律を党内で作つていくプロセスの中でより多くの方々から御意見を聞くことということで、偏つて一つの民間団体から集中的にお話を聞いたということではなくて、その方々からもお

伺いをしましたし、そしてまた、必ずしもその団体の、後ろ側というか配下というか、そういうところにはいつしやるとは言えない一般の地区の方々のお考えも我々なりに十分取材をさせていただいてこの法律を作る背景になったということでありまして、御理解をいただきたいと思います。

○衆議院議員(井出庸生君) 民進党の取組ということで御答弁をさせていただきます。

民進党は、民進党結党以前の旧民主党時代から人権政策推進議員連盟を置き、そうしたことに對する活動を日常的に続けてまいりました。また、私もそうなのですが、旧維新の党、高木先生との期もございまして、旧維新の党におきましても、特に大阪でヘイトスピーチに対する取組ですとか、その差別に対する意識というものは持つてやつてきたつもりでございます。今回の立法に当たりまして、党内の政調の会議ですとか職連等におきまして関係者とのヒアリングを重ねてまいりました。

今日、インターネットのお話、特に出ておりますが、私の地域でも、部落という言葉を通じて、言わなくても、その地域や人のことを指して、そういう人があれだというふうな言い方というものがまだ残念ながら時折聞くこともありますし、その実態、現実の場であつた、そういう表現がインターネットになればもつときつい表現になつてしまつた。

そうした現状も考えますと、これまでのような地域個別に對する対応ではなくて、やはり差別というものがあつてはならないと、先ほどちょっと沖繩の話も出ましたが、大臣であろうと若い警察官であろうと、全体として差別をなくしていくと、そういう方向のために御理解賜ればと思つております。

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党でございます。我が公明党は、平成十一年から党内に同和対策

等々人権問題委員会を設置して、関係団体の皆様とは継続的に意見交換を行ひながら、この部落差別の問題に長年に取り組んできたところでございませう。また、本年五月にはこの部落差別解消推進法プロジェクトを設置をさせていただいて、改めて関係団体の皆様方からこの意見交換を行わせていただいております。

そういう中で、団体の皆様からは、かつての同和対策事業特別措置法の施行でこの同和地域の物理的な生活環境の改善は進んではきてはいるけれども、一方でやはり部落差別は今なお存在しているということをお聞きいたしました。いまだに結婚、また就職における差別、そして差別発言や身体的には差別ビラ配布、そういう部落差別が厳然と行われていることをお聞きし、またさらには、先ほど来述べております、過去に深刻な人権侵害を引き起こした情報ネットワークに流れるなど、新たな差別問題が、この差別行為が問題になつていようというところをお聞きをして、まさに部落差別を解消するためのその対策の重要性を、その切実な声をお聞きしたところでございます。

今なお部落差別が存在するというこのような中で、我々立法府が、この現行の法制度ではやはり部落差別を禁止する法律がないがゆえに多くの皆様方が今もお苦しんでおられるその現状に對して、我々立法府はこうした声にこたへるべきだと、そういう思いでこの法整備の検討を進めさせていただいて、今般、この部落差別の解消を推進して部落差別のない社会の実現を目指すことを目的とする本法案をこの国会に提出をさせていただいたところでございます。

これが我が党の提案理由でございます。○山口和之君 ありがとうございます。部落差別の解消を目指して、本法案の発議者の思いがよく理解できました。ありがとうございます。

同和問題に関する国民の差別意識の現状について、人権教育・啓発に関する基本計画においてはどのように認識しているのか、法務省に伺いたいと思つておられます。

○政府参考人(根本修君) 委員から御指摘がありました人権教育・啓発に関する基本計画、これは、平成十二年に成立、施行されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第七条に基づきまして、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されたものでして、平成十四年三月に閣議決定をしたものでございます。

この計画の中では、同和問題に関する国民の差別意識の現状につきましては、政府が実施してきた各種取組を紹介した上で、これらの施策等によつて、同和問題に関する国民の差別意識は着実に解消に向けて進んでいるが、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在していることか、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げるえせ同和行為も依然として横行しているなど、深刻な状況にあるとの認識が示されております。

○山口和之君 同基本計画においては、同和問題は我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもあると位置付けられております。さらに、同和問題だけでなく、別の箇所では、人権を取り巻く情勢について、新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じているとも述べられております。

要は、差別解消へ向けて着実に進んでいますが、地域によりまだまだ根深く差別意識があり、差別事象がある。さらに、新たにインターネットを使つた差別事象が出現していること。基本計画は平成十四年の閣議決定ということでしたが、同和問題に関するこの認識は現在も維持されているのか、伺いたいと思つておられます。

○政府参考人(根本修君) 今委員からも御紹介をいただきましたが、同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいるが、地域により程度の差はあるものの依然として存在して

いるとの認識に現在も変わりはありません。  
○山口和之君 では、次に、同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数の最近の動向、また、その種別ごとの内訳について伺いたいと思います。

あわせて、法務省の同和問題解消に向けた取組について、先ほど来ずっと出ておりますので、かいつまんで簡潔にお願いしたいと思います。  
○政府参考人(森本修君) 委員から今お尋ねのありました同和問題に関する人権侵害事件の新規の救済手続開始件数ですが、過去五年間を申し上げますと、平成二十三年が百三十七件、平成二十四年が百十件、平成二十五年が八十五件、平成二十六年が百十七件、平成二十七年が九十三件でございます。年間百件前後で推移している状況にございます。もちろん、これはあくまで法務局におきまして人権相談などを通じて把握している件数であるので、全国の同和問題の実態を網羅的に把握しているものではないと思います。

それから、その内訳になりますけれども、全てを申し上げるのではなく直近の平成二十七年の九十三件を見ても、内訳としては、差別表現が六十一件、結婚、交際に関するものが十二件、雇用に関するものが一件、商品、サービス等の提供拒否に関するものが一件、その他十八件となっております。他の年も大体同様の傾向が見られるところでございます。

それから、こうした状況を踏まえました法務省における同和問題の解消に向けた取組ですけれども、法務省におきましては、人権啓発、それから人権の調査、救済と、その二本立てで様々な施策に取り組んでいくところでございます。まず、啓発の側面におきましては、人権啓発の調動事項、すなわち特に強調して啓発すべき人権課題の一つとして掲げまして、講演会の開催、啓発冊子の配布など、広く国民一般を対象とする各種の啓発活動を実施しているところでございます。また、他方、同和問題をめぐる人権侵害事件につきましては、人権相談及び人権侵害事件の調査、処理を通

じまして、その被害の救済及び予防を図ってきているところでございます。

今後引き続き同和問題に関する偏見や差別意識をなくすための啓発活動等にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山口和之君 人権侵害事件の件数の推移については、まだまだ差別意識というのが残っている、根深いということが分かると思います。

次に、各府庁に何うとありますが、高木委員のところで質問されて回答されておりますので、質問を一つ飛ばさせていただきます。ここで答覆者に伺いたいんですが、本法案が成立することにより、これまでの政府の取組をより後押しするものになるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○衆議院議員(荻野公造君) 山口委員にお答えいたします。

まさしく本法案は、国民一人一人のやはり部落差別を解消しなければいけない必要性について理解を深めていただけて、よって部落差別がない社会を実現しようということその理念としております。そうした理念を有しているこの法律案が成立することになれば、各府庁においてのこれまでの政策あるいは今後の施策について、その後押しすることになるというふうには考えております。

○山口和之君 今おっしゃった点で、これまでより前進するということだというふうに理解しました。更に加速的に各府庁が取り組まやすくなるというふうに理解させていただきます。

そこで、法案にある具体的な施策ですが、第四條にある国や地方公共団体が相談に応ずるための体制の充実を図ることの必要性について伺いたいと思います。なぜ充実することが必要なのか、次に、国や地方での相談体制の充実という場合の具体的なイメージをどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○衆議院議員(若狭勝君) 提案者としては、やはり部落差別の解消というのが極めて重要な課題で

あるというふうに思っているところでございます。まさしく部落差別に関する相談に的確に対応する、そうした体制が充実する、常に充実していくということが極めて大事だというふうに思っております。したがって、その必要性は十分にあると思うところでございます。具体的には、国、地方公共団体の連携体制を強化するとか、あるいは効果的な相談対応のための職員研修の実施等、様々なものをとらえたいと思っております。

○山口和之君 ありがとうございます。

最後に、教育、啓発について、国及び地方公共団体に必要な取組を進めるようにとの内容になっておりますが、現行の人権教育・啓発推進法との関連をどのように考えているのか、お教え願いたいと思います。

○衆議院議員(若狭勝君) 既に、御指摘のように、法務省においては、人権教育及び人権啓発推進に関する法律というものがございまして、その下で人権教育、人権啓発の施策を推進、実施していただいております。この部落差別解消が極めて重要な課題であるということ踏まえまして、特に、本法案においてはそうしたきちんとした人権教育、人権啓発を推進する必要性についてうたったものでございます。

したがって、個別法において改めてそういう、本法案において規定したわけでございますので、それを踏まえて、手法としては今までの法務省において行われている人権教育、人権啓発の推進等においては変わらないうえに、人権啓発の推進等において、更に関係府庁において、個別法においてはそうしたことを理念として強く打ち出したことよって、更に関係府庁においていろいろと施策を推進していただけるものと思っております。特に、今回、午前中からずっと審議していただいておりますが、何ともあれ、とにかくネットによる部落差別というのが今行われつつあると、これを放置すると、もう本手に負えないぐらゐの状態になつてしまつたということを我々としては危惧しま

して、それを何とか今の段階できちんと対応しておく必要を感じて本法案を制定していただこうと思つておりますので、その辺も、要するにインターネットの状況等を関係各府庁においても十分踏まえていただき、更に一層の部落差別の解消に向けての推進政策をしていただけたらというふうに思っております。

○山口和之君 私の質問は以上で終わりますけれども、私自身の思いとしてですが、昨今は差別表現がより極端に激しくなっております。外国人へのヘイトスピーチ、そしてナチスの思想すら思い起こさせるような相模原の障害者施設での殺人事件など、差別がより攻撃的な姿を見せているようにも思っています。

そんな中で、この法務委員会からヘイトスピーチ解消法が五月に成立しました。今回は、部落差別解消法案を是非とも成立させ、部落差別の解消への取組を前進させる。このことは、この法務委員会が人権のとりでとして大きな役割を担っているという責任の重さについて、私自身も思いを新たにしているところを申し上げたいと思います。

これで質問は終わらせていただきます。

○委員長(秋野公造君) 本案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

○委員長(秋野公造君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

部落差別の解消の推進に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋野公造君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋野公造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、再犯の防止等の推進に関する法律案(案)

再犯の防止等の推進に関する法律案

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第一节 基本的施策

第二節 地方公共団体の施策(第二十一条―第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)のつとめ、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念(このつとめ)、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏ま

えて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項  
二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の

充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じて、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じて職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(就労の支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その

(就業の機会の確保等)

他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第三部

法務委員会会議録第十一号 平成二十八年十二月一日 参議院

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活をおくため、住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法附則二十年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であつて自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施設を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き継ぎ、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他の民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討) 2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十一月二十五日本委員会に左の条件が付託された。

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する附則(第六七七号)

第六七七号 平成二十八年十一月十七日受理 治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する附則

諮問者 石川県金沢市 橋本啓文 外二百九十九名

紹介議員 矢田わか子君

この附則の趣旨は、第五七号と同じである。

十一月二十八日日本委員会に左の条件が付託され  
た。

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する附議(第七九五号)(第八七四号)

一、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する附議(第一〇八三号)

一、元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する附議(第一〇八四号)

一、国籍選択制度の廃止に関する附議(第一〇八五号)

第七九五号 平成二十八年十一月十八日受理  
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する附議

附議者 山形市 中山純子 外二百九十三名  
紹介議員 岩淵 友君

この附議の趣旨は、第五七号と同じである。

第八七四号 平成二十八年十一月二十一日受理  
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する附議

附議者 千葉県松戸市 須郷精 外二百九十九名  
紹介議員 徳永 エリ君

この附議の趣旨は、第五七号と同じである。

第一〇八三号 平成二十八年十一月二十二日受理  
選択的夫婦別姓制度導入の民法改正に関する附議

附議者 熊本県玉名郡南関町 坂本慶子 外二百六十二名  
紹介議員 糸数 慶子君

この附議の趣旨は、第七七号と同じである。

第一〇八四号 平成二十八年十一月二十二日受理  
元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に

に喪失しないことを求めることに関する附議

附議者 千葉県市川市 磯貝憲 外五十四名  
紹介議員 福山 哲郎君

この附議の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一〇八五号 平成二十八年十一月二十二日受理  
国籍選択制度の廃止に関する附議

附議者 千葉県市川市 磯貝憲 外五十二名  
紹介議員 福山 哲郎君

この附議の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

十一月三十日日本委員会に左の条件が付託された。

一、部落差別の解消の推進に関する法律案(衆)

部落差別の解消の推進に関する法律案  
部落差別の解消の推進に関する法律

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念のつとめ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)  
第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のつとめ、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めること

により、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)  
第三条 国は、前条の基本理念のつとめ、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念のつとめ、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)  
第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に対応するための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に対応するための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)  
第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)  
第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

平成二十八年十二月十五日印刷

平成二十八年十二月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F